

平成29年 9 月 1 日 開 会

平成29年 9 月 22日 閉 会

平成29年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目

次

9月1日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開　　会（午前10時00分）	4
○日程第1　会議録署名議員の指名について	4
○日程第2　会期の決定について	4
○日程第3　諸般の報告について	4
○日程第4　報第4号及び日程第5　報第5号	5
○日程第6　報第6号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
○日程第7　報第7号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	5
○日程第8　議第48号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	5
林市長提案説明	5
○日程第9　質　　疑	8
○日程第10　討　　論	8
9番　山崎　通議員賛成討論	8
○日程第11　採　　決	9
○日程第12　議第49号から日程第20　議第55号まで	9
林市長提案説明	9
○散　　会（午前10時36分）	13

9月8日（金曜日）第2号

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	16
○欠席議員	17
○説明のため出席した者の職氏名	17

○職務のため出席した事務局職員の職氏名	17
○開　　議（午前10時00分）	18
○日程第1　質　　疑（議第49号から議第55号まで）	18
1 番　寺町祥江議員質疑	18
桐山福祉課長答弁	18
1 番　寺町祥江議員質疑	18
桐山福祉課長答弁	19
1 番　寺町祥江議員質疑	19
桐山福祉課長答弁	19
1 番　寺町祥江議員質疑	20
桐山福祉課長答弁	20
1 番　寺町祥江議員質疑	20
桐山福祉課長答弁	20
1 番　寺町祥江議員質疑	21
桐山福祉課長答弁	21
1 番　寺町祥江議員質疑	21
藤田健康介護課長答弁	22
1 番　寺町祥江議員質疑	22
藤田健康介護課長答弁	23
1 番　寺町祥江議員発言	23
14番　藤根圓六議員質疑	23
長野まちづくり・企業支援課長答弁	24
14番　藤根圓六議員質疑	24
長野まちづくり・企業支援課長答弁	24
14番　藤根圓六議員質疑	24
長野建設課長答弁	25
14番　藤根圓六議員質疑	25
渡邊理事兼総務課長答弁	25
14番　藤根圓六議員質疑	26
長野まちづくり・企業支援課長答弁	26
14番　藤根圓六議員質疑	26
長野まちづくり・企業支援課長答弁	27

14番 藤根圓六議員発言	27
7番 村瀬誠三議員質疑	27
久保田企画財政課長答弁	27
7番 村瀬誠三議員質疑	28
久保田企画財政課長答弁	29
7番 村瀬誠三議員質疑	29
山田産業課長答弁	30
7番 村瀬誠三議員質疑	30
山田産業課長答弁	31
7番 村瀬誠三議員質疑	31
山田産業課長答弁	32
7番 村瀬誠三議員質疑	32
山田産業課長答弁	33
○休憩（午前10時53分）	33
○再開（午前11時10分）	33
8番 福井一徳議員質疑	33
渡邊理事兼総務課長答弁	34
8番 福井一徳議員質疑	35
渡邊理事兼総務課長答弁	35
8番 福井一徳議員質疑	35
渡邊理事兼総務課長答弁	36
8番 福井一徳議員質疑	36
渡邊理事兼総務課長答弁	36
8番 福井一徳議員質疑	38
渡邊理事兼総務課長答弁	38
8番 福井一徳議員質疑	39
渡邊理事兼総務課長答弁	39
8番 福井一徳議員質疑	40
久保田企画財政課長答弁	40
8番 福井一徳議員質疑	41
久保田企画財政課長答弁	41
8番 福井一徳議員質疑	41

長野まちづくり・企業支援課長答弁	41
8 番 福井一徳議員質疑	42
山田産業課長答弁	43
8 番 福井一徳議員質疑	43
柴田理事兼地方創生監答弁	43
8 番 福井一徳議員質疑	44
長野まちづくり・企業支援課長答弁	44
山田産業課長答弁	45
8 番 福井一徳議員質疑	45
久保田企画財政課長答弁	45
8 番 福井一徳議員質疑	46
久保田企画財政課長答弁	46
8 番 福井一徳議員質疑	47
久保田企画財政課長答弁	47
8 番 福井一徳議員質疑	48
○休 憩（午前11時58分）	48
○再 開（午前11時58分）	48
8 番 福井一徳議員質疑	48
山田産業課長答弁	49
8 番 福井一徳議員質疑	49
山田産業課長答弁	50
○休 憩（午後 0 時03分）	50
○再 開（午後 1 時00分）	50
8 番 福井一徳議員質疑	50
長野まちづくり・企業支援課長答弁	50
8 番 福井一徳議員質疑	52
長野まちづくり・企業支援課長答弁	52
8 番 福井一徳議員質疑	53
山田産業課長答弁	53
8 番 福井一徳議員質疑	54
山田産業課長答弁	54
8 番 福井一徳議員質疑	54

長野建設課長答弁	55
8 番 福井一徳議員質疑	55
長野建設課長答弁	56
8 番 福井一徳議員質疑	56
久保田企画財政課長答弁	57
8 番 福井一徳議員質疑	58
久保田企画財政課長答弁	58
8 番 福井一徳議員質疑	59
久保田企画財政課長答弁	59
2 番 加藤裕章議員質疑	59
桐山福祉課長答弁	60
2 番 加藤裕章議員質疑	60
桐山福祉課長答弁	60
○日程第2 委員会付託（議第49号から議第55号まで）	61
○散 会（午後1時37分）	61

9月19日（火曜日）第3号

○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	63
○出席議員	63
○欠席議員	63
○説明のため出席した者の職氏名	63
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	64
○開 議（午前10時00分）	65
○日程第1 一般質問	65
1. 9 番 山崎 通議員質問	65
（1）山口市「バスターミナル」整備について	65
長野まちづくり・企業支援課長答弁	65
山崎 通議員質問	66
林市長答弁	67
（2）消防広域化の進捗状況と今後の見通し	68
藤根消防長答弁	69

山崎 通議員質問	69
林市長答弁	71
山崎 通議員発言	73
○休 憩（午前10時35分）	74
○再 開（午前10時50分）	74
2. 8 番 福井一徳議員質問	74
（1）国民健康保険の運営の都道府県化に伴う国保税の扱いについて	74
奥田市民環境課長答弁	75
福井一徳議員質問	76
奥田市民環境課長答弁	76
福井一徳議員質問	77
林市長答弁	77
（2）平和首長会議総会を受けた「山縣市非核平和都市宣言」制定について	77
林市長答弁	79
福井一徳議員質問	79
林市長答弁	81
福井一徳議員質問	81
林市長答弁	82
○休 憩（午前11時18分）	82
○再 開（午前11時19分）	82
3. 2 番 加藤裕章議員質問	82
（1）地方創生交付金事業について	82
久保田企画財政課長答弁	82
加藤裕章議員質問	85
柴田理事兼地方創生監答弁	86
加藤裕章議員質問	87
宇野副市長答弁	87
（2）コミュニティ・スクールについて	88
伊藤教育長答弁	89
加藤裕章議員質問	91
伊藤教育長答弁	92
加藤裕章議員発言	93

○休 憩（午前11時57分）	93
○再 開（午後 1 時00分）	93
4. 1 番 寺町祥江議員質問	93
（1）体験型保育事業について	93
桐山福祉課長答弁	94
寺町祥江議員質問	94
桐山福祉課長答弁	95
寺町祥江議員質問	96
桐山福祉課長答弁	97
（2）人権教育・啓発について	97
桐山福祉課長答弁	97
鬼頭学校教育課長答弁	98
梅田生涯学習課長答弁	99
寺町祥江議員質問	100
久保田企画財政課長答弁	101
寺町祥江議員質問	102
林市長答弁	102
5. 5 番 郷 明夫議員質問	103
（1）「公共施設等総合管理計画」について	103
宇野副市長答弁	104
郷 明夫議員質問	106
林市長答弁	106
（2）（仮称）高富インターチェンジ周辺の関連社会基盤施設の整備状況につ いて	107
宇野副市長答弁	108
郷 明夫議員質問	110
林市長答弁	111
郷 明夫議員発言	112
○休 憩（午後 2 時12分）	112
○再 開（午後 2 時25分）	112
6. 4 番 加藤義信議員質問	112
（1）自殺対策について	112

藤田健康介護課長答弁	114
加藤義信議員質問	115
宇野副市長答弁	116
加藤義信議員質問	117
林市長答弁	117
(2) ICT（情報通信技術）教育の推進について	119
鬼頭学校教育課長答弁	120
加藤義信議員質問	121
鬼頭学校教育課長答弁	122
加藤義信議員質問	124
鬼頭学校教育課長答弁	125
○散 会（午後3時11分）	126

9月20日（水曜日）第4号

○議事日程	127
○本日の会議に付した事件	127
○出席議員	127
○欠席議員	127
○説明のため出席した者の職氏名	127
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	128
○開 議（午前10時00分）	129
○日程第1 一般質問	129
7. 7番 村瀬誠三議員質問	129
(1) 土木系公共施設の将来対応について	129
長野建設課長答弁	130
浅野水道課長答弁	131
村瀬誠三議員質問	132
宇野副市長答弁	134
(2) 教員の時間外勤務と部活動のあり方について	134
鬼頭学校教育課長答弁	135
村瀬誠三議員質問	136
鬼頭学校教育課長答弁	137

村瀬誠三議員質問	138
伊藤教育長答弁	140
8. 6番 操 知子議員質問	141
（１）ＡＥＤの無料貸し出し事業について	141
藤根消防長答弁	141
操 知子議員質問	142
藤根消防長答弁	143
操 知子議員質問	143
藤根消防長答弁	143
○休 憩（午前10時53分）	144
○再 開（午前11時10分）	144
9. 11番 上野欣也議員質問	144
（１）教員の在校時間の削減と指導力の向上	144
伊藤教育長答弁	147
上野欣也議員質問	149
伊藤教育長答弁	153
（２）中学生と市長と語る会のあり方	155
伊藤教育長答弁	156
上野欣也議員発言	157
○散 会（午前11時57分）	157

9月22日（金曜日）第5号

○議事日程	159
○本日の会議に付した事件	161
○出席議員	163
○欠席議員	163
○説明のため出席した者の職氏名	163
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	164
○開 議（午前10時00分）	165
○日程第1 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（訂正の件）	165
林市長訂正説明	165

○日程第2	常任委員会委員長報告	165
○日程第3	委員長報告に対する質疑	168
○日程第4	討 論（議第49号から議第55号まで）	168
8 番	福井一徳議員反対討論	168
○日程第5	採 決（議第49号から議第55号まで）	171
○休 憩	（午前10時30分）	173
○再 開	（午前10時30分）	173
○日程第6	議第56号 山県市副市長の選任同意について	173
	林市長提案説明	173
○日程第7	質 疑	174
○日程第8	討 論	174
9 番	山崎 通議員賛成討論	174
○日程第9	採 決	175
○休 憩	（午前10時35分）	175
○再 開	（午前10時35分）	175
○日程第10	発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について	175
	石神 真総務産業建設常任委員会委員長趣旨説明	176
○日程第11	質 疑	176
○日程第12	討 論	176
○日程第13	採 決	177
○日程第14	発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について	177
	石神 真総務産業建設常任委員会委員長趣旨説明	177
○日程第15	質 疑	178
○日程第16	討 論	178
6 番	操 知子議員反対討論	178
○休 憩	（午前10時47分）	179
○再 開	（午前10時49分）	179
1 番	寺町祥江議員賛成討論	179
8 番	福井一徳議員反対討論	179
9 番	山崎 通議員賛成討論	180

2 番 加藤裕章議員賛成討論	180
○日程第17 採 決	181
○日程第18 発議第3号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を 求める意見書について	181
藤根圓六厚生文教常任委員会委員長趣旨説明	181
○日程第19 質 疑	182
○日程第20 討 論	182
8 番 福井一徳議員賛成討論	182
○日程第21 採 決	184
○日程第22 議員派遣について	184
○閉 会（午前11時05分）	185
○会議録署名者	185

平成29年 9 月 1 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

平成29年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 9月1日（金曜日）

○議事日程 第1号 平成29年9月1日

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |
| 日程第4 | 報第4号 専決処分の報告について |
| 日程第5 | 報第5号 専決処分の報告について |
| 日程第6 | 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第7 | 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について |
| 日程第8 | 議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第9 | 質 疑 |
| 日程第10 | 討 論 |
| 日程第11 | 採 決 |
| 日程第12 | 議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 日程第13 | 議第50号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認第2号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 日程第16 | 議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議第52号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議第53号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について |
| 日程第20 | 議第55号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について |

○本日の会議に付した事件

- | | |
|------|----------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告について |

日程第4	報第4号	専決処分の報告について
日程第5	報第5号	専決処分の報告について
日程第6	報第6号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第7	報第7号	山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
日程第8	議第48号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第9	質 疑	
日程第10	討 論	
日程第11	採 決	
日程第12	議第49号	山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第13	議第50号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第14	認第1号	平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認第2号	平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第16	議第51号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
日程第17	議第52号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議第53号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19	議第54号	岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
日程第20	議第55号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について

○出席議員（14名）

1 番	寺 町 祥 江 君	2 番	加 藤 裕 章 君
3 番	古 川 雅 一 君	4 番	加 藤 義 信 君
5 番	郷 明 夫 君	6 番	操 知 子 君
7 番	村 瀬 誠 三 君	8 番	福 井 一 徳 君
9 番	山 崎 通 君	10 番	吉 田 茂 広 君
11 番	上 野 欣 也 君	12 番	石 神 真 君
13 番	武 藤 孝 成 君	14 番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君
理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君	企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君
税 務 課 長	石 神 彰 君	市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君
福 祉 課 長	桐 山 藤 夫 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
産 業 課 長	山 田 和 哉 君	建 設 課 長	長 野 裕 君
水 道 課 長	浅 野 晃 秀 君	まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君
会 計 管 理 者	大 西 英 樹 君	消 防 長	藤 根 好 君
学 校 教 育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生 涯 学 習 課 長	梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	棚 橋 輝 英
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開会

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（武藤孝成君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、5番 郷 明夫君、6番 操 知子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（武藤孝成君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの22日間とし、9月2日から7日、9日から18日及び21日を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月22日までの22日間とし、9月2日から7日、9日から18日及び21日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成29年6月から8月までに執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

7月6日に美濃加茂市において岐阜県市議会議長会議が開催され、山崎副議長と出席いたしました。会議では会務の報告の後、議案4件を審査し、原案のとおり可決されました。なお、次期開催地は瑞浪市と決定されました。

8月30日に岐北衛生施設組合議会第2回定例会が開催され、関係議員と出席をいたしました。会議では副議長の選出並びに平成28年度決算の議案を審査し、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第4号及び日程第5 報第5号

○議長（武藤孝成君） 日程第4、報第4号及び日程第5、報第5号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件であります。

日程第6 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第6、報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件であります。

日程第7 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（武藤孝成君） 日程第7、報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件であります。

日程第8 議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（武藤孝成君） 日程第8、議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、8月6日に瑞穂市で開催をされました消防感謝祭第66回岐阜県消防操法大会には、ポンプ車操法の部に市の消防団第1分団が出場されました。出場されました第1分団の選手は、連日の訓練により磨かれた操法技術とチームワークを遺憾なく発揮し、すばらしい操法を披露され、総合得点6位の成績で見事に優秀賞を受賞されました。

さらに、3番員の長江選手は、それぞれ番員選手の中で1位を授与される優秀番員賞を受賞されました。本市におけるこの団体での入賞は、合併前の平成元年に高山市で開催されました第38回の大会で高富町消防団常備部が9位に入賞して以来、個人賞は、この賞が創設されてから初めての受賞でございます。まことにおめでとうございます。

この大会に向けまして、連日厳しい訓練に励んでこられた消防団員を初め、受賞され

た関係者の御努力には、有事における災害への対応、救助活動等の礎になるものと確信をいたしております。

また、7月、8月になりまして、台風や集中豪雨による災害が各地で発生し、甚大な被害が発生しております。

7月5日には、福岡県と大分県を中心とした九州北部豪雨が発生いたしました。豪雨による土砂崩壊、河川の氾濫などにより36名のとうとい命が失われ、多くの建物が被害を受けました。改めて、お亡くなりになられました方々と御遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興、そして再生を願うところでございます。

また、岐阜県内におきましては、去る8月18日未明に、岐阜地域及び東濃地域を中心に大雨が発生をいたしました。本市においては、次々と発生する発達した雨雲が、ほぼ同じ場所を通過し、大桑の雨量観測地点では最大時間雨量99ミリ、累計雨量では190ミリでございました。また、西武芸雨量観測地点で最大時間雨量が75ミリ、累計では201ミリを観測いたしました。また、その一方で、北山雨量観測地点では累計雨量が62ミリ、葛原雨量観測地点では累計雨量が51ミリ、この市役所の雨量観測地点では累計雨量が61ミリを観測したのみでございます。このわずかに市内数キロメートルの違いで降雨量が大きく異なっただけの局地的大雨でございました。

本市の対応でございますが、午前0時44分に洪水警報が発令されたため、午前1時35分に災害警戒本部を設置し、さらに、午前1時55分に土砂災害警戒情報が発令されたため、その旨を防災無線で伝達し、午前2時20分に市の幹部で組織する災害対策本部を設置し、警戒対応したところございます。この大雨による被災状況は、大雨が観測された大桑地内で林道ののり面崩壊などの災害が発生したほか、民有地の土砂崩れ、床下浸水が1件、道路冠水や雨量規制による道路通行止めなどがございましたが、幸いにも人命にかかわるような被害はございませんでした。

このような局地的大雨は、ゲリラ豪雨とも言われ、近年特に多発するようになり、全国各地で土砂崩壊や河川の氾濫による被害、冠水による交通機能を麻痺させるなどの被害が多く見受けられます。市といたしましても、今回の大雨における対応結果の問題点の有無などを検証し、より適切な警戒体制のあり方や対応方針を検討していく所存でございます。

また、本年度も市民の皆様に避難・救助訓練を通じて、日ごろから防災意識を高く持っていていただき、いざというときに備えていただくことを目的に、山県市総合防災訓練を11月12日の日曜日に高富小学校を会場として実施する予定でございます。高富地域の自

治会関係者及び関係団体の皆様には、御協力をお願い申し上げますとともに、議員各位におかれましても、市民の皆様の御参加、御協力につきまして、御配慮いただきますようよろしくお願いを申し上げます次第でございます。

ここで幾つかの御報告をさせていただきます。

昨年から8月11日が、山の日として新たに国民の祝日とされました。本市では、8月11日の山の日を山県の日とし、本年度は、山の日の前日となります8月10日に、岐阜県山県市エリアデーとして、中京圏にシェアのナンバー1のラジオ放送、ジップエフエムを1日ジャックし、山の魅力や観光スポットなどを紹介することで、さらなる中京圏での認知度向上及び本市への観光誘客を目指したところでございます。

この10日の放送中には、SNSで「やまがた」ワードの検索がふえたり、ウェブサイト、YAMAGATA BASEでは、通常の60倍以上のアクセスがあり、大勢の方が山県の魅力を感じ、興味を持っていたことと思われまます。

また、都市圏にお住まいの方を対象といたしまして山県暮らしの魅力を体験する市内見学会、山県暮らしバスツアーを開催しております。第1回目は、山と川と暮らすをテーマといたしまして、8月19日に開催し、愛知県在住の方や岐阜市在住の方など14名が参加されました。製材加工の見学ですとか、円原川の化石探しなどを体験していただきました。第2回目は、9月9日に都市と自然を楽しむ暮らしと住まいといたしまして、家具工房の見学や昨年移住した家具職人との交流を、また、第3回目以降は、山県の農業、伊自良大実、地域資源で起業、山県の水栓金具ができるまで、子育てしやすい山県をテーマに企画しております。

さらに9月24日からは、移住検討者、就労希望者への就労支援をするため、農作業体験や市内企業での水栓金具製造現場での仕事体験を企画しております。10月7日からは、空き家取得後の家屋の移住・定住者が自ら改修・再生するための増改築手法を学ぶ空き家DIYリノベーションといたしまして、伊自良の柿を使用した柿渋塗装も体験できるウッドデッキづくり、縁側づくりなど、空き家再生体験をしていただくこととなっております。

それでは、本日御提案いたしました案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、報告案件4件、人事案件1件、条例案件2件、決算案件2件、補正予算案件3件、その他案件2件の計14案件でございます。

それでは、ただいま上程されました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

資料ナンバー1、9ページをお願いいたします。

9ページの議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、

現在、山口市の人権擁護委員は８名でございますが、このうち鷺見明俊氏が平成29年12月31日をもって任期満了となることから、再度、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

鷺見氏は、高富にお住まいで人権擁護委員を平成21年から3期務められている方でございます。

なお、任期は平成30年1月1日から3年間でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第9 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第9、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第48号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議第48号は委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第10 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第10、討論。

ただいまから、討論を行います。

最初に、反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、賛成討論をさせていただきます。

今市長から御案内がありましたが、私も個人的に存じ上げておりますが、人格、識見

ともにすばらしい人ですので、いい人を選んでいただいたなと、こんなふうに思っておりますので、当然賛成をさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） それでは、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第11 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第11、採決。

ただいまから、議第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。

日程第12 議第49号から日程第20号 議第55号まで

○議長（武藤孝成君） 日程第12、議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について、日程第13、議第50号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第14、認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認第2号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第16、議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）、日程第17、議第52号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議第53号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第19 議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、日程第20、議第55号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、以上9議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました9案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー 1、11ページをお願いします。

11ページの議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、山県市遊水広場は、伊自良キャンプ場の附属施設として一体的に整備されたものでありますが、現在利用がなく、施設の老朽化も著しいことに加えて、平成29年4月1日に伊自良キャンプ場を廃止したことによりまして、今後も利用が見込めないため、山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

11ページをお願いします。

議第50号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、第7次一括法によりまして、公営住宅法の改正が行われ、関係政省令である公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正されたことにより条ずれが生じたため、引用条項の改正を行うものでございます。

続きまして、資料ナンバー 4、認第 1 号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー 5、認第 2 号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定についてでございます。一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、それぞれ監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー 4—2 及び資料ナンバー 5—2 の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー 4—3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただいております。

続いて、今般の補正予算について御説明申し上げます。

資料ナンバー 6 をお願いします。

資料ナンバー 6、議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に3,452万3,000円を追加し、その総額を131億2,029万5,000円とするほか、地方債の補正をしようとするものでございます。

まずは、10ページの歳出の款ごとに、主な内容を御説明申し上げます。

まず、総務費では、市北部地域への移住促進や3世代の同居・近居等を奨励する、ふるさと暮らし奨励金の歳出予算額に300万円を追加しようとするものでございます。なお、今般、新たな歳入として、本市のこうした空き家活用制度に対する県から3分の1以内の補助金490万円と、任期満了後の地域おこし協力隊の定住促進に対する2分の1以内の補助金104万2,000円を歳入予算に追加しようとしております。

次に、民生費では、来年度から消防事務を岐阜市へ事務委託するに当たりまして、現

在310軒の高齢者世帯に設置してあります緊急通報システムについて、来年度からは、専門のコールセンターへ委託しようとするための経費272万8,000円の追加がございました。

次の県補助金返還金は、前年度の県単福祉医療費助成金に関する精算返還金218万9,000円でございます。

11ページの児童館費は、子どもげんきはうすの火災報知機が落雷により故障したため修理しようとする経費でございます。その財源は、全額火災保険料を雑入として見込んでおります。

次に、農林水産業費では、養豚農家の堆肥運搬車の購入について、4分の1の県補助に採択されたため、財源を全額県補助金として105万円の追加計上をいたしております。また、年度内には対応すべき機械揚水機の故障等が本年度は多く、農業用施設改修工事に400万円を追加計上しております。県単かんがい排水工事につきましては、大森笹池揚水機場の水中ポンプと操作盤の故障更新として700万円を計上いたしておりますが、その財源の2分の1を県補助金として見込み、これら農業施設の分担金として110万円を計上いたしております。

12ページの商工費では、現在国庫補助を受けて整備を予定している伊自良湖周辺において、県補助2分の1の清流の国ぎふ推進補助金を活用し、本市の特徴でもあります木材を活用したサイン工事を実施するため1,418万4,000円を追加計上し、県補助外の財源として合併振興基金繰り入れを計上いたしております。

続いて、7ページの歳入をごらん願います。

7ページ、地方特例交付金と地方交付税は、本市への交付額の決定に伴い、追加しようとするものでございます。

分担金と県補助金は、歳出においてそれぞれ御説明申し上げましたものでございます。

8ページの基金繰入金の財政調整基金繰入金1億8,187万7,000円の減額は、今般の補正に伴い余剰となる財源について、現在取り崩しを予定しております分を減額しようとするものでございます。

前年度繰越金5,724万4,000円は、前年度決算の実質収支額を踏まえての追加分でございます。諸収入は、げんきはうすの火災保険料でございます。

市債につきましては、4ページにございます、第2表の地方債補正をごらん願います。追加といたしまして、社会資本総合整備交付金の対象としている合併橋の耐震補強補修工事において、有利な地方債の発行が認められることになりましたので、新たに発行を追加しようとするものでございます。

変更は、地方交付税額の決定等に伴い、本市の臨時財政対策債の発行限度額が4億1,000

万円と決定されたことに伴い、限度額の変更をしようとするものでございます。

続いて、15ページをお開き願います。

議第52号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に577万5,000円を追加し、その総額を40億9,377万5,000円にしようとするものでございます。

21ページの歳出で、総務費32万4,000円の追加は、来年度から県が主体となる制度改正に伴うことに対応するための経費で、その財源の全額を国庫補助金で見込んでおります。また、前年度の退職者医療交付金に係る社会保険診療報酬支払基金への精算返還金545万1,000円を計上しております。

20ページの歳入では、制度改正対応の国庫補助金32万4,000円のほか、前年度決算の実質収支額を踏まえて、前年度繰越金302万円を追加する一方で、今般の補正に伴い不足となる財源分として基金繰入金243万1,000円を計上いたしております。

続きまして、23ページをお開き願います。

議第53号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,594万9,000円を追加し、その総額を26億6,794万9,000円とするものでございます。

29ページの歳出をお願いいたします。

歳出にあります償還金1,594万9,000円は、前年度の介護給付費と地域支援事業の額の確定に伴います精算返還金でございます。

28ページの歳入では、前年度の地域支援事業費の額の確定に伴いまして、支払基金交付金5万5,000円を追加するとともに、前年度決算の実質収支額を踏まえて前年度繰越金74万3,000円を追加する一方で、今般の補正に伴い不足となる財源分といたしまして、基金繰入金1,515万1,000円を計上いたしております。

続きまして、資料ナンバー1をお願いいたします。

資料ナンバー1、議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議については、地方自治法第252条の2第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

本協約は、連携中枢都市宣言を行うことができる岐阜市と本市との協約でございますが、現在、本市以外にも、岐阜地域の複数の自治体において審議がなされようとしているものでございます。

この協約の内容につきましては、国が想定している連携中枢都市圏構想推進要綱にほぼのっとりしております。特殊な型式とはしておりません。すなわち、目的、基本方針、

取り組みと役割の分担、費用分担、毎年度の協議等を規定しております。

なお、第3条を受けて規定する取り組み内容と役割分担を定める別表につきましては、国の推進要綱で規定している圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上という3つのテーマにおいて、20の項目について規定しており、具体的な実務につきましては、現在双方にメリットのある実務について研究しているところでございます。

続きまして、資料ナンバー7をお願いいたします。

資料ナンバー7、議第55号 山口市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、同計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

主な変更内容のポイントは3点でございます。

1つ目は、本年第2回定例会において議決をいただいた公共施設等総合管理計画との整合性を図ろうとするものでございます。

2つ目は、平成27年実施の国勢調査の結果を初め、可能な限り、最新のデータを追記しようとするものや、区分変更等でございます。

3つ目は、具体的な追加等でございます。

具体的には、2の産業の振興には西洞納谷林道の改良を追加し、育林推進事業に植栽と下刈りを追記し、3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、実施済みの笹賀橋の改良を削除する一方、西武芸橋の改良、御園下橋の改良を追加するなどがございます。

以上、御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9月8日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時36分散会

平成29年 9 月 8 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 2 号)

平成29年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 9月8日（金曜日）

○議事日程 第2号 平成29年9月8日

日程第1 質 疑

- | | |
|-------|--|
| 議第49号 | 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 議第50号 | 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 認第1号 | 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第2号 | 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 議第51号 | 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号） |
| 議第52号 | 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第53号 | 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第54号 | 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について |
| 議第55号 | 山県市過疎地域自立促進計画の変更について |

日程第2 委員会付託

- | | |
|-------|--|
| 議第49号 | 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 議第50号 | 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 認第1号 | 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第2号 | 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 議第51号 | 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号） |
| 議第52号 | 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第53号 | 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議第54号 | 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について |
| 議第55号 | 山県市過疎地域自立促進計画の変更について |
-

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第49号	山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
議第50号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第51号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第52号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第53号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第54号	岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
議第55号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第2 委員会付託

議第49号	山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
議第50号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第51号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
議第52号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第53号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第54号	岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
議第55号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について

○出席議員（14名）

1 番	寺 町 祥 江 君	2 番	加 藤 裕 章 君
3 番	古 川 雅 一 君	4 番	加 藤 義 信 君
5 番	郷 明 夫 君	6 番	操 知 子 君
7 番	村 瀬 誠 三 君	8 番	福 井 一 徳 君
9 番	山 崎 通 君	10 番	吉 田 茂 広 君
11 番	上 野 欣 也 君	12 番	石 神 真 君
13 番	武 藤 孝 成 君	14 番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君
理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君	企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君
税 務 課 長	石 神 彰 君	市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君
福 祉 課 長	桐 山 藤 夫 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
産 業 課 長	山 田 和 哉 君	建 設 課 長	長 野 裕 君
水 道 課 長	浅 野 晃 秀 君	ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君
会 計 管 理 者	大 西 英 樹 君	消 防 長	藤 根 好 君
学 校 教 育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生 涯 学 習 課 長	梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	棚 橋 輝 英
書 記	鷺 見 芳 文		

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第1、質疑。

議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止についてから議第55号 山県市過疎地域自立促進計画の変更についてまでの9議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

通告順位1番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、質疑をさせていただきます。

認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課関係が4件と健康介護課関係が2件の6件質問をさせていただきます。

1件目、社会福祉総務費についてお尋ねいたします。資料4—3、77ページ、生活困窮者自立支援事業、こちらの支援実績が平成27年度は39人、平成28年度は15人と、前年の半分以上の人数となっていますが、その原因は何だと考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

生活困窮者自立支援事業は、平成27年度から開始した事業で、初年度に当たる平成27年度の相談実績を39名としておりますが、そのうち28名の相談者については、収入がある程度ある方や、制度の内容を理解されないまま、支援金が受けられると勘違いされた方などの相談も相談者数として計上しているのに対しまして、平成28年度にはそうした相談の誤認識による相談がなかったということで、相談者数が減少する結果となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） わかりました。ありがとうございます。

生活困窮者自立支援事業は、福祉課のみでなく、ほかの課とも連携が必要な事業だと思いますので、ほかの課との連携を強めていただいて、自立支援事業が今後も広がるようにしていただければと思います。減少した理由については了解いたしました。

2件目に入ります。資料4―3、91ページ、児童福祉総務費、子ども・子育て利用者支援事業についてお尋ねいたします。

こちらでも減少の理由をお聞きしたいんですけれども、相談件数が前年の半分以上となっています。こちらの原因もお聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

子ども・子育て利用者支援事業の相談件数についてでございますが、この事業は、国、県の子ども・子育て支援交付金の対象事業として、その実施要綱及び利用者支援事業ガイドラインに基づき実施しています。このガイドラインでは、相談、助言等は必ず記録を作成することとされていることから、平成28年度の実績は、この記録のある391件といたしました。

しかし、平成27年度の実績には、軽微な問い合わせや電話相談による件数551件も含めた件数を計上していることから、半分以上の実績となったものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 原因について理解しました。

次の質問に移らせていただきます。

資料ナンバー4―3、95ページの児童福祉総務費、病児・病後児保育事業についてお尋ねいたします。

延べ利用者数は、山県市のおひさまが12人となっており、不用額が生じた理由として、市内の保育施設、こちらはおひさまのことだと思うんですけれども、こちらの利用者数が当初計画より少なかったと記されていますが、その原因は何でしょうか。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

山県市おひさまの病児・病後児保育事業につきましては、平成27年度に山県市社会福祉協議会が病児保育施設おひさまを建設されまして、平成28年4月から利用者の受け入れを開始された、平成28年度の新規事業で、山県市病児保育事業の実施及び補助金交付要綱の規定により、事業実施者に対して、補助金を交付する補助事業でございます。

この補助事業における利用者の階層区分といたしまして、50人を境として、補助金に大きな差があります。また、利用者見込みが困難な初年度にあつて、事業者として50人以上の利用者見込みを立てられ、保育所や小学校などへチラシや掲示物により周知を行われましたが、病児保育施設としての認知が得られなかったことや、実績がないことに

よる保護者の不安感などから利用が少なかったことが原因であるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） 今の原因をお聞きすると、広報はしたが、今までの実績により、安心感が、新しくできたところは得られなかったというような内容だと思うんですけれども、その安心感を得られるために、今後どうされていかれるかという計画は立てられていますでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えします。

初年度に当たり、保育所とか小学校へチラシ等を配布して、啓発を行っておりますが、こうした啓発を地道に行うことによって、また、信頼を得られるような啓発を行うことによって、利用者の増加につなげていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） 再々質問をさせていただきます。

以前からある岐阜市などの施設は、病院に併設された施設で、病気になられたお子さんを診察して、その日からそちらの病後児保育や病児保育を利用することができると思うんですけれども、おひさまは病院施設に併設されているところではなく、別の病院に診断を一度受けにいかないという一手間がどうしてもかかってきてしまうと思うんですけれども、そちらが利用者の方からすると、ちょっと利用しにくい理由でもあるのではないかなと思います。

そちらも難しいとは思いますが、その負担を少し軽減できるような方法などがあれば、利用者がふえるのではないかという考えもあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再々質問にお答えします。

現状、おひさまのほうでは、議員御発言のとおり、医療機関に寄って、診察後に利用していただくという手段しかございませんが、おひさまにそうした医師を配置することとはかなり困難であるというふうに考えますので、現状これを改善するような方策については、ちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） 次の質問に移らせていただきます。同じく資料 4－3 の98ページ、保育園費です。

保育園運営費についてお伺いします。不用額が生じた理由に、給食材料の効率的な購入に努めたというふうに書かれているんですけども、その具体的な内容をお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

保育園運営費における給食材料の効率的な購入についてでございますが、給食は子供の成長のための重要な役割を担うものであり、安全で安心な給食の提供に努めております。

その食材の購入に当たっては、できる限り安価で購入できるよう、大量に出荷される旬な食材を利用したメニューを取り入れたり、特に生鮮食料品については価格の変動があることから、高額となる場合は、栄養価を同じくした食材に変更するなどの工夫をしております。

また、日々の園児数の変動などを考慮して、発注量にも気を配り、できる限り食材を廃棄しない発注にも努めております。

また、おやつにつきましても、調理員による手づくりおやつを週に4回以上取り入れるなど、経費削減の努力をしております。

こうした積み重ねが食材の効率的な購入につながるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1 番（寺町祥江君） おやつなどを調理員さんに調理していただいて、経費を削減されているということで、手づくりのものが子供たちも食べられて、大変、経費も削減されて、いいことだと思います。

大量に出荷されるものだったりとかというのを今利用しているというお話だったんですけども、食品自体、大量に入荷するもので価格を安くできるものだったりということだと思うんですが、食品の質などが落ちることがないように、今後も気をつけていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

同じく資料 4－3 の237ページです。

任意事業費、配食サービス事業についてお尋ねいたします。

事業実績が前年より、人数、食数ともに増加しています。これは大変すばらしいこと

だと思うんですけども、その要因は何だと考えられますか。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

成果説明書238ページ、介護保険特別会計の任意事業で行っている配食サービスは、在宅の高齢者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、高齢者等の健康維持を図るとともに、安否確認を行うことを目的としています。

平成28年度は、前年度より利用者数と配食数が増加していますが、これは過去からの実績を見てみますと、特に要因があるとは思えません。平成22年度ごろから、利用者は毎年ほぼ80人を超えておりますけれども、配食数についてはかなりの差がございます。例えば、平成25年度は、利用者が92人と過去最高でありましたが、配食数は1万5,372食。平成26年度は、利用者数89人でありましたが、配食数は1万8,657食でした。

人数が少なくても、3,000食の差があるということで、配食数はデイサービスの利用などにより、人さまざまな回数を利用されます。入院とか、施設へ入られる。例えば、子供さんのところへしばらく行くから、配食は断りますといったように、日々配食数が変わっておりますので、一概に増加しているということも言えない状況でございます。

現状では、昼食をとるよりも、夕食をとっておられる方が多い状況です。

今後は、高齢者や独居の方がふえておられますので、利用者はふえていくというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） わかりました。人数、食数が増加しているというわけでもないということで、その使う頻度によって違ったり、理由によって違うということで理解いたしました。

配食サービスは、今課長が言われたように、安否確認を兼ねている事業で、大変これから重要な事業になると思います。利用者がふえることだけがいいことではないかと思うんですが、必要としている人にしっかりとサービスが行き届く事業にしていきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

同じく資料4—3、237ページと238ページ、認知症総合支援事業費、認知症カフェ事業についてお尋ねいたします。

認知症カフェの実績は、こちらのほうには書かれているんですけども、3会場まとめたものになっていまして、こちらの会場別の開催数、参加数を教えていただきたいで

す。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

成果説明237ページから238ページにわたります、認知症カフェについて、御質問にお答えします。

28年度新規事業でございまして、認知症になっても地域で安心して生活ができるように、認知症についての地域住民の理解を深めることを目的として、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進するために始めた事業でございします。

内訳でございますが、高富地域で開催した花笑みクラブは、実施回数44回、参加者271人。伊自良地域で開催したオレンジカフェひだまりは、実施回数39回、参加者337人。美山地域で開催したオレンジカフェは、実施回数42回、参加者125人でした。

それぞれに委託先の努力と工夫によりまして、認知症やそのほかの介護相談や、認知症の家族を抱える人たちの交流会のほかに、脳トレ、体操、歌、手遊びなどを取り入れて実施いたしました。

まずは認知症や認知症カフェを知っていただき、認知症を理解して、地域で受け入れる体制ができていくこと、そのほかの認知症施策も含め、進めてまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） それぞれの会場で回数も多く、たくさんの方が参加されていることがわかりました。

こちらの事業の後、本年度からは地域包括支援センターが各地域ごとで2カ所に分けて設置されています。この認知症カフェの事業とも、地域包括支援センターの事業とも、両方ともとても連携が必要な事業だと思いますので、そちらのほうも連携を強めて、今後、いただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、今回、5件質疑させていただきます。

最初に、資料番号4－3の決算成果説明書、ページ44、総務費、総務管理費の委託費の中で、平成28年度中小企業展示会等出展支援補助金の10社の出展の会社名を教えてい

ただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えいたします。

28年度の中小企業展等出展補助金につきましては、山田木管工業所、有限会社村瀬自動車、株式会社TKS、アラフカゴム工業株式会社、恩田工業株式会社、ヤマウチ工業株式会社、株式会社山本製作所、株式会社杉山バルブ製作所、有限会社花村製作所及び株式会社多喜プラスチックの10社に補助をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 北部地域の企業が多いということで、喜ばしいんですが、今後も市内全般に広がればいいかなと思います。

それでは、2番目に移りますので、お願いします。

同じくページ49の田園移住支援事業、地方創生、空家トリアージ、この事業の具体的な実績、成果があったのか、報告をお願いします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えいたします。

この事業は、主に移住を希望している方、大都市圏に在住する方に、山県市の魅力を知っていただくために、市内見学会を5回と、就労体験を行ったもので、市内見学会は延べ90人、就労体験は10人の参加がございました。

具体的な実績と成果ということでございますが、都市部の多くの方に山県市の魅力をお伝えすることができたということ、それから、応募者を募る段階で多くの方に山県市をPRできたことなどが挙げられます。

また、就労体験者の中から1名が、28年度中に京都府から移住をされました。それから、市内見学者、参加者の中から1名が、地域おこし協力隊員に応募され、現在活動中でございます。また、同じく見学会に参加された方で、本年4月に新卒で市内企業に就職され、現在、市内に在住していらっしゃいます。双方とも名古屋市からの参加者でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 少しずつ成果が上がっているということで、喜ばしいことです。が、なお一層のPRをよろしくお願いします。

3点目に入ります。

同じく資料番号4－3のページ154、土木費、項住宅費、目住宅管理費、平成28年度建築物耐震診断補助金がゼロとなっているんですけれども、この周知、啓発というのか、担当者、28年度はどのようになっていたのか、ちょっとその辺を伺いたと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

建築物耐震診断補助金の周知、啓発の状況でございますが、平成28年度におきましては、市のホームページとともに、市の広報へも4回の掲載を行っております。さらに防災訓練及び栗まつりの会場の1画におきまして、啓発コーナーを設置いたしております。建築物の耐震対策についての御相談及び説明について行っております。

なお、本制度につきましては、平成26年度からの施行ということで、比較的新しい制度でございますが、認知度がまだ低いのではないかとということで、今後もより多くの市民の方に向けた周知と啓発を行っていきたいと考えております。

また、実施には至りませんでした。この制度につきまして、2棟の建築物についての制度利用について、御相談はございました。

次に、担当者でございますが、1名の担当者が27年度から引き続き、28年度についても事務のほうを行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 我々、比較的、最近は特に東南海地震に近いということは言われているのは、もう久しいんですけれども、割合と、山県市も昭和56年以前の建物が多いと思いますので、特に木造は結構耐震診断されているようですけど、そういう非木造に対して、どうか今後とも周知、啓発をお願いしたいと思います。

それでは、4点目にまいりたいと思います。

財産管理費、総務課備品購入事業ということで、同じく資料は一緒ですけれども、総務課長に平成28年度軽トラ購入1台とあって、割合と安価で買えたという書き方がしてありますけれども、リースは、ほかにも車はあるのか、また、安価であったという、その根拠の説明をお願いしたいと思います。

僕、今、ページ数言わなかったかね。済みません。お願いします。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

平成28年度のリース車両は全部で6台ございまして、うち4台がリース期間を終了するものでございました。そのうち1台が軽トラックでございました。

市の公用車のうち、平成28年度におきまして、軽トラックは6台所有しておりましたが、いずれも低年式の古い車両でございまして、特に1台は不調でございまして、買い換えが必要な状態でございました。

当該リース車両は、平成27年4月登録の走行距離が3,000キロメートル程度でございましたので、リース期間が終了する前に購入を事業者に打診いたしまして、見積もりを徴収いたしました。

市場価格につきましては、インターネットで同じ車種、年式、走行距離の中古車を検索して確認しましたところ、おおむね70万から80万円程度となっておりますので、当該車両が安価であると判断し、購入いたしましたものです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。

それでは、最後に、資料ナンバー6番、議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算の中から、ページ11で、総務管理費、企画費、移住定住促進事業負担金及び交付金の中の300万、ふるさと暮らし奨励金ですけれども、その内容説明をお願いいたします。

まちづくり・企業支援課長にお願いします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えいたします。

ふるさと暮らし奨励金事業につきましては、従来からございました美山北部地域に空き家を活用して移住する方に、空き家の取得費及び改修費等の一部を助成する制度に加えて、本年度から、市内全域を対象に、新たに3世代以上で同居、もしくは近居する場合に、住居の新築、改築及び空き家を活用する場合に、その建築費、取得費、改修費等の一部を山県市まちづくり振興券で助成するものでございます。

今般、補正予算でお願いしております300万円につきましては、美山、伊自良の北部地域を対象とした空き家活用支援事業に新たに該当する方が4名、3世代同居・近居のふるさと暮らし奨励金該当者が2名、申請の予定でございますので、予算に不足が生じるものですので、補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 今ちょっと制度の内容、それだけもう一遍ちょっと詳しくお願いします。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） ふるさと暮らし奨励金につきましては、本年度より市内全域をとということで、目的は多世代での同居・近居を奨励することで、地域のコミュニティーの継続でありますとか、市内企業の支援という目的でつくられたものでございます。

この同居・近居は2キロ以内に3世代以上で新たに同居・近居する場合に、新築・増築の場合は費用の10分の1以内で、最大が20万円。同じく空き家を取得したときは5分の1で、上限が50万円。空き家の改修にあつては5分の1で、上限100万円を振興券で交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 了解しました。以上で終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で藤根圓六君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長より許可をいただきましたので、質疑をさせていただきます。

最初に、資料4番、ページ144、278、両方に関連しておりますが、実質収支に関する調書の中で、6番の基金繰入額とはどのような規則のもと、規則なのか、または条例なのかわかりませんが、条例等で行われているのか。

2点目が、基金繰入金とは、財政調整基金を言っているのか、また、その他も含まれているのか。

3点目が、基金一覧表の中で、決算年度中増額欄の0円の表示、特に278ページを見ていただきますと、0円の表示のところがございしますが、それは銀行利息すらなかったという意味なのか、また、その他の理由があるのでしょうか、教えてください。

以上、企画財政課長にお願いしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、1点目の実質収支の調書に関する基金繰入額の法令根拠についてでございますが、まず、この基金繰入額の考え方につきましては、地方財政法第7条第1項の、つまり決算上、剰余金を生じた場合において、当該剰余金のうち、2分の1を下らない金額をこれが生じた翌々年度までに積み立て等しなければならないといった趣旨の規定及びこれを受けた地方財政法施行令第47条を踏まえて、算出したものでございます。

そして、お尋ねになりました、この手続につきましては、表内に規定しておりますように、地方自治法第233条の2、すなわち条文は、各会計年度において、決算上、剰余金

を生じたときは翌年度に編入しなければならないが、条例の定めるところにより、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで、基金に編入することができるという規定のもとに、これを受けまして、山口市基金条例第2条の表内に規定してあるんですが、山口市財政調整基金の項、積立額の欄で、一般会計の毎会計年度において生じた歳入歳出の決算剰余金のうちから市長の定める額という規定がございまして、これに基づき編入しようとするものでございます。

2点目の、この基金の繰入額はお見込みのとおり、財政調整基金のみでございます。

3点目の、決算年度中、増額欄が0円のものについてでございますが、まず、基金の性質にもさまざまな種類のものがございます。主な種類を簡単に申し上げますと、積み立て・取り崩し型、それと基金利息による運用を想定した果実運用型、それと定額運用型などに分類できます。

このことを踏まえていただきまして、表内で決算年度中、増額欄が0円のものにつきましては、当然これも一定の利息は発生しております。しかし、このふるさと水と土基金と地域福祉基金は、いわゆる果実運用型基金であり、それぞれの基金条例第4条の基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとするという規定に基づきまして、平成28年度中に発生した利息等はこうして積み立てることはなく、平成28年度事業に充当しているものでございます。

もう一つ、公共料金支払基金につきましては、こちらは定額運用型基金でございまして、同基金条例第4条の、基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して整理するという規定に基づきまして、平成28年度に発生した利息は積み立てることはなく、平成28年度の歳入予算に計上したのみにとどめているものでございます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） なるほどな、0円でもいろいろ理由があるんだなということがよくわかりました。

かつて、資金運用型ですと、赤字になるところすら出てきた事例が過去にあったようですが、そこら辺は財政課長の裁量で上手にやっていたらというふうに思っております。

再質問をさせていただきたいと思います。

今、財政課長、かなり詳しく教えていただいたので、実は僕自身も条例をもっと確認すればよかったんですが、体調不良もありまして、なかなか勉強を十分にすることができませんでした。そして、理解力に乏しく、意味を履き違えたりするよりも、直接企画

財政課長に確認したほうがいいだろうなということで、素直に教えてもらうことにしました。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですが、仮に一般会計の基金繰り入れについて、今まで財政調整基金へ原則的には入れているよという話を聞いたんですが、これができるのか、できないのかを教えてくださいたいんですが、その一般会計の繰入金を財政調整基金と特別会計の中の基金もあわせてやれるのか、または1回財政調整基金へ入れているら、その後は自由に特別会計の基金のほうに入れることができるのか。それは、同一年度には絶対できませんよというルールなのか、そこら辺。

最終的な趣旨を言いますと、特別会計の基金をもう一個設けた場合に、可能性があるのかどうかをちょっとお尋ねしたいんですが、そのところを教えてください。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 済みません、必ずしもお尋ねの趣旨を、私、理解していないかもしれませんが、特別会計を設けている本来の趣旨は、その特別会計に属する事業の中での歳入と歳出を独立させた会計において明確化させるためということです。ここで例えば特別会計において、その不足する財源を一般会計に属する財政調整基金から直接編入しますと、その趣旨に反するものになると思います。

ですので、一般的には、例えば国保会計で病気が多く赤字が出るから、補填する場合に、一般会計で想定しているような財政調整基金から直接繰り入れることなく一般会計が繰り出すと。その財源は基金を取り崩してやるという運用が、法の想定しておる趣旨での運用だというふうに理解しております。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

もう少し私も勉強しながら、1回企画財政課長に教えていただかなきゃいけないなというところがありますが、まだ勉強不足なので、また教えてください。

続きまして、野生鳥獣被害防止捕獲業務委託事業について、産業課長にお尋ねします。

事業成果の有害鳥獣が捕獲されたことにより、野生鳥獣からの被害を軽減することができましたとありますが、これは捕獲ベースなのか、被害金額ベースなのか、まず教えていただきたいのと、不用額が生じたのは、野生鳥獣の絶対数が減ったのか、捕獲数が減ったのか。ごめんなさい、資料は4―3の130ページです。不用額が生じたのは、野生鳥獣の絶対数が減ったのか、捕獲数が減ったのか。

この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の被害の軽減につきましては、これは捕獲ベースでございます。

2点目の不用額につきましては、各鳥獣の捕獲予測数をもとに予算を計上しておりますが、28年度には、イノシシが117頭、それから、猿が72頭が捕獲予測数を下回ったことにより、大きく委託料が減少いたしました。

ちなみに、捕獲の委託料は、イノシシが1万5,000円で、猿が2万5,000円でございます。

あと、野生鳥獣の絶対数が減少したかどうかということについては把握はできませんが、捕獲者については、平成27年度からほぼ横ばい状態でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 捕獲される方々は大変だと思いますけれども、減っていないというのを聞いて、ちょっと一安心はしたんですが、そうすると、いろいろちょっと原因を考えなきゃいけないわけで、今の回答ですと、例えば、基本的に多分捕獲ベースではなくて、大体データというのは、被害金額を言うのではないかなと僕は思うんですね。幾ら捕獲したって頭数がふえていりゃ、被害は大きいわけで、やっぱりこういう評価をしますよといったときには、農業被害とか林業被害が減りましたよというのが、僕は成果だと思うんですが、まず、そこら辺の認識が違うなというふうに思っております。

それと、それをなぜ言うかといいますと、山口市鳥獣被害防止計画、これ、多分産業課のほうがつくられたんだろうと思いますが、平成26年、インターネットで調べればすぐ出てくるんですが、ここの被害防止計画の中に書いてあるのは、全部平成25年の数値から平成29年度、いわゆる今年度ですね、目標数値が書いてあるんですが、これは被害金額なんですよ。

とすれば、この頭数ではなくて、農業被害に対する、林業被害に対する額を対象にすべきではないかなというふうに思うんですが、まず、1点目はそれをお尋ねしたいということと、もう一つが、県全体において、県もこれ、同じように報告を出しているんですけども、県全体の報告によりますと、確かにおっしゃるとおり、野生鳥獣の農作物被害全体が下がっております。それは、いろんな施策の努力の結果だろうと思うんですが、その中に1つだけ気になるのが、県全体でいいますと、一番被害が多いのがイノシシなんですね。これを見ますと、45%ですか、鹿が15%、猿が14%という最新データが出ております。

ところが、先ほど言いました山口市の鳥獣防止計画の中は、鹿が非常に少ないんです

が、この計画どおりで鹿には変化がないのか、それとも鹿をちょっと甘く見ていたのか、そこら辺を少し、その２点をお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 被害額でやるのがいいのじゃないかというか、それについては、私どものほうも考えておりますが、ただ、被害額につきましては、農業被害、それから林業被害、その他、家庭菜園と、いろんな被害がありまして、それを毎年全部把握しないと、要するにどれくらいの数字になるかというのが、これも概要ですが、つかめない次第で、うちのほうでは、そこまで毎年数字を把握するということ自体がちょっと、無駄というのはおかしいですけれども、そこまでやるのであれば、捕獲数を減らすということで考えていけばいいのかなということで、捕獲数としております。

ただ、数値の、先ほどの２点目の鹿の数とかにつきましては、鹿はここ数年、著しく多くなっておりまして、毎年これで３年ぐらい、３００頭を超える捕獲がありまして、イノシシについては、鹿がふえると同時にちょっと減ってきているような傾向があるようで、その当時の見込みがちょっと違っているということであれば、そのとおりであると思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○７番（村瀬誠三君） 大変素直な回答をありがとうございます。多分鹿のほうかふえているんですよね、全体的に。だから、このときの事業計画でいくと、鹿がほとんどないけれども、今後は鹿の対策も考えなきゃいけないだろうと。

それと、やっぱり農業被害、家庭菜園被害、これは非常に気になる場所ですので、例えば頭数がふえたから、例えば仮にイノシシが１、０００頭おりまして、３００頭退治したけれども、７００頭がまた２、０００頭にふえる可能性だってあるわけですから、捕獲した頭数よりも、やっぱり被害金額を中心に考えるべきではないかなというふうに私は思います。

続いて、次の質問に参ります。

次は、育林推進事業補助金、清流の国ぎふ森林環境基金事業について、資料ナンバー４－３、ページ１３２及び１３３です。

間伐や伐採を行った後、処理はどのようになっているのかということをもまず１点お尋ねしたいのと、作業道の開設で森林整備事業の効率化が図れたということがありますが、実際にその作業道と木材搬出量に因果関係はあるのか、作業道をつくったことによって、どの程度搬出量がふえたかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の間伐を行った後の処理についてでございますが、林地残材については、株と株などの間にかけて、下に落ちにくいようにして対応しております。

ただ、利用間伐と、あと、切り捨て間伐というのがございますので、利用間伐については、1ヘクタール当たり10立米以上の持ち出しをしなければならないということになっております。

あと、2点目の作業道との因果関係ですが、搬出量と。28年度に開設された作業道を利用して搬出された木材は、882立米。あと、同じ場所で今年度も740立米の搬出を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

実はこの問題に関しては、私、一般質問や委員会質問で何度も産業課長とは話をしたので、くどいよって思われるかもしれませんが、実は何でこんなにくどく言うかというのと、建設課長も何度もその同じ質問をしたことがあるんですが、流木の放置、また、植林も同じことなんですが、人命に非常に関連する可能性があるんですよ。

それで、何回もくどく聞くわけなんですけど、最近、市長がいろんな場所で必ず、先般の8月18日の集中豪雨の話をされます。私ども、客席で聞いていても、必ず市長はその話からスタートされます。ということは、日本全国、世界中とっていいんでしょうかね、異常気象によって集中豪雨というのは必ず起き得る可能性があるよということを前提に考えなきゃいけないだろうと思うんです。

ちょっと資料を取り寄せてみましたら、林野庁などがようやく先般の九州豪雨のことについて、初めて林野庁がコメントを出して、調査を行っております。その中で流木被害が大変多かったという反省をしているんですが、これからはもう林野庁方式で、大きな林災があつてからの反省ではなくて、事前なる予防も必要だろうと僕は思うんですね。

それで、前回の4月5日、九州福岡、大分の豪雨災害の後に、毎日新聞は特に何回もやっていますし、NHKその他のマスコミも多く取り上げています。

そこで、その中で、毎日新聞の中で、今回の流木だけでも20万トン以上に上っていると、それが、大災害を引き起こしているということを言っております。それから、NHKのテレビを見ていましたら、土木学会調査団の九州大学大学院の矢野真一郎教授は、今回流された大分県日田市の花月川にかかっていたJRの鉄橋ですが、これは最低限、橋脚に流木がたまつたことで予想外の大きな力がかかったと思われるというコメントを

出しております。

ということは、山口市でも同じことで、下流域にある橋脚等に流木がかかった場合に崩落の可能性がかなり高い。押したり、オーバーフローして、被害が大きくなる可能性が随分高いというふうに思われます。山田課長も今回の山口市の豪雨のときには市役所に詰めてみえて、大変だったと思いますけれども、やっぱりそういう人命第一に考えると、なかなか植林してあるから大丈夫ですよというわけにもいかないので、いかにして地域の住民たちを守っていくかということが必要になってくるとは思いますけれども、流木被害を減らすための何らかの施策、また、そして、間伐材を伐採した後の処理まで、何回も言いますが、補助金で見えるような施策を考えていただきたいと思います、そこだけコメントいただいたら、それで終わりと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

まず、流木については伐採してあるものが流れているのか、また、実際に立っているものが想定外の雨量で流れたかということでも、ちょっと考え方が変わってくると思うんですが、うちとしては、先ほど申し上げたように、木と木の間に伐採をした業者に関してはきちっと落ちてこないようにするように、森づくり会議というものの中で、会長から皆さんにそういうふうにしてもらうように話をさせていただいておりますし、また、うちの課でも、林道を回る際に、そういった危ないところがあった場合には、県のほうへ、治山事業などで、やっていただけるように要望しておりますし、先ほど言われたような補助金については、全国の市長会のほうから国のほうへ伐採した残材についての処理費も見えていただけるように要望もしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で村瀬誠三君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時10分再開でございます。よろしく申し上げます。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 4 番 福井一徳君。

○8 番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、認第 1 号、13件と、議第54号、1 件について、質疑をさせていただきます。

まず最初に、ふるさと応援寄附金推進事業についてお尋ねをします。

資料４―３の31ページです。

通常、ふるさと納税の運用について、さまざまな今議論がありますが、ここに書かれている実績を見ますと、事業体、総寄附金額の比率が27年度の19%に対して、28年度は29.7%と1.56倍になっています。他市との比較等で、政策的にこのようにされたのか、また、追加された高額寄附に対応した品目はどのようなものか、寄附金額の金額の分布とか、寄附者の地域など、特徴はどのようなものか、教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えします。

事業費対総寄附額の比率につきましては、平成27年度は寄附金額に関係なく、1万円以上御寄附いただいた方におおむね3,000円程度の返礼品を贈呈しておりました。例えば10万円を御寄附いただいた方でも3,000円程度の返礼品を贈呈しておりました。

平成28年の10月からは、寄附金額を1万円、2万円、3万円、4万円、7万円、10万円の6区分といたしまして、寄附金額のおおむね3割程度の返礼品を贈呈することとしたことによりまして、返礼品費の比率が増加したものでございます。

返礼品費の比率につきましては、ほかの自治体を参考にはしておりますけれども、総務省の資料で県内市町村だけを見ましても、返礼品費が50%前後の市町村もあれば、3%程度の市町村もあるなど、非常にさまざまでございます。したがって、特別ほかの市町村と比較しまして返礼品費の割合を決めたということはありません。

続きまして、追加された高額寄附に対応いたしました品目でございますが、平成28年度当初、先ほども申し上げましたが、3,000円程度の返礼品が10品目ございました。寄附金額の区分と返礼品を増加させることを検討いたしまして、結果としまして、平成29年3月末時点では、寄附金額を先ほどの6区分で、返礼品目としましては81品目といたしました。

追加しました主な品目といたしましては、1万円以上で生しいたけや美濃古地鶏のセット、2万円以上で手ぬぐいを飾る額、塩素を除去するシャワーヘッド、飛騨牛のすき焼き用550グラム、3万円以上でカモ肉のデラックスセット、飛騨牛焼肉用800グラム、4万円以上では飛騨牛のすき焼き用を950グラム、また、飛騨牛のステーキ用肉200グラムの4枚、手ぬぐいを飾る曲線を生かした形の額、7万円以上ではユニフォームを飾る額、飛騨牛のすき焼き用750グラムとステーキ用肉の200グラムを4枚のセット、飛騨牛すき焼き用の1キロとしゃぶしゃぶ用の1キロのセット、10万以上の御寄附に対しましては、みやまコテージ村の宿泊券、飛騨牛のすき焼き用1.3キロとステーキ用の200グラ

ムの5枚のセット、飛騨牛のロースすき焼き用1.4キログラムと肩ロースすき焼き用1.4キログラムなどがございます。

次に、寄附金額の分布につきましては、寄附の申し込み件数が290件ございまして、以下のとおりになってございます。

1万円以下が1件、1万円以上2万円未満が167件、2万円以上3万円未満が73件、3万円以上4万円未満が15件、4万円以上7万円未満が12件、7万円以上10万円未満が11件、10万以上が11件の合計290件でございました。申し上げましたとおり、1万円以上2万円以下の方が82.8%を占めております。

次に、寄附者の地域特性でございますが、関東地方にお住まいの方からの御寄附がやはり多く、116件で全体の約40%を占めております。次は、関西地方にお住まいの方で37件となっております。続いて、本市を除く県内にお住まいの方が32件、隣の愛知県にお住まいの方と本市在住の方が同じ件数でして、25件となっております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございました。

何か全体的に見ると、1万から3万ぐらいのあたりのところが圧倒的に多いということ、いろんな、今、ふるさとのそれぞれの地域の返礼品を見て申し込んでいるというような傾向があるということなんですけど、同じような傾向かなというふうに思います。

それで、これはわかればということなんですけど、例えばこれは山口市に納税されているんですけど、山口市の人が全国他市に行っているようなデータというのは逆にわかるんでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えさせていただきます。

山県市民による他市町村への寄附額については、山県市民の平成28年、暦年ベースになりますが、寄附金額は2,654万円ございまして、いわゆる市民税分の控除額としましては、1,109万円になります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 控除額が今1,109万円というふうに報告されましたが、これに対応する、入ってくる分がここに計上されている金額というふうに見ればよろしいんでしょうか。ということは、逆ざやといいますか、本市から他市に寄附をされる方が多いというふうな。もし、そうであれば、今後どのように考えていくのかというあたりの方針に

についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、山県市民がいわゆる他市町村へ御寄附いただいた分で、本来市民税として入ってくる分としましては、1,109万円が控除額として出ておりますので、その分が他市町村に流れたということになります。

御質問のお話ですが、暦年ベースで金額を換算いたしますと、山県市がいただいた分としましては、約700万円になります。差し引きでいきますと、議員御指摘のとおり、約400万円分程度が山県市として名目上マイナスということになります。

ただし、1,109万円の75%であります約830万円につきましては、普通交付税のほうで、需要額のほうに算入されることになっております。その分を考慮いたしますと、実質的には約430万円程度はプラスとなっているかというふうに考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございました。

2件目、職員研修事業についてということで、資料4—3の32ページです。

地方創生を担う市職員の服務意識の向上と資質向上のための職員研修が旺盛に取り組まれていると思います。27年度の情報セキュリティ研修を除けば、28年度の研修実績が178%の受講者の伸びということになっています。山県市の地方創生にとって市職員の役割は非常に重要であって、職員研修の強化は積極的に評価したいと思います。

そこで、研修の内容では、評価者研修やマネジメント研修が取り入れられていますけれども、これらは山県市の職員研修の体系的カリキュラムに基づくものでしょうかどうか。また、日常の業務にどのように結びつけられているか、お聞きしたい。

一方で、人口減少と地域の再編など、地方創生にかかわっては、連携中枢都市圏構想や立地適正化計画など、各種の総合戦略が打ち出されています。こうした分野に関する階層別研修などはどのように計画され、実行されているのでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

近年の人口減少と少子高齢化の急速な進展など、さまざまな課題を抱えました市町村業務におきまして、職員の果たすべき役割は大きく、その育成は最重要課題の1つであると考えております。

職員の育成につきましては、毎年度、市の研修計画を策定いたしまして、年度当初に

全職員に周知しまして、効果的かつ効率的な研修の実施に努めております。

御質問にございました評価者研修も平成28年度研修計画で予定し、計画的に実施した研修の1つでございます。また、マネジメント研修につきましては、平成28年7月の市幹部と市校長会合同で行いましたイクボス宣言を踏まえまして、働き方をテーマに教育委員会と合同で行ったものでございます。

この研修は、当初の計画にはございませんでしたが、職員育成には必要なものであり、タイムリーに実施すべきものとして、判断いたしまして、企画、実施したものでございます。

そのほか、階層別の基礎研修についても計画に基づき実施しておりまして、例えば、新規採用職員には公務員としての心構えやマナーを、係長級には部下のマネジメントを中心とした研修を実施しております。

また、職員のスキルアップのため、文書作成や法制執務など個別の専門研修につきましても、積極的な受講を促しているところでございます。

続きまして、評価者研修やマネジメント研修が日常の業務において、どのように結びつけられているのかという御質問についてですが、まず、評価者研修につきましては、平成28年度より導入いたしました市の人事評価制度を正しく理解するために実施したものでございます。これにつきましては、自分がどのような観点で能力を評価されているのか、また、自分が1年間でどのような業務について、いつまでに、何を、どのような水準を目標として、取り組んでいくのかを明確にいたしまして、上司と共有することが必要であるということを十分理解していただくために行ったものでございます。したがって、現在、職員は、この人事評価制度に基づく自分の能力評価の方法や業務目標を意識しながら、業務に取り組むことができているというふうに考えております。

マネジメント研修につきましては、仕事を効率的かつ円滑に行うためのタイムマネジメントの考え方やそれを行うためのノウハウやヒントを学んでいただくために実施しております。この研修により、各職員が健康で充実した生活を送れるよう、ワーク・ライフ・バランスの見直しや時間外勤務の縮減など、働きやすい環境を目指し、積極的に取り組むことができているというふうに考えております。

最後に、各種総合戦略等の政策形成分野に関する研修の状況でございますが、そちらにつきましては、市の研修計画におきまして、係長クラスに求められる能力としまして、政策立案能力や政策形成能力を位置づけて、階層別研修として実施しております。

また、若手職員に関しましても、山県市の持つ魅力を再整理し、幅広く情報発信して認知度を向上させるとともに、交流人口及び定住人口の増加を目指すことを目的としま

して、御存じのとおり、魅力発信プロジェクトチームを結成しております。こちらのほうで、市内中学校の生徒や連携協定を締結している大学の学生との意見交換や、先進地域の視察などを行いまして、若手職員の政策形成能力の向上にも取り組んでいるところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 研修について詳しく報告をいただきました。

今、本当に地方再生にとって、私は市民の皆さんのいろんな参画の力を持って、市全体で再生を図っていくということが非常に重要だというふうに思っています、その点では、行政の市の職員の人たちがやっぱり市民の立場に立って、市民目線に立って行政を進めていくということが非常に重要だというふうに思いますので、そういう点も含めて、今後強化していただきたいというふうに思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。

資料は4―3、40ページです。情報システム機器等更新業務についてということで、マイナンバー制度について、私は一貫して反対の立場から問題を指摘してきましたが、指摘するまでもなく、この間、情報漏えい等を含めて、総務省の議論も全体で増加しています。

28年度、マイナンバー利用開始に伴う情報セキュリティ向上のためと称して、強化対策機器購入に1,706万4,000円が使われています。総務省の委託先である地方公共団体情報システム機構への利用負担金とともに、マイナンバーにかかわるシステム費用は、山口市の場合は累計で幾らの支出になっているのでしょうか。また、そのうち、一般財源からは累計で幾らの支出になっているのでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

地方公共団体情報システム機構への利用負担金は、平成26年度は98万1,000円で、こちらは全額国庫補助でございます。平成27年度は558万6,000円で、これも全額国庫補助となっております。28年度は211万円で、国庫補助は18万4,000円となっております。

したがいまして、地方公共団体情報システム機構への利用負担金としましての3年間の合計額は867万7,000円で、国庫補助額は675万1,000円となりますので、一般財源の負担額は192万6,000円となります。

平成26年から27年度の費用につきましては、システム機器の整備費のみでございます、全額国庫補助がございました。平成28年度につきましては、整備費の残りが18万4,000

円分あったため、その分につきましては国庫補助がございます。

したがって、先ほど申し上げました平成28年度の211万円から国庫補助を引きました192万6,000円が運営費となりますので、これに係る補助はなく、今後、継続的に必要な利用負担金となるかと考えております。

次に、マイナンバーに係るシステム改修費用でございますが、平成26年度は955万8,000円で、こちら全額国庫補助でございます。平成27年度は2,643万1,920円で、国庫補助は2,293万6,000円でございます。平成27年度の国庫補助額が事業費の全額でないのは、地方税等のシステムによって、各システムごとの補助の上限額や補助率が異なるためでございます。

平成28年度は、そのほかシステム改修に伴う国の総合運用テストに参加するための費用として、351万3,780円、国庫補助額は249万7,000円となっております。そのほか、サーバーやネットワーク関連機器等の整備費が、平成27年度は1,006万1,280円で、国庫補助はございませんが、システムエンジニアの作業費用としましては、特別交付税が措置されております。

平成28年度は、同じくサーバーやネットワーク関連機器等を引き続き整備いたしましたので、2,386万8,000円を支出しておりまして、国庫補助額は730万円でございます、こちらのほうも特別交付税が措置されております。

以上、システム改修とそれに伴うサーバーやネットワーク関連機器の整備によりまして、総事業費としましては3年間で8,210万9,980円となり、国庫補助は4,904万2,000円、一般財源の負担額は、3,306万7,980円となっております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 総額で8,210万九千何がしということで、一般財源から3,300万ぐらい支出がされているということになっています。

システムは具体的に進めていけば、もうどんどん改修というのは出てきますよね。今のふぐあいも含めて、そういう問題が今後出てくるというふうに思うんですが、そういう新たにシステム改修にかかわっていった場合に、市町村の費用負担のルールとか、何かそういうものというのは国から示されているのでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 渡邊理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（渡邊佳宏君） 御質問にお答えします。

現時点では、今後のシステム負担の割合ですとか、そういったものについての情報はいただいていないと、私のほうは考えております。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） わかりました。

これは、活用そのものについてのいろんな意見ありますが、市町村での負担額がふえていかにように、中身については今後とも注視をしたいというふうに思います。

引き続いて、4点目、協働のまちづくり活動補助金についてお伺いします。

資料は、4―3の35ページにちょっと戻ります。

27年は都市宣言で、水と緑を大切に活力あるまちづくりの理念の具体化に20万2,000円の補助金が出されていきました。この28年は、活力ある協働のまちづくりを推進する事業を実施した4団体に補助金がそれぞれ出されております。

これは、どのような基準でこの事業を選定し、補助をされたのかという点をお聞きしたいのと、それから、これは、28年で補助金がなくなるんですが、なくなった今日もこれらの団体の皆さんはこうした事業を継続されているかどうかということを1点お聞きしたいのと、それから、今回の補助事業の今後の計画について、どのように考えられているか、お聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、本補助金につきましては、山口市まちづくり基本条例第11条の、市長は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民もその一翼を担えるよう、市民と行政との協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行うよう努めるという規定を踏まえまして、山口市協働のまちづくり活動補助金交付要綱に基づき、執行しているものでございます。

そこで、補助対象事業の選定に当たりましては、市民みずからが公共的課題の解決や公共的サービスの提供等に取り組まれる事業の、その公益性、自立性、先駆性、住民参画度、波及効果、発展性などを視点に審査して決定し、補助率8割、最大20万円の中で決定しているものでございます。

なお、平成28年度に交付させていただいた事業については、おおむね今年度以降も継続されているものと認識いたしております。

そして、今後のビジョンでございますが、特定の地域や特定の団体のみが突出して、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等により、取り組まれる事業を支援していく、そういうのは本旨ではございませんので、今後はこうした先駆的な取り組みが他の地域へも波及していくように工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） わかりました。

それで、この補助率8割からということで、4団体というふうになっているんですが、これ実際には幾つか団体があって、その中から基準でその4団体になったかどうか、その際にどのくらいの団体が応募されたといいますかね、申請されたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 平成28年度におきましては、私どもの説明不足の部分もありまして、周知度が十分伝わってなくて、4団体の方に申請していただいて、4団体とも対象にさせていただいたという実情でございます。

ちなみに、平成29年度も当初予算で議決いただいております、こちらにつきましては、ちょっと数は済みません、十何団体から応募いただきまして、申請額が当初の予算100万円をオーバーしたということで、先ほど言いましたような基準の中で、特に継続して2年目のところでは8割を切った補助で交付決定させていただいている実情でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。

十数団体ということですが、こうした市民の運動がどんどんどんどん広がっていくというのは非常に大事だというふうに思うので、必ずしも上限だけで終わりということではなくて、必要であれば、補正の増額等々含めて、市民の皆さんのかかわりを広げていただきたいというふうに思います。

それでは、続いて、5点目、中小企業展示会等出展支援補助金について、資料4―3の44ページです。先ほど同僚議員のほうから参加企業名の御質問があって、回答がありました。28年度は東京のビッグサイトで支援補助がなされたということで、私は27年は、名古屋メッセにも、現場に行ってきたして、そのときも東京なんかで、ぜひ積極的にやりたいというふうなお話もあったので、議会でも支援要請したんですけど、こういうものは1回や2回で成果が出るというふうに思わないんですけど、実際にここに参加された方たち、出展された方たちの企業の皆さんの評価だとか、その後、いろんな成果等々ありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えいたします。

東京ビッグサイトで行われた機械要素展に参加、出展されましたのは、先ほどの10社

のうち7社でございます。本展示会は、出展者数が2,253社、来場者数は3日間トータルで8万1,469人というふうに出ておりました。

出展された企業の方からのお話では、3日間で、共同で出されていらっしゃるんですが、7社それぞればらつきはあるんですが、多い会社で100人以上の方と名刺交換をされたというふうに伺っております。これをきっかけとして、その後営業活動を行っているというふうにもお伺いしておりますが、成果については、企業内、企業間のこともありまして、詳しくは教えていただけなかったのが実情でございます。

これにも増して、参加した意義というのは、2,000社以上の多くの他社製品や、その技術を短期間で、しかも自分の目で見えて、直接お話を聞けるという機会を与えていただいたということで、大変今後の事業展開に参考になったというふうにお聞きしております。

本年度も続けて出展をされておりますので、成果はあったものと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 営業上の秘密といいますかね、具体的な成果は出ないというのは、まず、それはそれでいいと思いますが、前、名古屋メッセに行ったときも、ずっと出展されている方は、同じようなメンバーがだんだんだんだん毎年ふえてきて、同じような顔ぶれだなというようなこともおっしゃっていたので、ぜひ、東京だとか、こういうところに積極的に出展されて、山県市のいろんな企業を売り込んだり、ビジネスの一環を広げるということで、積極的に力を入れていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、続いて、6点目、資料ナンバーの44ですが、イベント事業負担金についてです。

夏まつりに関しては、実は昨年、病院から質問書を出して、産業課長にわざわざ、皆さんにもいろいろ御丁寧に御回答いただきました。ありがとうございました。

山県市の企業紹介のための商工会ブースでの出展が工夫されたとかいうふうに聞いておりますし、企画づくりに向けて、皆さんの奮闘には敬意を表したいというふうに思います。

同時に、昨年もちっと質問の中で書かせていただいたんですけど、利平栗そのものの栽培促進と加工品づくりなど、利平栗発祥の地としての強みを生かした地元の産業の育成を今後強化する計画はないでしょうか。栗まつりをその集約の場にしていくというようなことはいかがかというふうにと思いますが、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、利平栗の栽培促進についてでございますが、まず、前提といたしまして、利平栗の農協への28年度の出荷量でございますが、これは栗全体の中で2割程度しか、まず、占めておりません。

そういった中で、市といたしまして、平成28年度から山口市農業用資機材等整備支援事業というものの中で、これは利平栗に限定しておるわけではございませんが、クリの苗木の購入費の一部を支援しております。

また、栗まつりにおいては、その生産者等にも参加をしていただいて、約1,000キロ程度のクリを販売して、山口市のPRをしていただいております。

あと、クリの加工品につきましては、これはいろんな事業者さんが各自でやられることであると考えておりますが、でき上がったものについて何らかの形で支援ができていければということは考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再質問させていただきます。

利平栗そのものの発祥の地ということなので、今の現状でいうと、出荷額の2割程度というような話があったんですが、こういうものをもう一度山口市の目玉にしていくというようなことなんかはないだろうかということで、先日、実は創生監の方、こんなようなお話もされていたんですけど、これは産業課だけじゃなくて、山口市全体でこういう事業について、どういうふうに取り組んでいくかという大きなスケールも要するというふうに思うんですが、少しそこらあたりのいろんな御所見なりありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 柴田理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（柴田雅洋君） 今の御質問に対してなんですけれども、私の感想というところなんですけれども、やっぱり山口市に来て、名産ということに利平栗と書いてあります。

やはりその名産を使って、今後この山口市をPRするということでは、やはり利平栗、クリというところがメインになると思います。

私もまだ来たばかりなんですけれども、関係職員といろいろ勉強して、今議員が言われたような形で、何がしか成果を出したいと考えておりますので、また、その節はいろいろ御教授願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 心強い御発言ありがとうございました。ぜひ名産品になるように、頑張って、やることをやっていきたい。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、7点目、資料は4—3の57ページ、それから、120ページ、140ページにわたります。これは、いろいろ全体にかかわるので、統括的なところは担当されている方をお願いしたいと思うんですが、広報にも地域おこし協力隊の皆さんの紹介記事がずっと連載されていました。私も結構読んで、地方活性化の切り札として、それぞれ皆さんの思いで山県市に応募され、赴任されているなということがよくわかりました。

そのような中で、この資料の中には、任期途中で1名の方が退任というふうにあるんですが、夢や希望を持って、語っておられた方だというふうに思うんですが、なぜ退任されることになったのかというあたり、それから、また、香り会館の管理事業にかかわる協力隊はその後、どんなようなかかわりを持たれているかということを1点聞きたい。

それから、また、全国的には協力隊の中で、3年後を過ぎると、地域に残って頑張っている人は全国平均だと大体6割ぐらいというふうに聞いています。

今まで山県市、かなり力を入れてきて、地域おこし協力隊の人数は岐阜県下の中でも多いほうではないかというふうに思うんですが、累計人数と、あわせて山県市にそういう中で残られている方の人数は何名ぐらいなのでしょう。

それから、青年の就農給付金制度というのがあるんですが、こういう協力隊の方が例えば退任されて、就労するという場合にはこういうことが活用できるのかどうか。

最後に、この協力隊制度というのは、まちづくり・企業支援課のみならず、総務課や産業課など、市全体にかかわっているというふうに思いますので、この制度についてのこの間の評価、到達点と今後の課題というのをどのように認識されているか、お答え願いたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） では、私のほうから、まず、現在の協力隊員の状況について御説明します。

現在まで10名の方が着任しておられました。そのうち、2名は現在活動中で、8名の方が退任をされております。8名のうち、市内に引き続き住んでいらっしゃる方は6名でございます。

地域おこし協力隊の目的は、人口減少が著しい地区に地域外の人材を移住・定着させ、地域力の維持・強化を図るというのが総務省の目的に書いてございます。私どもでいえ

ば、例えば、伊自良地区で活動していた金子元隊員におきましては、伊自良大実柿を使って、柿渋を数十年ぶりに復活させた、それから、退任後も大実柿連合会と協働して、その活動を続けていらっしゃるということで、こうして地域に受け入れられ、退任後も過疎化、高齢化の著しい地区において、地域の活力となることを今後も目指していきたいというふうに思っております。

後については、産業課長からお願いしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 香り会館の管理事業のほうに係る地域おこし協力隊のほうは、平成27年5月から29年3月まで活動していただいております。

この方につきましては、詳細は確認しておりませんが、一身上の都合ということで退職をされております。

また、もう一点、青年就農給付金の活用についてでございますが、これにつきましては、本市において新たに農業経営を行おうとする者で、原則45歳未満の者であれば可能ということでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） もう一点、評価、到達点と今後の課題をどのように認識されているかというのは、これはどなたが。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） まちおこし協力隊、総括的には地域活性化ということで、私どもも若干かかわらせていただいております。

これを評価は、どう捉えるかはなかなか難しいところがあります。例えば、何人来たかという数の問題ではなくて、総務省が想定しておりますように、そうしたよそから来た新しい目線で、比較的若い人たちが、高齢化が進んでいる地域に住まれることによって、何らか地域の方々がその気になって、その1人のパワーでは何ともならないので、地域の方々がいかにやる気になっていただけるかというのを狙っておるところでして、そういったことを計数的に捉えるのはなかなか難しいと。

ただし、私のところは、今、先ほど話がありました、8人中6人が在住していらっしゃいます。これは、前にもお話ししましたが、国のほうでも、半分以上の方が在住しているよということですけど、私が個人的に詳細に分析しますと、結局そのまま名前を書いた市の非常勤職員になっていたりとか、そんなような方法がとられておるのに対して、私のところは3年間たって、起業支援というのはやっておりますけれども、8人中6人

残られたということは、やはりこの地域がとても住みやすく、魅力的な地域であることの客観的な証拠であるというふうに私は捉えておるんですけども、今後どのようにしていくかということなんですが、私のところは、今も地域おこし協力隊員を募集しております。ただ単に来ますよというわけにはいかないんですね。成果を上げようとすれば、大切なのは、役所の人間は、地域の住民の方とうまくいくようにするというのが一番重要なことでして、これには私も直接かかわったことはないんですが、担当課長のほうからは、地域の方に誤解のないように、また、互いに発展していくようにするために、かなりエネルギーが要るということで、例えば1人、2人お越しになっても、その成果を上げるためには、かなり地域の方との労力を割かなければならない。じゃ、大勢応募があったから、うれしい、うれしいということで受け入れるだけで済むかというと、職員の労力がどの程度割けられるかということが課題にもなっているという現状であります。

今後、職員がその地域おこし協力隊の方々を生かして、それと、その方々が3年後に持続して自立していくために、道しるべが立つかどうかということを経営的に勘案しながら、発展できるものであれば、どんどん受け入れたいんですが、他方では、来ていただいたけれども、うまくいなくて、失敗例をつくり過ぎてもいけないので、そこら辺、総合的に勘案しながら、今後地域の活性化を目指してまいりたいと考えております。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 8名のうち6名が引き続き残って、頑張ってみえるということで、いいことだなというふうに思うんですが、今課長もおっしゃったように、具体的、総合的にサポートするという意味での支援の体制みたいなものが現状どのようにつくられているかということと、やっぱりこれは外からのまた違った目でいろいろ見て、入ってきて見るというのは、内部にいる人たちにとっては、非常に刺激になるので、こういう制度もきちっとやっぱり生かして、発展できるように、そういう支援体制のところを強化してほしいと思うんですが、現状について、そこらあたり少し。どのように。いろんな課に分散するものですから、市全体として、総合の体制みたいなものをつくられているかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 今、具体的ではないんですが、例えば、もう間もなく、平成30年度の予算編成というのも始まってまいります。私のところは予算編成する上で、各課とは今総合計画のヒアリングもちょうど終わりかけているところですが、やりとりします。その中で、やっぱり私のところとして、例えばその所管課において、地域おこし協力隊というのは活用できんもんやろうかという投げかけはします。その中で

所管課が検討して、活用できるものであれば活用していこうという視点でありまして、今具体的に何課で、もしくはどこの地域でどういようなことをということを考えているわけではございません。また、市の職員だけで地域おこし協力隊と地域をつないでいくのが、人的に不足するのではないかということに関しましては、もう一つ、総務省の、ほかにもいろいろ制度はありますが、集落支援員という制度がありまして、これは市長からも指示を受けておりますけれども、集落支援員を活用した地域おこし協力隊の活用度がないかどうかということは来年度に向けて、現在も検討しておるところでございます。より形になりましたら、また御説明申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございます。ぜひ前進できるように頑張っていたきたいと思います。

次は、8点目で、資料4―3の59ページのところです。

自主運行バス運行事業についてということで、28年度の不用額が1,748万4,000円となっていて、大幅な減額ということですが、説明書には運行効率の改善、バスの利用促進等により補助金が削減できたというふうに書いてあるんですけど、記載されているデータによると、実車走行距離というのは延びているんですね。輸送人員は昨年より減って、だから、効率は悪化しているのではないかと。

乾線は乗り合いタクシーに切りかえということになっていますから、ハーバスから乗り合いタクシーへの走行距離は1万321キロから5,358キロに減少しています。679人運んでいたのが、741人にふえているということで、これはやっぱり過疎地で定路線運行というのはやっぱり無駄というか、乾タクシーの中でもそういうことが実証されているかなというふうに思うんですが、運行の費用そのものは増加している。

この不用額を見ると、事業費の22%に相当しているんですけども、当初予算で何か考えていた中身を中止したとか、具体化できなかったために不用額になったのかとも思われるんですが、評価とこの金額の関係でいうと、ちょっと違いますので、詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

まず、議員御発言のように、距離は延び、人員も減っておりますので、減額じゃなくて、決算額としてはふえておるということではござんのとおりでございます。

そこで、不用額が発生しました主な理由ということで、2行ほど記述してございます。大変回りくどくて、わかりにくい説明になってしまっておりまして、大変申しわけございませんが、不用額の主な理由を端的に申し上げますと、要は事業者、岐阜乗合自動車になります。事業者へ交付される国庫補助金が、私どもが想定していた、当初予算編成の折に最悪な事態で想定しておりました国庫補助金よりも多く交付されることによるものでございまして、当初予定していたものを中止したとか、具体的にしなかったために不用額が発生したという趣旨ではございません。

近年この国庫補助金は大幅に減少傾向にございまして、本市においても大幅な減額、または対象外となってしまうことも懸念しておりましたが、本市の現在の公共交通総合連携計画とともに策定いたしました生活交通確保維持改善計画というものがございまして、これを計画どおりに実施しており、例えば大型スーパーへの直接乗り入れですとか、バスヘルパーの設置、ガイドブック作成等の地域公共交通確保維持改善事業と、私ども銘打っております。この取り組みなどが、学識経験者、3名の学者がいらっしゃいます。で、構成される第三者委員会においては、割と高評価をいただきまして、総額で約3,379万円の国庫補助金額が確保されまして、これが事業者のほうに補助されたため、本市からの補助金に予算額よりも不用額が生じたという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 中身はわかりました。事業者のほうに国庫補助の金額が3,379万円ふえたということですので、ここに書いてある数字だけ見ていると、構造がよくわからないというふうに思いますが、いろんな取り組みによっては事業者に補助ができるということは、もう公共交通の中で新しい計画をつくっていく中でも、当然直接事業者に補助が行って、市の財政の中でのいろんな模索ができるという可能性があるということを示しているかというふうに思いますが、そういう理解をします。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） じゃ、続けて、急いでいきます。

9点目ですね。農業委員会の処理状況及び農地の中間管理事業についてということで、

資料の４－３、117ページと129ページです。

遊休農地の状況がここに資料として書かれていますが、筆数とか面積も2.2倍と大幅な伸びを示しています。高齢化の進展の中で耕作放棄地もふえてきていますが、遊休農地の拡大など、今後の見通しや農地中間管理機構への貸し付けと担い手等への農地利用集約の集積拡大、それから、「あおなみ」のような農事組合法人設立の新たな動き等々、山県市の今後の計画と推移について教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、遊休農地の拡大についてでございますが、2015年の農業センサスでは、山県市の農業就業人口は71.1歳となっております。今後ますます高齢化に拍車がかかり、遊休農地の増加も見込まれるものでございます。

そのような中で農地中間管理機構への貸し付けと担い手等への利用集積の拡大が重要となってきます。「あおなみ法人」が設立された後、大桑地域におきましても平成29年4月3日に「農事組合法人おおが」が設立をされております。現在は農地中間管理機構を通じて農地集約を進めており、高富地域の担い手に54.6ヘクタール、美山地域の担い手に17.1ヘクタールの合計71.7ヘクタールを集積予定でございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 引き続き、具体的な努力を進めていただきたいというふうに思います。

10点目です。強い畜産構造改革支援事業、畜産クラスター事業について、資料４－３の126です。

先日、田栗地区の養豚による臭気問題のクレームが市民から寄せられて、実際に私、現地へ出向いて、見てきました。それで、風向きによっては、田栗からずっと上に山側に上っていく道付近でも臭気があったりします。議会では、最先端の設備で臭気対策もされているということで、いろいろやるんだというようなお話でした。

実際にあそこの現地へ行ったときに、無料飼料の提供なんかの場所あったんですけど、結構あそこも臭気の発生源みたいになっているんですよ。車両のタイヤの清掃等、現在いろんな対策は考えられているのではないかというふうに思うんですが、周辺自治会との環境整備に関する協定事項や対策の現状とか、今後の見通し、こういうものに対する見通しについて教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

周辺自治会との環境整備に関する協定につきましては、平成24年5月に田栗自治会と養豚農家との間で覚書のほうが締結されております。また、畜産クラスター事業のほうでは、先ほど議員がおっしゃられたように、環境対策として脱臭装置を設置しておりますし、畜産環境衛生事業、これは市の事業でございますが、畜舎の消毒にかかわる必要な薬剤の購入経費に対して補助をしております。

その中で、苦情件数につきましては、昨年度は1件ということで、大変少なくて、うちのほうも喜んでおります。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩します。議場の時計で13時より再開いたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） じゃ、引き続き、質疑をよろしくお願いします。

11件目です。資料は4－3の136ページのところです。

小口融資預託金、商工会スタンプラリー事業補助金についてお尋ねをします。

小口融資預託金の事業実績が大幅に減少していますが、貸し付けの条件や金利などが中小事業者の実態に、実情に即した内容になっているかどうか、また、融資あっせん件数が19件から7件に大幅に減少した理由は何でしょうか。

商工会のスタンプラリー事業補助により地域経済の活性化を図ることができたと評価されていますが、具体的な指標なり活性化が図られたという根拠をお示しいただきたいと。参加企業数が189社とありますが、業種別の実績、また実数ですね、また実際に振興券がどの程度のお店で利用されたのか、189社が参加しての評価はどのように思われているか教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） お答えいたします。

小口融資制度の貸し付け条件や金利については、他の市町の制度と比べて、ほぼ同じでございます。小規模事業者にとっては無担保で、ほとんどの場合、保証人も要らないということで、大変有利な制度であることには変わりないと思っております。

小口融資あっせん件数が減少したことの原因ですが、社会経済情勢等の影響もあるの

かということも思っておりますが、1つだけ考えられますことは、日本政策金融公庫というところが商工会向けに行っております小規模事業者への経営改善資金融資制度というのがございまして、こちらが最近になりまして、商工会さんが独自で3年間の利子補給をされるということになりまして、おおむね小口融資制度と余り変わらないというようなことがございます。

ただし、この制度は、商工会の経営指導を受けていないと使えないものでございまして、逆に言いますと、経営指導を受けていらっしゃいますので、審査とか書類の提出等が比較的簡単であるというふうにお聞きしました。これが確実に影響しているかどうかはちょっとまだ分析をしたわけではございませんが、可能性として、商工会さんが勧めることがあるのじゃないかなというふうに考えております。

これも公的な機関でございますので、分散化といいますか、そういうほうに向かっていく可能性はあるなというふうに感じております。

次にスタンプラリー事業でございしますが、参加企業の、まず、業種別を申し上げますと、卸小売業が82、サービス業が36、建設業が30、飲食業が29、その他が12で、合計で189でございします。

振興券が使われた事業所は、現在わかっております、全部使われては、まだないというふうに考えておるんですが、今わかっているだけで50の店舗等で利用されているようでございます。

事業者のアンケートによりますと、本事業について、やってよかったと答えたのは52%でございします。その中には、やはり初めてのお客さんがいたと、初めて来ていただいたお客さんがいて、これから地元のお店を利用していただけるきっかけになるのではという声もございします。

また、反面、一部の事業者のみにしか恩恵がないんじゃないかというお声もあることはお聞きしております。

具体的に売り上げがこれによって上がったという事業所さんは8%にすぎませんが、このスタンプラリー事業、合計で応募券数が1,887枚集まったということで、1枚当たり8店舗をめぐらなければ、1枚応募券ができないということでございしますので、延べ1万5,096店舗の利用があったものということになります。1店舗当たりでも80回近く、79回になりますかね、利用があったと。これは平均ですので、詳細についてはちょっとわかりませんが、そういうふうになってきます。

振興券を行う事業においては、いつのときでもこういう議論になるんですが、本当に地域経済の活性化になるのかということは御議論にはなるかと思いますが、これだけの

数字で地元のお店をめぐっていただいたということから、これから知らなかった方もみえるということで、市外からも少し参加をされているようですので、そのあたりが地域の活性化ということにつながったというふうに私どもは思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

〔「再質問をしますって言わなあかんよ」と呼ぶ者あり〕

○8番（福井一徳君） 再質問をします。

今、商工会のほうですね、日本政策金融公庫からの利用等を含めて、そちらにも流れているんじゃないかという話があったんですが、これは融資件数トータルとしてはふえているという認識でいいんでしょうか、ということが再質問ですね。

それから、もう一つ、50店舗の利用があったということですけど、これはほぼ小売業のところが中心かどうかということと、よかったというのが52%だから、よくなかったというのが48%ぐらいかなと思うんですが、その主要な意見だとか、今後の改善に生かすというような点について、再度御質問します。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 答えいたします。

商工会さんがやっておられます、この公庫の利用ですが、大体十三、四件というふうにお聞きしました。山口市、25年、26年も調べましたら、小口融資については13件、14件という推移でしたので、商工会さんが急に伸びているかどうかというのは、ちょっと現在調べておりませんので、トータル件数というのはちょっとわかりませんが、ここ二、三年というふうに聞いておりますので、その利子補給をされ始めたのが。それで、制度的に余り金利面で変わらないと。小口融資が0.8%、それから、公庫のほうは1.11というふうに、現在は書いてございましたので、利子補給は3年間で半分という補給をするということでしたので、0.55ぐらいですか、に実質はなるんだということで、それで、運転資金で3年間で返せる方はそちらのほうがお得なのかなというふうには感じております。

それから、50件のお店はどうなのかということだと思いましたが、多いのはやはりスーパーですね。山口市でいいますと、平和堂さんとか、イオンビッグ、それからバローというところで、多くが、40%ぐらいですかね、使われているんだと思います。あとは小規模なお店が多うございまして、コンビニなんかは意外と少ないなというふうに感じております。

この振興券を応募された方の大半が60代以上で8割ぐらいを占めておりますので、そ

ういったことも関係しているのかなというふうに思います。

この50店の内訳は、まだ大体8割ぐらいしか使われていないようでございますので、まだ今後も多少は変わるんだとは思いますが、対象が297店舗ございまして、そのうちの16.8%ぐらいに当たるということでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 全体の融資トータルについては、まだ正確にわからないという話でしたが、かなり事業環境も厳しいということの中で、引き続きトータルで山県市の事業者のところの支えになるように、引き続き努力していただきたいというふうに思います。

それでは、次、12件目に行きます。資料4―3の142、グリーンプラザみやま管理事業についてです。

グリーンプラザみやまの各種工事については、予算議論のときにも詳しくお聞きをしました。今回、各種工事が無事終わって、新しくなったということですが、結構都市からの利用も多いということですが、ここにありますように、平成28年度のキャンプ場4,188名、コテージ村が8,098名という、多くの方の利用をいただいているということですが、ここの山県市の市民の人の利用、それ以外という感じで、割合がわかれば、教えていただきたい。

それから、山県市としては、かなりずっと古く老朽化していたので、多額の投入をして、修理をするというような説明がありましたけれども、それで改修をされたんですが、市民のメリットということで考えると、同じ条件なので、例えば、山県市民だと、少し利用金額の特典があるとか、例えば、一定程度の人数で事前に、1週間ぐらい早く受け付けができるとか、そういうような優先的な制度を設けると、山県市民にとってメリットを設けるというようなことは、指定管理の契約上で不可能かどうかということについてお聞きします。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の利用割合についてでございますが、まず、県外が53%、それから、この市内を除く県内が36%、あと残りの11%が市内ということになります。

続きまして、グリーンプラザの管理について、市民にとってのメリットを設けることはということでございますが、これは指定管理上、不可能かという御質問でございますが、指定管理者と協議の上、可能ではございますが、指定管理2年目のこの段階でこち

らから何かアクションをすることは考えておりません。

ちなみに市民のメリットということで、減免措置というのがございまして、これは市内の小中学生が学校行事として使われる場合に減免されるということで、例年9つの小学校のほうで利用をいただいております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再質問をします。

県外が53%、山県市内以外のところで36%で、市内の利用者が11%ということでした。減免措置については、学校の、評価書の中にも出てきましてね、読みましたけれども。実際の市民のところの利用ということで、市内の利用者が11%ということについての評価、どのように捉えられているか。もう少し私は市内の利用者は多いかなというふうに思ったんですが。それと、できれば、結構予約がとれないという声もいろいろ聞くんですよね。だから、そんなような点では、少しでもやっぱり市民の人にメリットができるようなことを考えていただくというようなことをぜひ進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えします。

予約についてなんですが、以前はどのような形で予約をしていたかということにつきましては、前もって施設へ来ていただいて、そして、宿泊したりして、そこでとっていただいていたんですが、この遠方の方がすごく多いということで、やはりちょっと遠いところから来ていると、なかなか予約ができないということで、苦情がかなりあったようで、一、二年前から電話受け付けのみということにしたということでございます。

市民が少ないということの評価については、市民の方、私もちょっとこれだけ少なかったのかということを改めて思ったんですけれども、ただ、逆に県外からこれだけの人に来ていただいて、山県市のほうを認知していただいているということに関しては、ありがたいことであると考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再々質問はしませんが、確かに山県市にね、来てくれるというのは、これ、かなり評判もいろんなところで聞くんですよね。そうだと思うんですが、なかなか電話で予約とれないというのは実感なんですよね。だから、少し予約の前、優先的に1週間ぐらい前から予約を受け付けるとか、何かいろんな方法がもしあれば、ぜひ

今後検討していただきたいという要望を添えておきます。

それでは、13番目、資料4―3の154ページです。

新築等祝金事業についてですが、事業の対象が93件から128件に増加をしているということで、この要因が何か特別にことしあるかどうか。それから、固定資産税相当分を振興券で交付して、商工業の振興を図ったというふうにあるんですけど、振興券の利用先、先ほども関連しますが、集約の関係で、もし、全体の振興券の利用店等の中身がわかれば、教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

新築等祝金事業の交付件数が増加した要因でございますが、本事業は、取得した住宅等に賦課された当該年度における固定資産税の完納をもって申請、受け付け、交付としております。

しかしながら、固定資産税の第4期における納付期限が、年度末に近い2月末日であることから、期間的に、次年度における申請、受け付け等となる場合が見受けられておりました。

そこで、28年度におきましては、事務の年度ごとの整理の部分もございますが、年度内に申請となるように、及び申請漏れとならないように、対象者の方へ文書を送付したところでございます。それによって、3月における申請が、前年に比べて2倍を超える件数が届けられております。その関係が主な増加の原因ではなかろうかと思っております。

あわせて、認知度が上がったのではないかというふうに考えております。

そして、振興券の利用先についてでございますが、平成28年度に本事業により交付された振興券について、担当課として取りまとめておりますが、利用された店舗数は62店舗でございます。ただ、その中で利用の状況につきましては、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストアなどの大型店での使用が8割という結果となっております。その他、地域の食品小売店、コンビニ、ガソリンスタンドなど、さまざまな事業種さんのほうで使われているというふうに取りまとめてございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再質問をします。

今の中身ですと、周知徹底するために、いろいろ案内を出して、手続の申請者がふえたということで、非常にいいことだというふうに思うんですが、ということは、29年度はこういうふえ方をしないということなんでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 29年度につきましては、実は29年度からこの事業が改正されておりまして、振興券の交付に係る内容が変更されております。一律10万円の交付というふうには制度改正されておりまして、件数については、多分でございますが、例年並みの数になるかというふうには考えておりますが、より周知徹底を図りたいとは考えております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） ありがとうございました。

それでは、最後の中身です。

議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議ということで、資料は、資料1の12ページから16ページのところです。

中枢都市圏の形成というのが、最初に連携中枢都市宣言、ここの場合は岐阜市ですが、をして、連携協約を2つ目に結んで、3点目に連携中枢都市ビジョンの順に進められていくということです。今回の連携協約が締結されると、連携中枢都市である岐阜市と連携市町村が連携協約に基づいて進める具体的な取り組みを示す連携中枢ビジョンを作成することになるということです。記載するのは、具体的な内容、スケジュール、事業等で、総合戦略のようにK P Iを設定するということになっているというふうになっております。

3つの項目、実務20項目に沿って、岐阜市と連携都市の役割が提案で定められています。既に設定されて、進められている宮崎市とか姫路市とか、倉敷市、福山市、いろいろ13都市ぐらいあるんですけど、そこのビジョンを見ても、国の提示している、いわゆる枠組みの中で記述をされていて、連携市町村の役割は協力するという形の書き方が多いと。新たな連携が進むというのはなかなか思えんような状況だったり、観光施策も既に地域全体で取り組まれている、内容が情報発信というようなことが中心になったりしているんですが、そこで、連携中枢都市は、人口のダムとして位置づけていますということで、岐阜市で連携都市の市民の流出を食い止めるための施策を展開することに、連携都市が協力するということになるかというふうに思うんですが、既に連携中枢都市圏構想を進めているところでも、連携中枢都市と連携市町村の温度差が問題にされています。

今回、何を具体的に進めるかの連携中枢都市ビジョンが策定される前に連携協約を結ぶということになっていまして、事業の中身も、ましてや、その事業費すらわからん段

階で、とにかく連携協約のみ締結するというところに、順序立てて、少し疑問を感じます。

そういう点で、山県市としての連携協約を締結する、山県市としての位置づけ、意味ということについて教えていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） お答えいたします。

本市におきまして、この連携協約を締結する意義としまして、私は2つの視点に分けることができると考えております。すなわち、1つは、国からの財政的な支援を受けられる余地が拡大すること。2つ目は、市民生活の行動範囲が広がる中で、広域的な連携を強化することにより、より需要に見合った住民サービスを提供でき得る余地が拡大するというところでございます。

1点目の財政的な支援につきましては、普通交付税ですとか、特別交付税といった直接的なものもございますが、地方創生交付金等も獲得しやすくなり得ると考えであります。本市におきましては、幸いこれまで単独自治体での申請で地方創生交付金を確保できてきてはおりますが、一般的には単独自治体での確保はなかなか困難で、広域連携による交付金確保のほうがはるかに獲得しやすくなるという実情がございます。

また、従来の垂直的な補完関係に加えて、水平的な補完、相互補完、双務的な関係の必要性が求められてきておりまして、こうした連携協約を締結した自治体においては、今後何かと国等からの補助金等の獲得においては、何らかのアドバンテージが得られる可能性があるとも言えるわけでございます。

2点目の広域連携の推進に関しましては、議員御発言のように、これまでも連携してきておりますし、何も国の制度に乗っかって、改めて協約など締結しなくてもよいのではないかとといった発想がないわけでもございません。

しかし、広域的にしかかわる政策を展開する上では、自治体職員というのは当該自治体を最優先に考える、今どきでいうなら、我が町ファーストですね、の発想によりまして、互いの利害が衝突することもあり、実務者においては結構苦勞する場面がないわけでもございません。無論、協約を締結したからといって、こうした衝突が皆無になることはないでしょうが、現在、私は6年目の広域担当課長を務めさせていただいておりますが、そうした目から、少なからず、顔の見える人間の、職員の関係づくりというのが、こうした衝突を緩和し得る余地があるものと期待したくなるのが実情でございます。まして、1点目の財政支援を有効に活用すれば、従来解決できなかった利害の衝突も少なからず緩和できるのではないかと期待するところでございます。

他方で、余りに具体的な施策を明示いたしますと、互いの足かせにもなりかねません。

本市としましては、現時点ではこれを機に、多額の経費を投入して大規模なプロジェクトを実施するという考えは持っておりません。これによりまして、今後新たに大幅に必要となる予算というのは、現時点では全く想定しておらず、この協約が両市にとって足かせとなることのないように留意しつつ、この協定締結により互いにメリットのあるものを今後も継続的に発展させていくことも視野に入れながら、両市の住民の方々にともに喜んでいただけるような成果を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今説明いただいたんですが、ちょっと再質問したいんですけど、この協約に基づいて、岐阜市がメインになって、具体的な事業を展開していくわけですよ。そのときに、双務的な責任ということですから、例えば連携をする市町村のところもそれに基づいた責任が発生してきますよね。

対等と言うんだけど、岐阜市と対等というふうに、岐阜市というか、この推進するところで連携宣言している都市ですね、そこが進める事業に対等に主体的にかかわるといところがなかなかイメージできないんですけど、そのあたりどうでしょう。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） まず、私、対等という発言をした記憶は全くありません。当然、連携中枢都市の宣言する権利は岐阜市さんとかがお持ちで、当然人口規模からいっても、私どもの40万人超える自治体と3万人程度の規模のところと同じような感覚で対等にできると思っていませんし、すべきでないと。やっぱりこれは中心市である岐阜市が主体となってやりたいと。山県市としては、周辺自治体としては協力するかどうかってオファーが来て、私のところ、じゃ、一緒にやりましょうって、そういう関係だというふうに思っています。

なので、バイで契約というのは、1対1で契約するということで、例えば山県市と岐阜市とはやりますけど、ほかは今度、岐阜市と瑞穂とやるんですね、本巣とやるんです。これをそれぞれが一緒にやりましょうといったところが集まって、今度は、私のところと瑞穂と本巣とは協約結びませんので、岐阜市が中核となって、皆さんの利益が合うようなビジョンをつくって、住民の方々に還元していくという仕組みですので、決して対等になるとは思っておりませんが、かといって、私のところは、人口わずか3万人足らずの町で、卑下するつもりもございません。お互いの自治体特性を生かして、ともにメリットのあるような成果を目指してまいりたいと考えております。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君）　ちょっと対等というのは、私の誤解だったかもしれませんが、双務的に進めるということですね。主体は要するに岐阜市が計画をつくってということですよ。そこがどうも、全国でもなかなか温度差があると言われているあたりがそこらにあるのかなと思うんですけど、山県市として、これを進めていくときに、先ほど例えば補助金が云々という、財政支援のメリットについては一定理解できますけど、具体的なやっぱり進めてくる事柄について、ちょっとよく理解できないんですけど。

〔「そんな事柄は決まっておらんね。相当説明したじゃん」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君）　久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君）　やり方として、私も全国の今までの事例を見ましたが、そういった議員御発言のような疑念もわからんでもないです。ですので、先駆的なところは、最初のほうのところは、この協約とともにビジョンを同時につくっているところもあるんです。ただ、最近はずはやるかやらないかを固めないことには、ビジョンもつくれないじゃないかということで、まずは広域的にやる余地があるかどうかを議決してからビジョンをつくっていくと。そのビジョンの中には市からも関係団体の方に入っていて、またはパブリックコメントや何かを踏まえて、お互いに合意あるものをつくっていくということでございまして、現時点で、前もお話ありましたが、なかなかビジョンが見えないものですから、大変わかりにくいとは存じますが、少なからず、私どもはこの協約を結んだことによって、本市にとって足かせになって、かえってマイナスになることのないようには十分留意してまいりたいと考えております。

○議長（武藤孝成君）　以上で福井一徳君の質疑を終わります。

　　以上で発言の通告による質疑は終わりました。

　　ほかに質疑はありませんか。

　　加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君）　済みません。事前通告をしておりますでしたが、1点だけ、質問をさせていただきたいと思います。

　　山県市一般会計補正予算の資料6についてですが、これの10ページの民生費の緊急通報システムの設定委託、業務委託について、福祉課長にお尋ねします。

　　これは、事前の説明では、消防の広域化によって、緊急通報システムをコールセンターに委託するというので、委託先は他市と調整をしながら、委託を進めていくという説明をお聞きしました。

　　お聞きしたいのは、この緊急通報システムの業務の具体的な内容と、それから委託先の選定方法についてお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えいたします。

緊急通報システムの現状でございますが、高齢者の緊急の通報は今このシステムによりまして、山県市の消防本部のほうへ入ることになっております。それが消防の広域化によりまして、消防本部のほうへの接続ができないということになりますので、この接続先をどこか別の場所へ持っていく必要があるということでございまして、その接続先を民間のコールセンターということで考えてございます。

それで、選定に当たりましては、今後一般競争入札等によりまして、業者を応募しまして、安価なところで選定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 業務内容については理解いたしました。

選定方法について、一般競争入札で行うということですが、安価なところという話がありましたが、この業務自体、かなり地域に密接したサービスになると思いますし、ある程度、地域の地理はわかっているところでない、きめ細やかなサービスもできないのかなということも思いますが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えいたします。

緊急通報システムの登録先なんですけれども、一応申請に基づいて登録するわけですが、その申請者が近隣の方に援助者というような方を登録されておまして、コールセンターに通報が入った場合でもそうした協力者のほうへ連絡することによりまして、その現場の高齢者の方を見守っていただけるというシステムでございますので、市内、市外どこでもこの状況については同じかというふうには考えております。

なお、何社か、いろいろと状況等はお聞きしているわけですが、そうした保健師の対応であるとか、どこも大体同じような状況で、市内でなかなかそういったところも見当たらないというふうには思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止についてから議第55号 山県市

過疎地域自立促進計画の変更についてまでの9議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（武藤孝成君） 日程第2、委員会付託。

議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止についてから議第55号 山県市過疎地域自立促進計画の変更についてまでの9議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（武藤孝成君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9月12日は総務産業建設委員会、13日は厚生文教委員会が、それぞれ10時より第2委員会室で開催されます。

なお、19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午後1時37分散会

平成29年 9 月19日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成29年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月19日（火曜日）

○議事日程 第3号 平成29年9月19日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
7番	村 瀬 誠 三 君	8番	福 井 一 徳 君
9番	山 崎 通 君	10番	吉 田 茂 広 君
11番	上 野 欣 也 君	12番	石 神 真 君
13番	武 藤 孝 成 君	14番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君
理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君	企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君
税 務 課 長	石 神 彰 君	市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君
福 祉 課 長	桐 山 藤 夫 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
産 業 課 長	山 田 和 哉 君	建 設 課 長	長 野 裕 君
水 道 課 長	浅 野 晃 秀 君	ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君
会 計 管 理 者	大 西 英 樹 君	消 防 長	藤 根 好 君

学校教育
課 長

鬼 頭 立 城 君

生涯学習
課 長

梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長

竹 村 勇 司

書 記

棚 橋 輝 英

書 記

鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

山県市のバスターミナル整備についてを質問いたします。

東深瀬校北地区にバスターミナルの建設が計画されています。パーク・アンド・バス・ライドの関心が高まっているところではありますが、地元東深瀬の住民の1人としても、また、山県市の将来展望についても非常に関心の高まるところでございます。

現在、予定されている内容や今後の計画の見通しについてを尋ねます。施工時期や面積、岐阜乗合自動車との契約などについて御説明ください。

○議長（武藤孝成君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

バスターミナルの整備内容についてでございますが、現在、設計を行っており、詳細なレイアウトについては今後詰めていくところでございます。

現在の予定では、バスロータリー内に路線バスとハーバスの乗降場を設けることを予定し、パーク・アンド・バス・ライドの駐車場についても整備してまいります。また、駐車場の一部を利用して、タクシーの乗降場を設けるほか、待合所やトイレ、駐輪場といった利用者のための施設についても、その規模や必要性について検討を加えてまいります。これらのバスターミナル施設に必要な面積は約5,000平米と見込んでおります。

施工時期といたしましては、本年度から地権者や地域住民の御理解を得て、用地を確保し、平成30年度中に工事着手をしたいと考えております。

このバスターミナル整備事業は、都市再生整備計画として、国の交付金を活用して進めており、交付金の配分に多少の影響を受ける場合もございますが、平成31年度に予定される東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジの開通に合わせて整備ができるよう、今後とも努力してまいります。

本市と岐阜乗合自動車株式会社とは、本年6月1日に、山県市バスターミナルと新高富営業所のそれぞれの計画する施設について、協力して効率的に事業を進めるために連携協定を締結いたしました。現在は定期的に、月2回ほどでございますが、協議を行っているものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） どうもありがとうございました。

私、東深瀬につくっていただけるということを本当に前のときに感謝申し上げたんですが、これは市長、本当に起死回生の満塁ホームランだと思うぐらいすばらしいことやと思っています。

それで、私、今のこの説明で思うんですが、5,000平米という御説明でしたが、もっと広大な土地をとにかく面積を広げてもらっても、過去に真似ができませんような、そういう近隣に真似のできないような、そういうターミナル、いわゆるバスの拠点にしてほしいということを思うんですが、実は数年前に、岐阜市栗野、三田洞、岩崎、この辺のところに、ターミナルの拠点を置きたいということで物色されたといううわさを聞きました。そのときに、聞いたときは本当にショックで眠れないぐらいショックでしたが、それで、それは何を思ったかというと、岩崎とか、例えば三田洞の辺から、今関本巢線が東西にものすごい交通量なの。ということは向こうを、関広見から利用していらっしゃる方がたくさんいらっしゃるということなんです、それで、そのバスが、もしかして岐阜女子大学へ行って、それから岐阜のファミリーパークへ行ってというようなことになったら、これは大変なことだなということを思ったわけです。

さらに、今のファミリーパークのところにスマートインターができるんです。スマートインターができると、板取に、洞戸に、それから武芸川に、その後柿野のほうに、全部スマートインターを利用される人が多いんじゃないかということを思うと、これは本当に我がまちにゆゆしき問題だなということを思ったわけですが、そういうことを思うと、ここにバスターミナルができて、私はどういう契約で、今の長野課長の説明だけではまだ細かいことはわかりませんが、絶対にこの場所から、今現在置かれている場所から北へ行っていただけるなんてことは思いもよらなかったもので、本当に感謝しておるわけですが、さて、そこで問題ですが、パーク・アンド・バス・ライドですが、レール・ライドと言って、ほかのところをずーっと調べてみますと、鉄道なんですね。鉄道だと、そこに乗り捨てて、そこから電車に乗っていくもんで時間も計算できる、その間も安定しているというようなことですが、バスですので、車に乗ってきた人がそこに置いて、

またその車に乗って南のほうへ、南に限りませんが西のほうへ行かれるということになると、当然渋滞も考えられますし、非常に大変だと、こういうふうに思うわけですが、それで、さらなる、ここに魅力のあるまちづくりをしてほしいということを思うんですが、例えば、若者が闊歩する、そういうまちづくり、それから、地域の商業者が集まる、そういうまちづくり等々、どれがいいかはまだ私もわかりませんが、ここまで進めてこられた市長の気持ちの中で、こんなふうがいいなというようなことがあったら御説明いただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

まず、面積的なお話でございますけれども、市が先ほど5,000平米と申し上げましたけれども、市が工事をする面積は5,000平米でございますが、先ほど、高富のバス停、バスの駐車場を確保するために、岐阜バスでは大体7,000平米ぐらいを確保していただけていることを聞いています。

そして、パーク・アンド・ライドということでございますので、無料の、今駐車場を計画しておりまして、まだそのほかにもいろんな形で場所を確保して一帯を、少なくとも1万5,000ぐらいにはなるのではないかと思いますけれども、そういった形でパーク・アンド・ライドという1つのバスターミナルをつくりたいということでございます。

ただ、バスがそこから発車するのではなくて、そして周りの方にも来ていただけるような利便性の高い、それには無料の駐車場をつくるということが一番大きなことかと思っておりますけれども、そのことが第一でございます。

そして、そもそもパーク・アンド・ライドの構想は、先ほどのお話のように、岐阜市で、岐阜市の北部と言いますと三田洞近辺なんですけど、あの地域にバスターミナルをつくる計画を持ってみえまして、そのことを聞きまして、市のほうでいち早く、まずつくって、そういった状況を緩和といいますか、状況にならないような形にしていきたいと思っております。

二、三カ月前でございましたけれども、岐阜市の細江市長から担当課のほうへ、北部のルートが、当然岐阜市のほうへ向かっていくバスが多いわけでございますので、協力できるところは協力するということで、担当課へ指示をしたというお話をいただきまして、私どもも岐阜市と、市の担当者も出向きまして、そういった調整と言いますか、状況をお互いに把握して、これから進めていこうというところでございます。

それから、特に先ほどの、岐阜市にできますと、今の岐北線は片道、ちょうど一番多いのは岐北病院のバス停ですが、片道140本バスが走っておりますし、また、夜遅くは最

終便が11時30分ですか、深夜バスですけれども、あるということで、非常に利便性の高いバス路線になっておりますので、これからはそうしたことも踏まえながら、もう少しすばらしいバスターミナルができた暁には、それまでも必要なんですけれども、そういった山県市である、岐阜市のすぐ北隣りで非常に利便性のいいバスであるということを、市外の皆さんにも市内の皆さんにも少しでも情報発信をして、今の人口の減少の中にあります山県市でございますので、そういった観点からも積極的に進めていきたいということを考えております。

そしてまた、若者ですとか地域の商業者ということでございましたけれども、あそこにバスターミナルが設置されることによりまして、言ってみればこのまちの広がり、まず256号沿いが北部へ上っていくことが今一番大切なことではないかと思えます。総合的ないろんな開発ですとかいろんな条件を踏まえながら、少しでも住宅の建つ商業施設が立地していただけるような、バスターミナルができたことによって、またそういった状況も変わっていくのではないかと思います。

また、先ほどのお話にありましたように、岐阜バスとしては、北へ上るということは、今の状況で非常に乗車率が低いわけでございますので、なかなか大きな抵抗がありましたけれども、やはりこの状況を確認していただきながら、今まで市のそうした思いを伝えることによりまして、進出をしていただけるということでございますので、またこれからいろんな、皆様方からもアドバイスをいただきながら、まちの広がりが北のほうへ大きく広がっていくことを祈念するものでございます。よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） どうもありがとうございました。

今の市長の構想の中に、やはり私と同じように、大型な商業地域を持つというようなお気持ちがあるということを聞いて、大変心強く思っておるわけですが、前にも柴田理事にお願いしたことがあるんですが、西と東のアクセスを、今の説明の中では31年度というお話でしたが、このアクセスを早く、どこにどういうものをつくるかという計画をつくらないと、せっかくそこにつくっても利用者があられないというようなことでは困るので、私は強くアクセスをお願いしたい、こんなふうに思っておるわけですが、御存じのように、今の西深瀬から以北のところは途中でとまってしまいますので、それも早く、向こうへ抜けるのか、あるいは途中から橋を渡って今の駐車場のところへ行けるのか、そういうことを決定していただくと大変ありがたいなと、こんなふうに思っておりますので、また我々も地域の住民としてできるだけ努力や協力はさせていただきます

い、こんなふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、議長、質問を変えます。

2点目の消防の広域化の進捗状況と今後の見通しについて、平成30年4月の広域化実施に向けての準備はどのように進められているか、また、それに係る予算の見通しについてを質問します。

○議長（武藤孝成君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 御質問にお答えします。

初めに、6月議会で御承認いただきました消防の広域化に伴う補正予算の執行状況など、実現に向けた現況報告をさせていただきます。

まず、本市執行分につきましては、岐阜市消防本部の基準に基づき、不足している各種資機材の購入及び消防庁舎の改修工事が12月をめどに開始ができるよう、各契約事務を進めているところでございます。

また、岐阜市執行分につきましても、統一被服の購入を初め指令システム及び消防救急デジタル無線の改修工事など、各種契約事務が行われているところでございます。

これらの各種事業につきましては、年度内に完了し、平成30年4月から消防の広域化が円滑にスタートできるよう努めてまいります。

続きまして、消防の広域化後における本市消防団との連携につきましては、現状の体制を継続していくこととし、今月12日に消防団幹部等を対象に説明会を行ったところでございます。

最後に、今後の予定といたしましては、10月中旬に岐阜地域4市1町による消防広域化の準備説明会が開催されるほか、平成30年1月から3月にかけて、岐阜市消防本部が委託市町の消防職員を対象に事前研修を行う予定でございます。

また、消防の広域化に関する市民への広報等につきましては、委託市町が足並みをそろえて周知してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、消防の広域化に伴う初期投資経費及び今後示される平成30年度消防事務執行経費につきましては費用対効果が高いものと考えておりますので、慎重に進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今の消防長の最後の言葉に、慎重に進めてまいりますという言葉がありましたが、今の説明を聞いていますと、広域化についてはかなりの期待があるという、そういう答弁でしたが、私は余り期待はしておりません、はっきり言って。

これは、本当に重大な問題なんですけど、何でか知らん、スムーズにとっても、ほんで3年かかりますし、平成24年の6月の定例会で市長が、広域化についてはもうやりませんよと言ってから数えると5年、さらにその前に検討しておったのを合わせると8年ぐらいかかっているんです。それで、こんなにも長くかかるということは、余りメリットがないという意味なんです。本当にメリットがあることならどんどんどんどん進んでいくはずですけども、途中1年半ぐらい前はもうやめるんじゃないかという話まで出ておったぐらい。

また、ちまたでは、挙げた手がおろせんじゃないかというような話が前も出ていたんですが、私は、そのときのことをいろいろ振り返ると、もう意見とか答弁も右へ行ったり左へ行ったり、平成27年の5月1日は、何のメリットがありますかって聞いたら、岐北厚生病院が8階建てを建てるのはしご車が要る、それから、この東海環状の数キロの間の災害に対応できるために化学消防車が要るんだと。そうか、それを買うために要るんやなということを思ったと。

それから、今、消防費で使われておるおよそ5億7,000万ほどのお金は、もうそれがずっと安価になるという期待される3つの条件を言われたので、それはいいことやなとそのときは思いましたが、それからいろいろ研究してみるに、さほどのことはないんです。というのは、瑞穂の前のトップが、こんなことを、広域化をしたら地域は大変になるぞという話をしてみえた。これはエラーやと、もう失策やということを強く言われた。

私もいろいろ研究してみると、市長はいつも大きな会議に行くと、地域の安全と安心は自分たちの手で守るんやということを力説してみえる。美山の防災講座があったときでもそういう発言でした。なるほど、それはいいことやと思ったんですが、その言っていることと、実にやっていることとは全然裏腹だと私は思っているんです。それほど消防というものに力を入れていないという意味なんです。

それで、日本全国のいろいろな消防施設の取り組みを調べてみますと、例えば、あんな大きな消防車でなくても、ちょっと小さな消防車にかえて、本当に困っていらっしゃる人の玄関口まで到達できるような、2011年より前はできなかったんですけども、法改正になって、総務省がそんな発表をしてからそういうこともできるようになったの。ですから、もっとスリム化をして、自動車もですよ、救急車も消防車もですけど、その玄関口まで行けるような、そういう税金の使い方をするのが妥当ではないかというふうに思っておるわけです。

それから、人数のことを以前に言われたんですが、今の消防署員の人数ですよ、これを羽島郡の消防組合は、今、岐南町が2万5,000人、笠松町が2万2,000人、4万7,000

人で、75人の消防隊員でやっているんですよ、消防署員で。それと思えば、うちの人数を、例えば5人とか6人ふやして、そして、それに対応できるようにすれば、私はそのほうがずっといいと思うんです。これから世の中がどんどん変わっていくのに、こんな大事な消防組織を岐阜市へ丸投げするなんてことは全く言語道断だと私は思っているんです。

そもそも消防署の署という字は、このほかの行政とは違う消防署、警察署、税務署は、ほかの行政の形態とは違うというふうに書いてあるんですが、私もそう思うんです。ですから、まちを守るための大事な組織をよそへ移すということは極めて危険なことだと思うんですが、今し方、さっきの説明のように、6月の定例会とか、補助金のでしたかね、認定をしましたので、それをとやかく言うつもりはありませんが、そういうことをいろいろ思うと、私はもっと消防署で活躍させられることがいっぱいあると思うんですよ。

それをやらずによそへ任せるとするのは非常に残念でなりませんが、そうこう言っても、これは時が流れてしまってから言うのもなんですが、それで、市長にお願いしておきますが、先ほどの話と一緒に、契約は本当に慎重にお願いしたいと思うんです。それで、いろいろなことがあったときは、この山県市の意見が岐阜市にも通ずるような、そういう契約をしてほしいと、約束をしてほしい、そう思っています。それが1つです。

それから、50人の消防署員、約50人ですけど、彼らの処遇については、これは本当に彼らにしてみれば戦々恐々の毎日だと思うんですが、こういう人たちが今まで一生懸命この山県市のために勤めてくれたんですから、彼らの意見を十分に酌み取っていただけるようにお願いしたい。特に50歳前後ぐらいの人たちは、この地に住みなれたということもありますので、何とか山県市に勤務できるような、そんなことも念頭に置いて進めていただきたいと、こんなことを思うわけですが、市長の御意見を伺います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

まず2つの、慎重に契約を進めるということと、職員の、特に50歳以上の職員の処遇について、意見を十分に尊重するというところでございますけれども、その前にいろいろお話がありました中で、今まで私の思いといいますか、ちょっと説明が足りなかったと思いますので、少し背景ですとか、お話をさせていただきたいと思いますが、まず、この消防署の形態でございまして、山県市のように3万人前後の消防署の形態は非常に全国的にも例外的に少ないものでございまして、中部7県と隣の県、中部ですから、静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井がございまして、この中で3万人規

模の消防署というのは岐阜県に1つ、不破の消防ですが3万5,000人ほどです。それから、三重県に1つ、富山県に1つ、石川県に1つと福井県に3つございまして、非常に例外的な消防の形態でございます。

特に国も、こういった組織は大きくしたほうがスケールメリットがあるということで大きくという、今回も国からいろんな補助をいただいて、助成をいただいて広域化に取り組んでいくわけでございますけれども、市民の皆さんの安全と安心を守るにはどういった形で進めたらいいかということが一番大切なことではないかと思います。

そこでまず、ちょっと順番は違いますが、2つ目の職員の意見ということでございますけれども、私は就任させていただいて、役所の中もそうですが、まず職員の意見も聞くことは大切なんですが、大きな政策を進めていく上におきましては、まず念頭にあるのは、あくまでも市民の皆さんにとって何がいいか悪いかということでございます。特に今回、消防署の職員は非常に、全てに反対だったと思いますけれども、そんな中であえて進めさせていただいたのは、やはり市民の皆さんにとって安全と安心を確保するにはどうしたらいいかということがまず一番念頭に、そういった形で進めてきました。

具体的に申しますと、小さな組織ですので、50人の中で組織がありますので、トップに立てるのは50人に1人ですけれども、広域になりますと、消防長は700人近くの中の1人となりますので、その分、それなりに職員の思いというのはあると思いますが、やはりそういったことではなしに、どうあるべきか、それも広域になりまして、山県市とか周りの市町村が、そういった職員の待遇が、そのことによる待遇が同じ、公平に扱われないということはもうそんなことはございませんので、あくまでも公平に扱っていただいて、そういった中での組織であってほしいと願っておるものでございますし、その点につきましては強く要望もしていきたいと思っております。

それから、平成24年の私の答弁の中に、やらないとかやるとかというのはあくまでの協議が始まった段階で、できるかできないか。その結果、そして議会の皆さんの議決が要りますので、その答弁の中に、私はやらないということは言っていないと思いますけれども。

そしてまた、岐北病院ですとか災害ですとか、高速道路、確かに岐北病院は当時8階ということを知っておりましたので、そういったことは申し上げましたけれども、具体的に、こうした施策だからこういった目的が、そういった状況が変わったからとか、そういった背景のもとに、丸かペケかの、やらないとかやるとかといった答弁はさせていただいていないと思います。

そして、このメリットでございますけれども、広域化によりまして、スタートすればまずすぐわかると思いますが、非常に消防車ですとか救急車ですとか、そういった物理的な対応、それから、救助工作車ですとかはしご車ですとか、そういった資材が、必要なものが速やかに市内に入ってくるということは間違いございませんので、そういったこともつけ加えさせてもらいたいと思いますし、そしてまた、自分の手で地域の災害を防いでいくというのは当然のことでございます、特に防災訓練のときなどは、ことしは11月に計画しておりますが、公共的な援助と地域の皆さんの援助と、それから自助と、そういった中でお話しさせていただくのは、あくまでも大きな災害になればなるほど、阪神の淡路もそうですし、東日本もそうですが、なかなか公共的な援助は、大きな災害になればなるほど、そういった援助は受けられないものでございますので、あくまでもそういった防災訓練等で意識を啓発していただくためにも、常に自分たちの手でというお話をしております。

そしてまた、他市との人の配置ですが、先ほど5名というお話がございましたけれども、今回のように広域での資機材の配車状況を山県市で行おうとしますと、とてもその2倍か3倍の、最低でも体制が必要となってくるわけでございまして、数人の人員の補強で今計画しておりますような体制というのはとれないということでございます。

それから、戻りますけれども、最終的には4市1町で広域を行っていくわけですが、特にそうした契約につきましては、お話しさせていただいたことですか、それから議員の御発言の内容を十分踏まえながら、御質問にもございますように慎重に丁寧に進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 今、市長から答弁いただきましたが、冒頭に今までの説明が足りなかった、そういう御発言でしたが、そのとおりなんです。最初から膝詰めでゆっくり話し合えば、今この話し合っておることぐらいはそのときだけで済む話なんです。それをもう右へ行ったり左へ行ったり、右往左往していた。それで今、説明の中に、私が市長に投げかけたことに対して、例えば資機材の話とか、物理的な対応とか等々おっしゃいますけど、これもこれも話せばわかることなんです。

だから、何にも話さずにトップダウンでどんどん進めるというのは、行政には全く不釣り合いなの。トップダウンというのは、上から下へ、これ、やるよと言ってしまうのは企業のやることなんです。どこまでいっても民主主義の行政の中はボトムアップでなければいけないというふうに私は思っておるわけですよ。市長、まあいいわ、質問しま

せんから。

そういうわけで、とにかくみんなで話し合って、膝詰めで話し合えば必ずわかっているただけで、こういうふうにも進めていただきたいと、このように思っていますが、余り私がいろいろ言いますと、あとから仕返しを受ける、報復を受けるというか、しっぺ返しを受けるというか、そんなことになりますのでこの辺で置きますけど、行政と議会とがぎくしゃくしてはいけませんので、決して反対論を唱えて旗を振って歩こうというそんな気はありませんので、これから大いにこういう話し合いをして進めていただきたいと、こんなことを切望して質問を終わります。

〔「そんなくはさせていただきましたけれども、そんなしっぺ返しなんてことは」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

休憩いたします。議場の時計で10時50分から。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 2 番 福井一徳君。

○8 番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。

議長から指名がありましたので、一般通告に基づいて質問したいと思います。

まず、第 1 番、国民健康保険の運営の都道府県化に伴う国保税の扱いについてお伺いをします。

先日、8 月 27 日、中日新聞、岐阜新聞の一面でこのように、来年 4 月から国民健康保険の運営が都道府県に移行される。国保の都道府県化について、35%の市町村が運営移管後に国保税が上昇すると予想しているという共同通信の調査結果が大々的に報道されました。運営移管に当たって、懸念することの複数回答では、事務上の負担増やミスが 18%あるんですが、それを大幅に抜いて保険料の大幅変動が 38%とトップでした。一方で、期待することの項目では、国保財政の安定化が 29.8%でトップ、国の財政支援の拡充を求める、23%、市町村の財政軽減が 22%でした。

前回、6 月市議会に市民から提出をされた国民健康保険税の値上げはしないでほしいという請願書は、都道府県化の動きの中で国保税値上げを警戒したものでした。全国知事会では、現状の国保事業への国の抜本的な支援策として 1 兆円を要望してきました。国民への負担と地方財政の軽減を求めた全国知事会の要望は当然のことだと思います。

今回、国が決めた支援策は、それに対して3,400億円、約3分の1程度です。ちなみに、前回の市議会の請願の採択の際の議論で、医療費の高騰は個人が負担しなければならないとか、一般財源の法定外繰り入れは健全財政の観点からやめるべきとの反対意見がありました。全国各地の自治体の声に基づいた全国知事会の要望とも若干矛盾しているのではないかなというふうに思います。

さて、この間、全国各地では都道府県や国に対して、運営の都道府県化に際して、一般財源の法定外繰り入れの継続や保険料の引き下げを求める声が全国で沸き起こりました。それを受けて、厚生労働省は7月10日、国保の都道府県化に向けた第3回試算の方針を都道府県に通知いたしました。詳しく当局にも行っていると思いますが、通知の中身を見てみますと、最大の特徴は、厚生労働省が制度移行に伴って、保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしたということだと思います。

第3回の試算では、30年度の公費拡充分、1,700億円あるんですが、そのうちの1,200億円分を反映させること。それから2つ目には、医療費の伸びが低かった平成29年2月診療分までの実績を反映させること。3点目には、平成28年度に法定外繰り入れや基金取り崩し等で保険料増加を抑制した市町村は、同額を平成29年度に繰り入れた上で試算することを要求しています。

また、国への情報提供として、市町村ごとの実際の1人当たり保険税額、世帯当たり保険税額との比較も求めています。県の国への提出期限が8月31日でしたので、公表するか否かは各都道府県及び市町村の判断に任されています。このような通知が来ています。

そこで、以下3点についてお尋ねをいたします。市民環境課長にお伺いします。

第1点、第3回の試算数値及び前年との比較、その数値についての山口市としての評価を教えてください。

第2点目、運営の県単位化に伴っても、引き続き山口市としては、一般財源の法定外繰り入れ、基金の取り崩しによる健康保険税の値上げの抑制を図る重大な方針に違いはないかどうか。

第3点、平成30年度の山口市の国民健康保険税の値上げはしないか。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（武藤孝成君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

1点目の試算数値及び前年との比較、評価につきましては、今月の初めに県より国に提出した試算結果と同じものが送付されてきております。その試算結果に関する説明会

がこの13日に行われたところでございます。しかしながら、試算は16パターンの数値があり、どのパターンが採用されるかはまだ決定されておられません。

したがって、市としての評価についてはまだ検討できておりませんし、数値につきましても、確定したわけではございませんので、まだ現時点では公表するのは差し控えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の従来の方針に変更はないかにつきましては、法定外繰り入れにつきましては、山口市の場合は福祉医療の波及増分ということでいただいておりますので、今後も継続する予定でございます。基金の取り崩しについても、一定規模の基金がある間は基金を取り崩し、現在の保険税を維持していく方針であることは、国民健康保険運営協議会で委員の皆様にご説明しておりますので、継続できるものと思っております。

最後の平成30年度国民健康保険税の値上げはしないかにつきましては、国民健康保険税を改正しようとする場合は国民健康保険運営協議会に御審議をいただく必要がございますが、現在のところ、その準備はいたしていません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 3点について御答弁いただきました。

数値については、最終的に確定をしていないので公表できないということでしたが、実は、第2回の試算については県に要望をして、試算の数値はこのように公表していただきました。これは決まっています。ですから、具体的な情報提供としては、ぜひ試算の数字については公表をしていただきたいということです。

それから、今、県単位化になっても引き続き、一般財源の法定外繰り入れとか基金の取り崩しによって、健康保険税の値上げの抑制については従来の方針を継続していくというお答えでした。

今、全国でこの議論がされている最中ですが、山口市の場合は引き続き、こうした保険税の軽減に向けて従来の方針を堅持するということでしたので、この点は非常に、全国に向けてもいい答弁ではないかというふうに思います。

平成30年度については協議会の議論があるということでしたが、行政としては現在のところは準備をしていないということです。値上げをしないという形でよろしいのでしょうか、その点。数値の公表と、それから来年度については、現在のところ準備をしていないということです。値上げはしないということなのか、答弁をお願いします。

○議長（武藤孝成君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

数値の公表につきましてですが、16パターンあるということを先ほど答弁させていただきましたが、第2回試算とは数値が全く異なっております。その上で、先ほど議員が発言された3点のほうを考慮されて数値は計算されておりますが、まだ16パターンの数字があると。それを公表してどうなるかということなのですが、その第2回目の資料を持っていただければそんなに数値は変わっていない。だから、どの数値でうちを分析していいかがまだ決まっていないということになっております。

それで、県が多分先に公表する予定ですので、県が十数パターンの数値を公表するのが近々あると思いますが、市としては、どの方法でやるかというのは分析をかけてからの公表にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、3点目の上げないかというのは、一担当課長としてはなかなか答弁しにくい部分でございますので、先ほど言いましたように、準備はしていないということで、御理解をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再々質問を市長にいたします。

今、課長のほうからは、資料の公表については県が近々公表するということでしたので、これはいつなのかというのを教えてほしいんですが、それを見て、その後、具体的に山口市の中で検討するという御返事でした。これは、16パターンがあるというのは存じているんですが、具体的にその資料について公表しないかどうか、市長の答弁を聞きたいと思います。

それから、担当課としては、具体的には来年度に向けて値上げをするような、そういう準備はしていないということでしたが、山口市としては、来年度については、国保税については値上げしないかどうか、やっぱり市長の立場でぜひ答弁をお願いします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

2点につきましては、先ほど課長が答弁させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

質問を変えてください。

○8番（福井一徳君） 拍子抜けですが、答弁を市長としては追認をしたということで、確認はされたものというふうにしたいと思います。

それでは、引き続いて2点目の質問に入りたいと思います。

平和首長会議の総会を受けた山口市非核平和都市宣言制定について、市長にお尋ねをいたします。

市長はことし、8月7日から10日まで、長崎で開催されました第9回平和首長会議の総会に参加をされました。ことしは、歴史上初めて核兵器を非人道的な違法な兵器として、核兵器を使うことはもちろん、持つことや配備することも禁止した核兵器の禁止条約が国連加盟の6割を超える122の国の賛成で採択をされた直後の総会であって、市長の平和首長会議総会の参加には敬意を表するものです。

平和首長会議というのは、1982年、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市の荒木市長が世界の都市が国境を越えて連帯して、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱されて、広島、長崎両市長から世界各国の市長宛てにこの計画への賛同を求めて、この趣旨に賛同する都市、自治体で構成された機構で、1991年、国連経済社会理事会のN G Oに登録されています。世界162カ国、7,414の都市に広がっていきまして、日本では全国47都道府県の1,718市町村のうち1,661市町村、実に96.7%の市町村が加盟をしているということでもあります。

そこで、まず第1点目、平和首長会議に参加され、各都市の核廃絶に向けたさまざまな取り組みの報告を聞かれての感想及び山口市の今後の取り組みについての現状の感想なり、今後の意志についてお聞かせを願いたいと思います。

そして、今回、第9回の平和首長会議総会において、核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議というのが採択をされています。その特別決議は、我々平和首長会議の加盟都市は、核兵器禁止条約採択後に開催された第9回平和首長会議総会において、核兵器のない世界の実現に向け、邁進する決意を新たにしたり、長崎を最後の被爆地に、我々平和首長会議の加盟都市は、ここ長崎の地でこの言葉が市民社会共通の願いであり、意志であることを確認し、この言葉を永遠のものとするため、力を尽くすことをここに決意した。平和首長会議は、核兵器保有国を含む全ての国に対して条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発行を求めることをここに決議すると結んでいます。

そこで、第2点目、この特別決議を受けて、山口市も多くの市町村のように非核平和都市宣言を行って、核廃絶に向けた山口市としてのさまざまな取り組み、原爆平和写真展とか、講演会、平和教育などを行ってはどうか。山口市はこの3年間、原水爆禁止世界大会に向けた平和行進も行われており、林市長からもメッセージをいただいています。当時のチラシがこういうふうに、これ、岐阜県のチラシですが、取り組みが載っています。

地方創生が叫ばれている今日、平和を希求し、核廃絶に向けても頑張る非核平和都市山県市を目指そうではありませんか。ぜひ宣言制定に向けての市長の御意志を伺いたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の平和首長会議での各都市の核廃絶に向けたさまざまな取り組みの報告を聞いたの感想と本市の取り組みの状況に関する感想についてをお答えさせていただきます。

まず、平和首長会議では、8月9日に開催されました平和祈念式典に参加をしたほか、国際連合事務局次長兼軍縮担当上級代表の中満 泉氏によります基調講演、また、長崎市内で被爆された方による被爆体験証言、平和首長会議加盟都市によります平和の活動などの事例発表を拝聴させていただきました。

私の感想でございますが、核兵器による被害の経験がない海外からの参加者が、核兵器の脅威やその悲惨な被害を十分理解され、次の世代にそのような悲惨な経験をさせてはならないという強い思いと、平和実現に対する決意を持たれていることに心から敬服するとともに、若い世代の平和活動への参加や平和教育の大切さを実感したところでもございます。

本市の取り組み状況につきましては、平和をテーマとした講演会など、平和に関する啓発事業は近年実施しておらず、これまで積極的に取り組んできたとは言えない状況であったという思いではございますが、市長といたしましては、市の主催しております戦没者追悼式では、平和で豊かな社会の実現を誓う式辞を拝読させていただいており、市民の安全を守る職として、平和の実現を願わずにはおれません。

次に、2点目の非核平和都市宣言についてでございますが、本市は平成25年10月に、合併10周年とあわせて「水と緑を大切に 活力のある山県市」の都市宣言を行っております。

こうした都市宣言につきましては、その時々为社会情勢を反映した特定の思想ですとか、あるいは市の姿勢を都市の内外に表明するものですか、また、平和に限らず、福祉とか教育とか人権など、さまざまな内容が考えられます。今後、本市の都市宣言として、どのような思想や姿勢を表明していくべきであるのかにつきましては、十分協議をしながら、研究しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 1点目の感想については、若い世代への参画、平和教育を推進す

る必要があるということと、特に核兵器の禁止条約、これを推進されたのは日本の被爆者の方々に、やっぱりこういう被爆の実相が広く世界に伝えられた、そのことがこの大会の中でもいろいろな場面で示されたというふうに、今市長のお答えがありました。

実は、中日新聞の8月31日の記事なんですけれども、谷口さんという方が死去されました。これは、多くの皆さんが赤い背中を、ただれた背中を治療を受けている少年の映像はいろんなところで見られたのではないかというふうに思うんですが、あの映像に出てくる少年が実は谷口さんなんですね。あの谷口さんは本当、亡くなるまで背中の治療をずーっとされながら、日本だけではなくて世界で核兵器の廃絶に向けた運動に取り組んでみえました。

今、こうした被爆者の人たちは平均年齢が81歳ということで、実際にそういう体験を伝える運動をいろんなところでされているんですが、高齢化が進んでいるというような中で、もっともっとこれを広めていく必要があると思うんですね。市長が会議で感じられたそういう思い等をぜひ山県市の中でも進めていくということが大切だと。先ほど積極的にやってきたわけではないというふうにおっしゃったんですが、こういう取り組みは思ったときから始めれば私はいいと思いますので、ぜひそういう感想を具体的な行動にしていきたいというふうに思います。

私が具体的に、平和都市宣言を求めている。これ、実は一部の自治体ではないんですね。岐阜県下で見ますと21市あるんですけど、もう既に16の市が非核平和都市宣言というのをして具体的に取り組んでいます。

先ほど言いましたように、環境宣言とか、いろんな宣言があるんですが、とりあえず核の廃絶に向けて平和の宣言をつくっていくという、こういう意志での宣言がつけられて、一番近いところでは、ことしの5月19日に高山市が平和都市宣言をされた。この間、市長にお伺いしたときには、来年、首長会議を高山でやるのというお話でしたが、当日の会議の中でも御挨拶をされていると思うんですが、それで16番目ということです。

私は、遅きに失したということはないんですが、山県市は、先ほどから議論もあったと思うんですけど、やっぱりまちづくりに向けてターミナルをつくって、これから新しい山県市をつくっていくんだという意気込みを、先ほどほかの議員の答弁でも市長が語られていましたが、私はぜひこういう出発に当たって、既に多くのところはやっているんですが、遅ればせではなくて積極的に、やっぱり先頭に立って、核兵器の禁止条約ができたこういう歴史的な年に宣言をして、具体的な施策を進めていくということが大切ではないかというふうに思います。

それで、先ほどの答弁の中では、今後、協議とか研究をしていくというふうにおっしゃいました。協議するとか研究をするとか、検討をするとか調査するというのはなかなか具体的な実績に結びついていかない。その点で、私は、具体的にやっぱり期限を切って、いつまで検討をして宣言をするというようなことを明確に市長に答えていただきたいと思います。

こういう平和の都市宣言はすればいいということではなくて、実際に、それがやっぱり市民の中にいかに息づいていくかということが非常に大切だと思うんですね。そういう意味では、この宣言をつくっていくプロセスも大事にする必要があるのではないかな。ですから、多くの、やっぱり市民の皆さんに呼びかけながら、議論をして積み重ねながら、本当に自分たちが自分たちのまちを平和なまちにしていく、市長は子育て日本一ということを目指していろんな施策、頑張ってみえます。しかし、それもやっぱり平和な世の中があってこそその施策だというふうに思いますので、そういう意味では、山口市として、改めてそういう意気込みで、市民参加の中で、期限を区切って具体的に検討する、そういう明確な意志の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど私の考えを述べさせていただきました。期限を区切ってということでございますが、よく検討しまして進めていきたいと思っておりますし、そして、これ、きのうまで、戦争体験者の苦勞を伝えるということで、岐阜市のメディアコスモスで平和の祈念展が開催されておまして、こうしたことも踏まえながら、新たな取り組みも進めたらという、これはきょう、私の話を聞いておまして、それぞれの各担当も考えてくれるのではないかなというようなことを思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、御答弁をいただいて、岐阜市とか近隣の都市でもこういう取り組みがいっぱいされています。山口市の中でも、現在、なかなか高齢で出歩きができないという方ですけども、いろんな戦争体験をしてみえる方たちがたくさんみえるんですね。そういう人たちの、本当に体験というのをじかに、やっぱり多くの山口市の子供たちにもやっぱりきちっと伝えていく、私たちもそういうところで学んでいくということが大事だと思いますし、いっぱいそういう材料があると思うんですね。だから、ぜひそういうことを進めていきたいと思うんですが、いつまでにやるかという具体的な期限の答弁がありませんでしたので、ぜひその点も、再々質問ですが、市長に明らかにし

ていただきたいと思います。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

〔「期限」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 期限は、いつまでにやるというのは目標じゃございませんので、よく検討しながら進めていきたいと思っています。

○議長（武藤孝成君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

通告順位 3 番 加藤裕章君……。

〔「暫時休憩、ちょっと資料を待ってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩です。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 3 番 加藤裕章君。

○2 番（加藤裕章君） それでは、議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして、2 点質問をさせていただきます。

まず 1 点目に、地方創生交付金事業についての質問をいたします。

山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度に策定し、地方創生交付金事業を活用して、さまざまな施策に取り組んでこられました。大きくはシティプロモーション、観光交流、移住定住についての事業を展開されています。市の財源が厳しい中で、国の交付金を活用して、市が抱える課題に取り組むことは評価されることであります。

企画財政課長は常々、まずは山県市の認知度を上げること、次に、観光で山県市を訪れて知ってもらうこと、最終的には、移住定住につなげたいとおっしゃっていました。

シティプロモーション、観光交流、移住定住について、それぞれが連携しながら、事業を行ってきたことと思いますが、総合戦略は平成27年度から31年度までの 5 年間の計画で、ちょうど今が折り返し地点であります。

そこで、今までの事業をどう評価し、今後どのような戦略で地方創生事業を進めていくお考えかお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

我が国におきましては、当面の人口減少は避けられず、今後の少子高齢化に対応した

社会づくりが重要な論点となってまいります。無論、本市の場合も同様ではございまして、本市の場合、平成7年が人口のピークでございましたが、それ以降減少し続けておりまして、平成27年の調査結果では、ピークのときから約14%も人口が減少しており、避けられない課題として看過するわけにはいかない状況にございます。

そこで、本市の人口ビジョンにおきましては、統計学的に、このまま行きますと2060年の人口が1万5,000人程度となるという予測があるところを、これを能動的な働きかけもしまして2万1,000人程度にとどめるべく、市総合戦略に基づき、さまざまな施策を展開してきているところでございます。

特に議員御発言のように本市の認知度が低いことから、シティプロモーション事業を皮切りに各種施策を展開してきております。この効果の1つには、マスメディア等への露出がございしますが、少なくともテレビ、新聞などのマスメディアへの露出回数は本事業を開始する前の約3.5倍、244回に上っており、これを広告費換算いたしますと約1.7億円にも上るものと考えられます。

また、本事業のウェブ、インターネットですね、ウェブ窓口ともなるYAMAGATA BASEへの訪問者数は約53万人、SNSの会員が約1万人にも上るという大変人気のサイトになっております。

そのほかに、観光交流事業ですとか移住定住事業におきましても、実際に本市に足を運んでいただいて、職業体験等もしていただいております。本市の認知度はある程度向上してきているとは感じています。

ところで、客観的なデータで行きますと、直近の転入・転出等の社会増減につきまして、住民基本台帳で分析をいたしますと、平成24年から平成27年までの年平均の社会増減につきましては減が200人、転出超過というのは200人を大体超えておりましたが、平成28年は半分近くの104人の社会減にとどまっているというデータがございします。

そこで、さらにこれを6歳以下のお子さんのある世帯のみに特化して分析いたしますと、平成28年度は、実は逆に126人の社会増というふうになっております。こうしたことは、市長の政策であります第1子からの3歳以上児の保育園料等無料化の効果もあるとは考えられます。

他方で、この地方創生に関しまして、近年、職員の採用におきましても、競争率が高くなってきております。それは、本市のこうした行政の施策によって、若い人たちが本市の職員になりたいという魅力を感じてきていただけている結果ではないかなというふうにも思われます。

ただ、こうした数値の変動につきましては、本市ぐらいの人口規模の場合には、経年

的に長年分析する必要がありまして、1年ごとの変化を捉えまして一喜一憂することのないようにもしていかなければならないと考えております。

そして、何より大切なことは、こうした国の支援はいつまでも受けられるわけではございませんので、こうした効果が持続し、結果として、議員おっしゃられた認知度向上、交流人口の増加、そして定住人口の増加につながっていかなければ意味がございません。

そのためにも、こうした施策の効果を持続発展していくためには、打ち上げ花火のようなものではあってはならず、植物のごとく、まいた種がしばらくしてから開花し、実を結んでいくというものでなければならぬものと考えております。

こうしたことを踏まえまして、今後の戦略についてのお尋ねでございますが、私は本市の人口減少は、本市の認知度の低さが全ての要素の根底にあるものと感じております。それが、まず認知度の低さが、市外からの転入者ですとか企業の進出を阻害するばかりか、現在住んでおられる市民の方々の転出や一旦離れられた方がUターン等をしてくる場合のインセンティブにも影響しているものと考えられるからでございます。

本市の魅力につきましては、私が申し上げるまでもなく、多様な地域の中にさまざまな魅力が散在しております。申し上げますと、清らかな川の流れと湖、緑豊かな森林と触れ合え、四季が織りなす美しい景色が心の潤いと安らぎを与えてくれるすばらしい地域でありながら、比較的被災も受けにくいという大変恵まれた土地柄にございます。

また、いにしえからの文化や伝統が脈々と受け継がれている地域でございまして、近代になってからは水栓バルブを初め多くの産業が根づいている地域でもございます。加えて、先ほどありましたが、鉄道の駅はないのですが、バス交通が極めて充実しているところでもございます。

これまで施策を展開してきている中で、本市に初めて触れられた方、事業の展開で初めて訪れられた方々と交流する機会も私は多くありますが、こうした方々とお話ししますと、お世辞が半分としましても、相当に本市の持つ魅力のポテンシャルというのは相当高いものというふうに捉えられておられます。

他方で、最近はこうした魅力を感じておられない市民の方々が多くおられるのではないということも強く懸念事項として感じてきております。そのため、これまではこうした本市の魅力発信を市外に向けて重点的に発信してまいりましたが、今後は現在住んでおられる市民の方に向けても発信していくことが必要かと考えております。そうしたこともございまして、本市内の小中学生を初めとする年少者たちにも精力的に働きかけてまいりたいと考えております。

なお、よく言われるんですが、本市くらいの規模になりますと、こういった政策を立

案する上で、職員の経験や勘、思い込み、これを通常、国はKKOと言っておりますが、これによるケースが多くございます。こうしたことは、限られた人材と時間の中ではある程度は必要なことではございますが、こうしたKKOに頼り過ぎるということに陥りがちなところがあるとも言われます。

そこで、国が用意しておりますビッグデータ、RESAS、御存じだと思いますが、これを活用し、新たな成長の可能性、いわゆる伸び代を見つけるべく、各課の若手職員を交え、中部経済産業局や金沢大学の先生とただいま分析作業をしているところでもございます。

現在、女性の活躍と地域経済の発展という理念のもとに研究しておりまして、何とか年内には政策案をまとめまして、まとめた結果、東京のほうから学識者を招致し、内閣府と経済産業省の本省からお越しただいて、本市の各分野の代表者等の方との意見も交えながら、政策立案を年内に目指してまいりたいと考えております。

また、ここで培ったロジックですとかスキル等を他の自治体へも発信していくことをもくろんでおりますが、本市においては、よりよい具体的な政策を立案し、来年度当初予算原案へ盛り込むことを目指しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 今までの評価と今後の戦略について、いろいろと御答弁をいただきました。

私も他市の方から、山口市は最近、新聞紙上やテレビなどによく出るねという声を聞きますが、それも今まで取り組んでこられた成果のあらわれだと実感しています。

ただし、企画財政課長が言われるように、大切なことは、国の支援はいつまでも続けられるわけではないので、効果が持続するためには、職員のスキルアップや民間の力をかりるといった、そういったようなことも必要なことだと考えております。

今までに交付金事業を活用して、市外の事業者へ委託して事業を実施してこられましたが、交付金事業が終了後もそのノウハウを吸収するなどして、職員や市内の民間事業者などが継続して事業を実施していくことを期待します。

また、今後の戦略として、魅力の発信を市外だけではなく市民にも発信していくことや、ビッグデータを活用して具体的な政策立案をし、来年度当初予算の原案に盛り込むことを目指していくとのことですが、客観的なデータを用いて政策立案に取り組むことは私も大切なことだと感じております。ただ、補助金ありきの議論ではなくて、先ほどおっしゃったように、戦略性を持って、その戦略を進める上で必要なので補助金申請をして

取り組まれていくことを要望します。

最近、私が感じるのが、マスメディア等で山県市のことをよく耳にするのは、小さいながらも頑張っているような取り組みではないかと思っています。山県市には、温泉もなければ大規模な宿泊施設があるわけではないけど、地域資源を生かした人の暮らしが感じられるような取り組みが逆に強みであって、それが地域の魅力になるのではないかと思います。小さなアイデアの事業を地域が競い合って、それが連携し合って市民や観光客が参加することで地域内に経済循環が生まれるようなことを考えてはいかがかと思います。逆転満塁ホームランではなくて、ヒットや内野安打を積み重ねて点を取っていくようなことを期待したいと思います。

さて、職員のスキルややる気や民間の力を上げて、国の支援に頼らなくても地域が自立していくことが山県市の活力につながる重要なことだと考えますが、そこで、国土交通省から派遣職員として赴任された柴田理事兼地方創生監にお尋ねします。

柴田理事は、ことし4月から2年間の任期で赴任されました。2年間という短い期間ですが、柴田理事には市の職員のスキルアップや、また民間の力を上げる、底上げに御尽力いただくことを期待するところであります。赴任されてから約半年がたちましたが、山県市の今までの印象と2年間でどのようなことに力を入れて取り組まれるかをお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 柴田理事兼地方創生監。

○理事兼地方創生監（柴田雅洋君） 再質問にお答えします。

まず、地方創生人材支援制度、これは私がここに派遣された制度における、私の役割から簡単に御説明します。

私は、林市長の補佐役として、地方創生に関して山県市のつくったまち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された政策の推進を中核的に担うということになっております。その中で、進めていきたいと思いますということです。

質問の中の1点目についてのお答えなんですけれども、まず、山県市の印象、これはやはり、知名度が低いということは実感しました。

私、愛知県の岡崎というところで、周りの人に、山県市のほうに今度赴任しますと言ったら、遠くに行くんですね、東北ですかということでよく言われます。そこで、岐阜県なんですと言うと、山県市、どこにあるんですか。岐阜市の北なんですと言うと、えっ、そんなところにあったんですかということで、やはりここに来るときも認知度の低さというところをつくづく思い知ったところでございます。

でも、この半年、こちらに来て、私、岡崎から通勤をしております。やはり、その中

では名古屋も通過しておりますので、それほど都心部の名古屋、岐阜のところにそれほど遠くないということを実感しております。

また、山、自然、水も豊かで、そこはすごく自然環境の豊かなところで、住んでもいいところだな、来てもいいところだなということを思いました。

2点目、2年間でどのようなことに力を入れるのかですけれども、まず私、山県市として、人材派遣の一番の目的である、先ほどから出ているバスターミナルの事業、この整備とか、バスターミナルの運行についての取り組み、これをイの一番でやっていきたいと思います。

そのほか、地方創生に関わる事業について、国とか県、または地域の事業者と山県市役所、ここをつなぎ、一体となって地域に活力を見、豊かさを実感できる、働き、住み続けたい山県市の創生を目指すことを重点に取り組む次第でございます。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今、率直な感想と今後の取り組みについて伺いました。

企画財政課長からは、先ほど今後の戦略について伺いましたし、柴田理事からは、今後取り組まれることへの決意について伺いました。

それでは、再々質問を副市長にお願いしますが、私、先ほど伺いましたが、地方創生に関わる事業は補助金ありきではなくて、そういう議論ではなくて、戦略性を持って、その戦略を進める上で必要なので補助金申請をして取り組んでいくということが今後必要ではないかと思って、そういうことを望んでおりますが、今後このような戦略性を持って取り組むことのお考えについてお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再々質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、やはり目的をしっかり持った上での事業費の獲得、これが非常に重要だと私も考えます。

それで、例えば観光事業につきまして、ちょっと事例として述べてみたいと思いますが、これでちょうど3年間観光事業関係をやってきました。全て地方創生の補助金をいただいてやってきたわけですが、今年度、特に観光を業とされる方の参加をいただいて、今年度の事業は進めております。と同時に、今年度からハード事業につきましても、補助金があるということで、これも大体今年度で1つの目安がつくと、このように考えております。

今現在、特にそのような点でやっているのが体験型の観光、そして、歴史をテーマとした観光、そして、既存の観光施設のリニューアル、この3つを今年度やっているわけですが、これでほぼ出そろうと、このように考えております。

次は、このメニューをどのように今後活用していくのかということで、多分来年度以降、なかなか補助金も取りにくいと思いますが、この3年間で築き上げてきたことをもとに挑戦をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 御答弁ありがとうございます。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

コミュニティ・スクールについてお尋ねいたします。

まず初めに、ことしの夏休みの期間中に全ての小中学校でエアコンの設置工事をしていただきまして、一部がまだ工事中のところもございますが、完成したところから順次使用しているということを聞いております。子供たちも大変喜んでいるということを聞いております。ありがとうございました。

それでは、コミュニティ・スクールについてですが、コミュニティ・スクールとは、教育委員会の判断によって設置した保護者、地域の人たちから成る学校運営協議会が一定の責任と権限を持って学校運営に参画するものです。地域の公立学校の運営に保護者、地域の皆さんの声を生かし、地域の特性を生かした学校づくりが進み、地域全体の活性化にもつながります。

平成16年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により可能となった新しい公立学校の仕組みで、山口市では平成28年度に全ての小中学校でコミュニティ・スクールがスタートしました。

学校コラボレーターという地域の人材の活用により、高齢者が子供とかかわる活動を通じて、子供は高齢者の知恵を学び、地域への関心を持つ場になり、また高齢者は生きがいを感じるなど、高齢者と子供の双方にとって効果のある事業が展開されています。

また、今年度からは、各小中学校で地域ぐるみの防災教育を実施されています。全ての小中学校が避難所に指定されていることもあり、地域と学校とが連携した防災教育や防災訓練は必要なことであります。

そこで、以下の点について教育長にお尋ねします。

コミュニティ・スクールが始まった後、この活動の内容とその評価、これは学校における効果と地域における効果、それから今後の目指す姿はどのようなものでしょうか。

2点目に、子供にとっての効果は。また、3点目に、教職員にとっての効果は。それから、4点目に、地域ぐるみの防災教育の取り組み状況についてお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 御質問にお答えします。

まず初めに、コミュニティ・スクールについて簡単に説明をさせていただきます。

議員御発言のとおり、コミュニティ・スクールとは、地域の人たちが一定の責任と権限を持って学校運営に参画する学校運営協議会が設置されている学校のことです。

この学校運営協議会では、学校と地域が連携、協働した取り組みや地域資源を生かした教育活動を企画したり、保護者や地域の住民等のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させたりすることで、よりよい教育を実現していくことを目的としています。

国は、これまで学校支援地域本部事業と学校評議員制度等とをコミュニティ・スクールの両輪として進めていくことを理想としています。しかし、ほとんどの地域では、学校支援地域本部事業は消滅しています。しかし、本市においては、学校コラボレーター事業として発展、充実してきました。このことを強みとして、学校運営協議会の主体的な取り組み、活動が期待できるコミュニティ・スクールとすることができました。

学校運営協議会に参画する地域の方々が当時者意識を持って活動していただくことにより、議員御発言の地域の特性を生かした学校づくり、地域全体の活性化にも寄与できると考えております。

1点目の活動の内容とその評価、今後の目指す姿についてお答えします。

コミュニティ・スクールとなって1年ですが、次のような特徴的な活動が展開されています。

1つ目には、学校運営協議会委員の持てる力を生かした活動があります。

例えば、委員の人脈を生かした多様な講師陣による職業講話の実施。ここでは、会の企画だけにとどまらず、当日の運営も担当していただきました。

2つ目には、地域の課題解決を踏まえた活動があります。

地域ぐるみの防災の構築を目指し、例えば、中学校区合同の命を守る訓練を実施された地域があります。

3つ目は、学校の教育活動改善の後押しをする取り組みがあります。

学校が進めようとした学校行事の他校との合同実施や学校の図書の共有化に学校運営協議会として支援される取り組みがありました。

4つ目は、既存の活動の充実、発展を目指した活動があります。

例えば、既存の児童・生徒を巻き込んだ地域行事を学校運営協議会として充実、発展

させたり、これまでの見守り隊を再編成し、より機動的に動けるようにされたりしました。

このような多彩な活動が展開される背景には、これまで培ってきた学校コラボレーターの活動が学校、地域に定着しているからだと考えられます。

学校コラボレーター事業について少し触れさせていただくと、昨年度学校の教育活動や環境整備などの支援事業が667件、地域人材の活用が延べ4,755名ありました。多くの地域の方や地域の教育力が学校に生かされています。学校運営協議会の委員で、学校コラボ会員を兼ねてみえる方も多数おみえになります。

今後の目指す姿は、これまで述べました山県市の強みを生かし、高い当事者意識を持って活動する学校運営協議会として充実、発展していただくことだと考えております。

2点目に、子供にとっての効果についてお答えします。

子供にとっての効果を知る一つとして、今年度の全国調査において、今住んでいる地域の行事に参加していますか、また、地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますかの項目の結果は、全国・岐阜県の結果をはるかに上回る結果となっております。

先ほど紹介させていただいた特徴的な活動を見ていただくと、学校だけでは難しい多様な講師による職業講話や学校行事の改善などが児童・生徒にとっての直接的な効果ではないかと考えております。

3点目の教員にとっての効果についてお答えします。

先ほど挙げました学校運営協議会が企画、運営する職業講話は、地域人材を生かした教育活動が充実するとともに、運営にもかかわっていただくことで教職員の負担軽減にもなっております。コミュニティ・スクールにかかわる全国的な調査を見ますと、地域との理解が深まった等、地域との関係づくりという点では効果があるとしていますが、学校教育活動の改善にはそれほど効果がないとしている結果が出ています。

しかし、本市においては、活動を通じた地域との連携の深まりにとどまらず、学校運営協議会の活動として新たな教育活動が展開されたり、教育活動の改善の後押しをしていただいたりと、学校、教員にとっての効果が期待できる取り組みが多くあります。

直接効果があった活動というわけではありませんが、運営協議会のある会長さんが、これまでの学校評議員のときは会議に出るだけという意識でしたが、今は子供たちが地域にかかわる活動を企画したり、教職員の働き方について学校運営協議会としても協力できることはないかと考えたりと、意識が変わってきましたとおっしゃられました。このような委員の方の当事者意識の高まりは、学校、教員にとっていろいろな効果をもた

らすと考えております。

4点目の地域ぐるみの防災教育の取り組み状況についてお答えします。

本年度、どの学校も学校運営協議会と協働した防災教育の推進を活動に掲げています。

防災にかかわる講演会や各種訓練を地域と合同で進めるなど、地域ぐるみの防災のあり方を構築しようとしているところです。

先日の市長と中学生が語る会においても、中学生の私たちができることといった防災の共助に視点を当てた提案がありました。現在、市内の中学生を対象とした山縣市防災リーダー、防災士の育成を働きかけようとしております。中学生が地域の防災活動の担い手となるよう、学校運営協議会でも後押ししていただけるよう働きかけてまいります。

今後も教育委員会として、学校運営協議会の運営状況を的確に把握し、指導、助言を進めていきます。また、広く市民に対しても運営状況等を啓発し、理解と協力を得るとともに、地域のよりどころとなる学校運営協議会を目指していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 学校コラボレーター事業として、大変多くの地域の方が学校の運営に生かされているということをお聞きしました。これからますます高齢化社会が進み、核家族化の進む中で、高齢の方にとってそういった活躍の場があることは大変いいことだと思いますので、今後も継続して、山口市ならではの強みを生かして取り組んでいただきたいと思います。

また、昨年実施された中学校での職業講話は、講師をされた方からも、ふだんは自分の仕事のことを話す機会がないので、自分も子供たちの前で話すことによっていい勉強になって、いい機会だったということをお聞きしております。ぜひ今後も幅広い職業の方にそういった講話をいただくような機会をつくっていただきたいと思います。

さて、地域ぐるみの防災教育については、講演会や各種訓練を合同で進めるなど、地域ぐるみの防災のあり方を構築している、また、中学生には防災リーダーの育成を働きかけようとしているとの回答をいただきましたが、地域と合同で行う訓練はまだまだ進んでいないように感じます。

私は、市長と中学生が語る会を傍聴させていただきましたが、防災に関して非常に高い意識があって、地域でも役に立つことがあるのではないかと、そういった提案がありましたし、夏休みの作品展にも、去年はハザードマップの作品があったり、またことしは写真や新聞記事などを使った防災に関する作品がありました。このような意識の高い子たちには防災士の資格を取っていただき、地域の中で活躍の場があるといいので

はないかと思います。

恵那市では、昨年度4人の中学生が防災士の資格を取得し、小学校で出前講座に出向いて防災にかかわることを伝えているという話を聞きました。小学生にとっては、身近なお兄さんやお姉さんから話が聞けるので受け入れやすいということを聞いています。これは1つの例ですが、自治会の防災訓練のときに、例えば役を担っていただくとか、防災士の資格を取るだけではなくて、地域の中で何かしらの役を担って貢献していただけると、地域にとっても、また子供たちにとっても効果のある活動になるのではないのでしょうか。

そのような観点から、防災士の育成を働きかけていただくとともに、地域と連携した訓練や防災教育の取り組みを進めていただきたいと考えますが、教育長のお考えを最後にお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再質問にお答えします。

先ほど答弁させていただいた地域ぐるみの防災教育の取り組み状況に付加する形で少し具体的に答えさせていただきます。

学校運営協議会での地域ぐるみの防災教育については、先ほど紹介させていただいたもの以外にもそれぞれ工夫された取り組みが今後展開されて行くことと思われます。先ほど紹介させていただいた小中合同の命を守る訓練とか、それから地域と一緒になった避難訓練の実施等も計画されているようです。

さらには、避難所経験というんですか、避難所体験というんですか、そういう訓練も企画されている学校もあります。それ以外の地域ぐるみの防災への取り組みも、これからいろいろなところの取り組みをきっかけとして、これから進んでいくこととおっております。

まず、中学生の防災士資格取得への働きかけとして、市が開催する山県市防災リーダー養成講座の受講について、各家庭に配られる案内とは別に、担当者が中学校へ直接出向いて積極的に受講するよう働きかける予定です。それに加えて、地域防災の担い手としての中学生にという観点から、防災士の資格取得への後押しを自治会にお願いしているところでもあります。あわせて自治会には、防災にかかわる地域での活動に中学生も担い手の一員として参画するなど、積極的な活用についてお願いをしております。

また、11月に行われる青少年育成推進員とPTAの合同研修会でも防災が取り上げられます。現在、災害時に中学生は支援を受ける側にとどまらず、支援をする側、防災の担い手としてどうあるべきかという意識が中学生に芽生えつつあります。そのことを大

切にして、学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを進める中で、中学生も地域防災の担い手の一員として育てていく必要があります。そのため、青少年育成推進員やPTAの方々が日ごろから家庭や地域で中学生にどうかかわっていくべきかということの内容とした研修だと聞いております。

このように、学校運営協議会、自治会等への働きかけを通じて、地域ぐるみの防災教育が進められるようにしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ただいま中学生の防災士取得について、地域での担い手として活動に働きかけをしながら進めていくという御答弁をいただきました。

中学生の防災に対する意識の高さには感心し、また十分に地域の担い手になり得ると感じますし、また、地域住民にとっても、中学生とかかわることによって防災の意識づけになるのではないかと思います。

コミュニティ・スクールを進める上で、こういった地域ぐるみの防災は、学校と地域とが一体となってそういった取り組みやすいような、そういう取り組みではないかと思っています。また積極的に進めていただいて、子供たちも、地域もともに育ち合うような、そういった関係づくりを期待して、質問を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で13時より再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目、体験型保育事業について。

本年度予算計上されています体験型保育事業、子育てに関するネガティブな印象を早期のうちに解決しようと、本市の豊かな自然環境の中で、学生等に子育て体験をしてもらう事業とされています。事業経費は、2分の1が県の補助金、2分の1が市の負担となっております。公募型プロポーザル方式による委託事業と伺っています。子育て世代、若年層、高齢者、幅広い年齢層の方々が子育てを通してつながりを深め、地域ぐるみで

の子育て力を高める期待も高まります。

この事業の主な内容、目的、こちらは予算議会の委員会質疑などでもお聞きしておりますので、重複する部分もあるかと思いますが、こちらを再度お尋ねするとともに、事業の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

体験型保育事業につきましては、現在子育てをされている世代と中学生や高校生などの若年層の世代、子育てを見守る地域の方や子育てを経験されてきた高齢世代の3つの世代の方々にそれぞれの立場や役割で子育てを通じた交流を行っていただく事業でございます。

まず、公募により3つの世代の参加者を募集いたしまして、世代ごとの事前研修を行います。その後に、これらの世代が交流できる体験型保育を市の南部地域と北部地域でそれぞれ1回ずつ、時期をずらして開催することとしております。事前研修といたしましては、3つの世代ごとに、または合同でワークショップを中心としたセミナーを実施し、現在の子育て支援の状況や制度等を学習していただくとともに、実際に体験していただく保育の実施プログラムについて検討を行っていただきます。

体験する保育につきましては、市内の自然体験等を行う団体や地域の子育て支援従事者等との連携、または協力していただき、事前研修のワークショップで経験したプログラムをもとに保育を実施し、自然体験や外御飯などを通して、それぞれの世代がそれぞれの役割を持って交流していただくことを予定しております。こうした多世代の交流を通して、特に日常生活の中で子育てにかかわる機会の少ない中学生や高校生等に子育てを身近に感じてもらったり、豊かな自然環境を生かした子育てを経験してもらうことで、今後、子育てをすることとなる中学生や高校生自身が、本市の自然環境の中で地域とのかかわりを持って子育てできるということをイメージすることにより、若い世代の子育て意識の向上を図り、最終的には未婚、晩婚化や少子高齢化の解消を図ることを目的としております。

本事業の進捗状況でございますが、8月に公募型プロポーザル方式により事業者を募集いたしまして、審査の結果、市内のNPO法人山県楽しいプロジェクトを委託事業者として決定し、現在、事業の詳細について調整を行っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

御答弁いただきまして、内容については理解いたしました。進捗状況として、公募型プロポーザル方式によって委託業者を決定されたとお聞きいたしました。

応募された業者は、決定された1者のみとお聞きしています。1者であっても公募型プロポーザル方式にて業者を選定されていますので、企画提案の審査の結果、決定をされたのだと思います。では、具体的に、業者の企画提案内容はどのようなのでしょうか。

体験型保育事業業務委託仕様書には、企画に当たっての優先順位が次のとおりとされています。

1、参加者が山県市で子育てすることについて考えられるように、山県市の特徴を活用した計画であること。

2、参加者が子供と交流する機会や時間が少しでも多くなるようなレクリエーション等を企画すること。

3、参加者へのアピール力が強く、地域環境や時代、流行に即した計画であること。

そのほか、広報のことや運営のことが示されています。

以上を踏まえた観点から、現段階でお話いただける範囲で構いませんので、御答弁をお願いします。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再質問にお答えします。

業者からの具体的な企画提案の内容でございますが、まず、事前研修につきましては、中学生や高校生などの若年層の世代を対象にしたセミナーでは、40名ほどの参加を見込まれ、山県市の子育て事情と託児の心構えをテーマといたしまして、今年度から高富児童館の指定管理を行っているNPO法人かばさんファミリーの代表者による講演が企画されております。子育てを見守る地域の方や子育てを経験されてきた高齢世代を対象としたセミナーには20名ほどの参加者を見込まれ、孫育て講座と託児のイロハをテーマといたしまして、他市において孫育て講座を開設されているNPO法人の代表者の講演、また、現在、子育てをされている世代を対象としたセミナーにも20名ほどの参加者を見込まれ、自分が子供だったらどんな保育がいいですかというテーマで、育児、保育雑誌への投稿や多数の育児書を手がけておられるりんごの木子どもクラブの代表者の講演が企画されています。

なお、子育て世代の研修については、子供連れでの参加がしやすくなるように、託児所を設け、託児においては、事前研修を受講された若年世代と地域、高齢者世代から参加者を募って体験していただくというような企画がされており、参加者が子供と交流する機会や時間が多く設定された内容となっております。

体験型保育につきましては、大桑地区と谷合地区での開催が予定されております。保育内容は、事前に開催するワークショップにおいて、初めての木登りや森のお散歩、お外で子供フェアなどの保育例から、実際に実施する保育案を検討し、内容の決定をして実施することとされております。

なお、実施に当たっては、森のようちえんの実績がある団体から安全面のアドバイスや指導を受けるほか、市内の木育団体や自然体験活動を行う団体等と連携して実施される計画となっております。

おおむね以上のような内容でございますが、市内で子育て支援の実績があり、また、制度についても精通されているNPO法人の代表者が講師を務められたり、また、自然体験学習の実績があるNPO法人と連携した保育が実施できるなど、市の特徴である豊かな自然を活用した子育てについて考えられる内容となっております。

なお、参加者を募集する広報等につきましては、チラシの全戸配布やSNSでの拡散周知、子育て世代を対象としたフリーペーパーへの取材依頼など、それぞれの世代に合ったPR方法により募集を行う計画とされておまして、多くの方に参加していただけるのではないかと期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

今、内容をお話しいただきまして、実際に具体的な内容をお聞きしますと、山県市の子育て支援や自然体験活動を行う団体などと連携した、山県市オリジナルの体験型保育事業になるのではないかと期待が高まります。イメージしにくかった部分もあったんですが、実際にお話をお聞きしまして、具体的な事業自体のイメージがつかまりました。多世代にわたった対象者の方々へ、それぞれの世代に合ったPR方法も考えられているということです。ぜひ多くの方に知っていただき、参加していただきたいと思います。

この事業は、今後、山県市の多世代の方々が地域で子育てを考える、携わる土台となるような事業だと考えます。今回の事業によって残るノウハウ、そういったものが携わった方々や、そして山県市の財産となるような事業にさせていただくよう、委託事業ではありますが、行政サイドも一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

事業はこれからという段階ではありますので、お答えにくい部分もあるかと思いますが、この事業は、目的からしても、1年で成果や効果が出る事業ではないと思います。事業自体は単年度となっておりますが、来年度以降のお考えはどのようなのでしょうか、お

尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 再々質問にお答えします。

本事業の来年度以降の実施についてのお尋ねでございますが、本事業は国から2分の1の補助金をいただき実施する事業でございます。来年度以降の補助金は見込めていない状況でございます。

しかしながら、議員御発言のとおり、今後一、二年で成果や効果が出る事業とは考えていませんので、事業が継続できるよう、本事業で実施いたしますアンケート調査の結果も踏まえまして、その内容や実施方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

質問を変えてください。

○1番（寺町祥江君） はい。次の質問に移らせていただきます。

2点目は、人権教育・啓発についてお尋ねいたします。

現在、日本では、基本的人権の尊重を基本理念の1つとする日本国憲法のもとで、人権に関する制度の整備や施策の推進が図られています。少子高齢化や外国人の入国者数の増加、社会情勢が急激に変化していく中、人権課題の生起がやむことはありません。山口市においても、行政や人権擁護委員、民間のボランティアの方々とが一体になって、人権擁護活動を積み重ねてこられたことと思います。

そこで、現在、山口市が行っている人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動、住民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報活動、啓発活動の内容をそれぞれお尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 桐山福祉課長。

○福祉課長（桐山藤夫君） 御質問にお答えします。

福祉課からは、人権啓発を推進する立場から、現状の取り組みについてお答えいたします。

近年、人権問題に関するさまざまな法律が施行されており、昨年4月には障害者差別解消法が施行され、また、12月には部落差別問題に特化した、部落差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、個別の人権関係法の整備や改正がなされております。

本市におきましても、一人一人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目指し、山口市人権施策推進指針を平成18年に策定いたしました。しかし、近年では、インターネットでの人権侵害、職場でのハラスメント、大災害時における人権問題など、社会情

勢の変化に伴い、新たな人権課題が生まれ、取り組みはますます複雑、多様化しているところでございます。

このような中、本市では、これまで取り組んできた人権施策の成果と今後の課題を見きわめるため、人権問題に関するアンケート調査を平成28年度に実施し、その結果の反映と新たな法令の施行や諸計画の実施を踏まえ、さまざまな行政分野における人権課題の解消に向け、人権施策を総合的に推進するための指針となる、山県市人権施策推進指針の見直しを行っているところでございます。

また、本定例会において、人権擁護委員1名の方の継続について議決いただいたところでございますが、現在、山県市には、8名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱を受け、主に人権相談活動や人権侵犯に関する調査、救済活動、人権啓発活動を行っています。具体的には、毎月1回、市役所等で人権相談会を開催し、人権上の問題の悩み事についての相談に応じています。

また、人権啓発活動としては、市内のスーパーや栗まつり会場においてチラシ等を配布し、啓発活動を行っているほか、主に小学生を対象とした人権の花運動、紙芝居や本の読み聞かせなどを通して、相手を思いやる優しい気持ちを育てる人権教室活動を行っています。

そのほかは、市スポーツ少年団のリーダー研修会において、よりよいリーダーとなるための研修を行っているほか、毎年1回、市民を対象に人権啓発講演会を開催し、人権意識を高めていただく機会を提供しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

学校教育課では、山県市学校教育の指針において、全教育活動を通し、人権尊重の精神にあふれ、自他を大切にする児童・生徒の育成を掲げ、進めております。人権教育で大切なことは、児童・生徒、教職員ともに鋭敏な人権感覚を磨くことと考えています。

1点目の学校における人権教育にかかわる活動内容についてお答えをします。

まず、全ての学校において、人権教育全体計画を年度末に見直し、作成しております。初めに、学校の課題を掲げております。課題に対して人権教育推進の重点とそれぞれの教育活動や学校の取り組み、行事との関連や育てたい力などを明確にしております。そして、より効果的に推進できるよう、研修の計画や環境整備、家庭や地域との連携を挙げております。その中には、例えばいじめの問題に対して、全校でいじめゼロ宣言、人権集会を開催する等、充実強化が図られてきております。

学校人権教育の事業としては、学校人権教育推進委員会の開催、学校人権教職員研修会の実施、学校ごとに計画した人権学習会の実施、山県市学校人権教育推進委員会の実践集録の作成、道徳教育徹底事業、心を育てる教育計画訪問等が実施されております。

学校人権教職員研修会では、昨年度はネットモラルの問題について、本年度はいじめの問題について、全教職員が考えることができました。また、平成29年度の山県市教育実践の重点として、よいことみつけを掲げ、児童・生徒のそれぞれのよさを価値づけることで、自分の大切さとともに、他の大切さを認める心を育てるようにしております。本年度の全国調査の、先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますかの項目では、小中学校ともに、国や県の結果よりも上回っております。また、11月から12月にかけては、人権週間に合わせて、全学校においてひびきあいの日を実施し、学校、保護者、地域が一体となった人権教育の取り組みが行われております。

2点目の啓発活動ですが、今申しました学校の人権教育の具体実践について、山県市学校人権教育推進委員会の実践集録としてまとめたり、ひびきあいの日に公開したりと、広く各校の取り組みを市内に発信しております。こういった取り組みが人権教育・啓発とともに人権教育事業への支援につながっていくものと考えております。今後も見直し、改善しながら継続し、人権教育の啓発を図っていきます。

これからも児童・生徒を取り巻くさまざまな人権問題について、学習の機会を充実し、人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の精神を育成するよう進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 御質問にお答えします。

生涯学習課における人権教育、人権啓発の取り組みにつきましては、人権教育として人権教育講演会の開催、人権啓発としてチラシや人権標語入りの物品の作成及び配布を行っております。

人権教育講演会につきましては、毎年1回、昼は学校の教職員を、夜は市民をそれぞれ対象に行っており、昨年はスマイリーキクチ氏を招いて、インターネットにより犯罪者扱いされた自分の体験を踏まえた講演を行っていただき、教職員250名、市民200名の方の参加を得ることができました。

本年度は、このような人権にかかわる催しを12月に予定しております。人権啓発は講演チラシの裏面に人権の標語を掲載したものを広報紙に折り込みしているほか、講演会場や青少年関係の研修会などでも啓発物品を配布し、人権に対する意識の高揚を図って

おります。

また、今年度は、市内の事業者がスポンサーとなって、電柱にいじめ防止対策看板を設置する事業を進めるため、中部電力株式会社及び西日本電信電話株式会社の電柱広告を手がける事業者と協定を結ぶことを計画しております。この看板に掲載されるいじめ防止の標語は、市内の小中学校やPTAを対象に、山県市青少年育成市民会議が公募するもので、標語入りの看板につきましては、同市民会議で選定した優秀作品数点の中からスポンサーとなった事業者が標語を選び、設置してもらいます。これにより、広く市民にいじめ防止に対する関心を持ってもらえればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 人権教育・啓発の内容について、それぞれ課長にお答えいただきました。ありがとうございます。

福祉課長が御答弁いただきましたように、近年では障害者差別解消法、部落差別解消推進法、そしてヘイトスピーチ解消法や女性活躍推進法等、人権に関するさまざまな法律が施行されています。

山県市人権施策推進指針は、指針の推進期間が5年間となっておりますので、本来であれば改定されたものがことし4月より示されていたはずだと思います。指針の策定には最善を尽くして取り組んでいただきたいと思います。

学校教育や社会教育についてもお答えいただきました。各取り組みの中でも、いじめ防止に具体的に力を入れて取り組まれている新たな内容もお答えいただけたと思います。以前に行われました少年の主張大会でも、いじめや外国との関係など、大人でも心を打たれるような内容を小中学生の方々がすばらしいスピーチをされていたと思います。そういった日々の教育などがそういったところにも大きくあらわれてきていると感じました。

幼いころから豊かな人間性を育む教育、それは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていると思います。差別や偏見のない、一人一人が尊重される社会を築いていく上で、なくてはならない取り組みであると考えます。こうした人権教育や啓発、そして、当事者の方々の活動の積み重ねでさまざまな法律や政策が実現されてきました。

再質問は、今後、来年度の予算編成や査定に入る立場の企画財政課長にお考えをお尋ねいたします。

現在、国は2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通して、

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う心のバリアフリーを推進し、共生社会の実現につなげようとしています。ことし2月、障がい者団体の出席を得て開催された閣僚会議により決定されましたユニバーサルデザイン2020行動計画には、自治体単位で福祉部局、教育委員会、関係団体と連携した教育の取り組みや、地域に根差した心のバリアフリーを広めるための取り組みなども示されています。

山口市は、地方創生などを進めておりますが、人の温かさ、これは何にもかえがたい山口市の魅力の1つであると感じています。山口市においても、どんな立場の人、どんな困難を抱える人もそれが受け入れられるまちづくりをより一層進めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

まず、基本的な考え方につきましては、私も議員と全く同じ思いでございます。すなわち、よりよい地域づくりを目指す上で、人権の尊重ですとかノーマライゼーションという考え方は、全ての事柄の根底にあるものというふうに考えている大変重要なことだというふうに私も理解をいたしております。

そこで、市長の命により予算編成方針等を策定する当職に対し、予算編成の視点でお尋ねをいただきました。

私は、10年以上予算編成に携わってきておりますが、予算査定の際に、判断が難しいものの中の1つとして、防災というものがございます。それは、人の命というのは、何物にもかえがたく、これを守るべき政策については、予算額に限度を設けるということはなかなか困難であるからでございます。そして、こうしたことにつきましては、人権に関しても全く同じような感覚を抱くものでございます。

当市では、6年ほど前、国体に合わせ障がい者大会というものが行われました。特にこの障がい者大会においては、例えばお話に関し、手話通訳ですとかパソコン入力による情報支援など、さまざまなノーマライゼーション、バリアフリーの対策を施したところでございます。しかし、こうした制度を全ての市内の行事において対応するということは、経費的にも余り現実的ではないとも言えます。そこで、実際に予算の査定をする際には、ケースごとの需要ですとか緊急度、場合に応じて指標を総合的に判断いたしまして、適正な金額となるよう調整しているのが実務の実情でございます。

そもそも日本国憲法に規定しますような人権は、現代社会における普遍的な、最も大切な箇所でございます。にもかかわらず、各種の法律やこうした計画を策定しなければならない、できているということですが、これを逆に策定しなければならないというの

は、ある面では悲しいことではないかなとも考えられます。

しかし、個人の価値観が多様化しているこうした中で、現下の情勢を鑑みれば、こうした法律や計画等が必要なのが実態でございまして、それは、現実的には適切な対応であると思われます。いわんや、我々公務員にとりましても、人権尊重ですとかノーマライゼーションという考え方は当たり前のことではございまして、十分に配慮して予算編成に当たっているとは考えておりますが、忘れがちなところがあったりするおそれもありますので、改めてそうした視点を十分に意識しつつ、事務の遂行に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

今、御答弁いただきまして、今後、予算編成に当たるに当たっての企画財政課長の思いを今、お話しいただいていまして、人権の視点も十分に意識しつつということでしたので、安心して聞かせていただいております。

再々質問は、市長にお尋ねをいたします。

今、企画財政課長からもお話をいただきましたが、昨年より施行された山口市まちづくり基本条例、この前文には、「私たちは、こうした自然の恵みと、先人が築き上げてきたこのまちを、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そして、市民一人ひとりを思いやり尊重し、自治の担い手として互いに力を合わせ、安心して暮らせるまちづくりの推進に努めなければなりません。」と記されています。

きょうの一般質問では、午前に非核平和都市宣言のお話も出てきまして、そちらも前向きに検討されるということで、大変うれしく思っておりますが、県内でも人権尊重都市宣言や男女共同参画都市宣言、また、LGBTフレンドリー宣言等を行い、さまざまな施策を進めている自治体があります。宣言を行えばいいというものではないと思いますが、山口市はイクボス宣言を行い、実際に宣言による取り組みから成果を上げてきた実績もあると思います。人権に関しても、そういった宣言を行うことも検討していただき、一人一人が大切にされる山口市を市内外に強く発信していただきたいと思います。そして、今後も、人権教育や啓発により、より一層御尽力いただきたいと思います。市長の考えはいかがでしょうか。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えします。

人権教育、啓発についての御質問の中で、最終的にはしっかりとした宣言を踏まえながら、能動的にそれぞれの施策を進めたらどうかということでございます。

午前中にもお答えしておりますように、いろいろな立場といたしますかね、内容を十分検討させていただいて、成果の上がるような方法を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

通告順位 5 番 郷 明夫君。

○5 番（郷 明夫君） 議長の許可を得ましたので、大きく 2 つの質問をいたします。

まず、質問に入る前に、一昨日、17日、台風18号が襲いましたけれども、素早い対応がございまして、何事もなかったということで、本当に御苦労さまでございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、第 1 点目は、公共施設等総合管理計画についてでございます。

本市では、人口減少に加え、少子高齢化が進展し、地方交付税の減少や市税収入が減少しています。一方で、社会福祉関係の予算が増加し、厳しい財政運営が続いています。これらのことから、公共施設への投資を従来どおりの考え方で続けることは困難なことから、公共施設において効率的な維持管理を行うため、今年度、29年度から10年間の長期にわたる公共施設等総合管理計画が策定されています。この計画に基づき、公共施設の更新、統廃合、長寿命化を図り、公共投資を平準化し、公共施設を効率的な管理運営をしていくこととしています。

公共施設は、学校、庁舎、公民館等の建築系施設と道路、橋梁、上下水道等の土木系施設に分かれております。この計画では、公共施設管理経費のうち、大きな比重を占める学校、庁舎等の建築系公共施設のあり方について、抜本的に見直す必要があるとしています。特に建築系施設については、合計延べ床面積の 2 割を削減目標として、施設の統廃合や児童館、集会所、福祉施設などの施設の複合化による実施の検討もするとしています。あわせて施設の長寿命化も図ることとしています。

この施設管理計画の策定では、基本的な方針として、次の 3 つを挙げています。

1 つ、施設の安全、快適性を確保し、予防的な修繕を実施する。

2 つ目、施設総量削減とともに、将来的な需要変化に対応できる柔軟な構造を採用し、コスト縮減を図る。

3 点目として、公民連携である指定管理者制度を中心に、民間活力の導入を検討する。

そこで、多義にわたる分野を統括いたします宇野副市長に、以下 6 点について質問をいたします。

1 点目、この計画に記載された建築系施設の 2 割削減目標の具体的なイメージが想像できる事例の明示をお願いいたします。

2 点目として、公園、図書館、ごみ施設などの施設については、近隣他都市との連携や連携中枢都市である岐阜市との連携により、公共施設を事実上削減できると考えますが、これらについてはどういうふうにお考えでしょうか。

3 点目として、道路、橋梁などについて、国・県道など、県の管理する施設の整理、配置状況等により、市管理道路施設の耐震化、修繕などの時期やその必要性など、施設管理計画に大きく影響を与えると考えますが、これらについてのお考えもあわせて伺います。

4 点目としまして、今回の計画では、点検、診断などにより、予防的な修繕によりコスト削減、長寿命化に努めるとされておりますが、今まで市では、市民情報による自治会要望に基づく対処療法的な対応から、今後、どのような方法により予防保全に努められるのでしょうか、これについても伺います。

5 点目としまして、将来的な方向として、指定管理者制度を中心に民間活力を導入し、公共施設等総合管理計画を推進するとありますが、指定管理者は、基本的には営利を目的とするものでございます。多くを余りこれに期待するのは困難ではないかと考えます。これについても所見を伺います。

最後の 6 点目としましては、市民の代表である議会、また市民に対して、この公共施設総合管理計画の進捗状況について、今後、どのように逐次報告されていくのか、この点についてお伺いをいたします。

1 点目の質問は以上です。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えいたします。

1 点目の御質問でございますが、建築系施設に係る延べ床面積の 2 割削減の目標につきましては、施設の統廃合や複合化など、さまざまな方法により進めていく必要があると考えております。

具体的には、事例といたしまして、美山支所及び山村開発センターの解体、建てかえでございます。これは、老朽化した両施設を解体し、必要な機能を精査した上で、コンパクトな施設に建てかえるものでございます。その他、延べ床面積の 2 割削減のためには、相当数の施設の統廃合が必要となるため、美山支所等の再整備を参考にしながら、個別施設ごとに提供している行政サービスの今後のあり方を検討した上で、統廃合等の対策方針を決定していきたいと考えております。

2点目でございますが、例えば、公園につきましては、市民の憩いの場であり、身近で利用しやすい施設でなければならず、市民の生活環境を良好に維持するためにも市内に必要なものであり、他市町村との連携等による削減の対象とすることは、慎重に検討する必要があると考えております。

しかしながら、他の施設の中には、近隣市町との連携などにより、提供している行政サービスについて代替可能な場合もあるため、個別施設ごとに十分検討していきたいと考えております。

3点目でございますが、国や県が整備、管理する施設等の今後の整備計画とその影響については、市としても十分考慮した上で、道路、橋梁についても、今後のあり方を検討していくべきであると考えております。

4点目の御質問ですが、御指摘のとおり、市の施設の維持、修繕、改修などについては、自治会や市民からの要望や設備のそんたくなどに関し、対処療法的に対応しているのが現状でございます。今後は、自治会等からの要望に対応しつつ、点検や診断などにより施設の状況をしっかり把握した上で、長寿命化を図るための中長期的な修繕計画を作成し、効率的かつ効果的な修繕など適切な維持管理を行うことで、予防保全に努めてまいります。

また、指定管理者制度の導入施設については、指定管理者に対する定期的なモニタリングを実施し、点検・診断結果から不良箇所発生につながる兆候を捉えて早期に対応するなど、予防保全を図ってまいります。

5点目の御質問ですが、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間活力を活用し、サービス向上の経費削減を図ることを目的とした制度でございます。

既に本市でも多くの施設で導入しておりますが、外部有識者を含めた行政サービスの履行に関するモニタリングを実施して、適正なサービス水準を担保するなど、効果的な制度の活用にも努めており、経費削減やサービス向上など、おおむね期待された効果が出ているものと考えております。

本制度については、今後も経費削減とサービス向上に関する有効な手段の1つとして、施設の性格を十分考慮した上で、活用を検討してまいりたいと考えております。

最後の質問でございますが、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があると想定される施設の統廃合や再整備の方針につきましては、市民の意見聴取が必要不可欠であると考えており、パブリックコメント制度の活用や市民の意見交換会の実施等により、適切に対応してまいりたいと考えております。また、議会に対しましても、議員協議会など、

機会をいただきまして適時報告させていただき、御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の、現施設の2割削減の具体的な事例では、美山支所と山村開発センターの建てかえにおいて、コンパクトにするというような回答でございました。建てかえに当たっては、当地域の地元産の木材の活用とか、地元業者の施工による、例えば平家建てみたいな、市民が使いやすい建物を要望したいと思います。

2点目の、公園の施設管理でございますけれども、地域での生活環境維持のための公園については、私もなかなか削減は難しいというふうに思っておりますけれども、特に中枢都市となる岐阜市との間では、例えば運動公園とか大規模公園がございますので、そういうところでの相互利用、十分可能でございます。運動公園とか図書館も、例えば本の融通というようなことも十分可能でございますので、また、ごみ施設についても検討する余地があるんじゃないかということでございますので、十分な検討を望みます。

3点目の道路、橋梁について、今後、県の管理する道路の整備計画とその影響について十分検討するというところでございました。当山県市にとりましても、財政的に市の管理する橋梁全てを耐震化するということは、非常に僕は困難と思っております、例えば市道のうち、幹線的な道路、県で代替ができないような橋梁等については、やっぱり重点的に早期に整備するということについて、これが妥当だろうというふうに考えております。これにつきましては、市長に答弁を求めたいと思っております。

6点目の、計画の中で、市民への報告は、市民との意見交換会の場で十分説明したいということでございました。一部に市民懇談会、今年度は取りやめるといようなうわさもございますが、市長には市民へこのような意見懇談会といいますか、意見交換会を通じて、十分しっかりした説明を望みたいと思っております。1つだけの市長の答弁をお願いいたします。

○市長（林 宏優君） 3点目のだけでいいんですか。

○5番（郷 明夫君） はい。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

いろんな形で……。

〔「再質問です」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 済みません、失礼しました。

再質問にお答えします。

御質問の中にありましたように、1点目、2点目につきましても、いろんな形で協議をしながら、また御相談をさせていただきたいと思いますし、そうした中で、3点目の、市道の幹線的な道路の重点的に橋梁等維持していくことについての3点目の答弁をさせていただきます。

現在、本市は2,641路線、約645キロメートルの市道と関連する施設として、橋梁及びトンネルなどについても維持管理を行っておりまして、今後における当該施設の補修、更新などにつきましては、財政的な面も含めた、計画的及び効率的な整備としての対策を講ずる必要があることにつきましては十分認識しているところでございます。

さて、今般、議員からは、幹線的な道路を重点的に、橋梁などの維持管理を行ってはこの御提案をいただきましたが、現在、本市といたしましても、国の防災・安全交付金の対象事業として、主要な幹線市道における大規模な補修の修繕及び橋梁についても点検、補強、修繕工事を継続的に実施しております。特に橋梁につきましては、市民生活に大きな影響を与える重要な橋梁を高い優先順位として、平成25年度から耐震の補強工事などを順次施工しているところでもございます。

今後、本市といたしましては、既存の道路関連施設の健全な維持管理とともに、周辺における国・県道の整備計画とその状況を十分に検討した上で、道路施設の整備を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） ありがとうございます。

重点的に緊急的な、大きな幹線市道を整備するということでございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に、2番目の質問を行います。

2番目の質問は、東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジ周辺における関連社会基盤施設の整備状況についてお尋ねをいたします。

先月の8月17日深夜から18日早朝にかけて、岐阜県では、日本海の低気圧に向かって温かく湿った空気が流れ込んだため、大気が非常に不安定になりました。大雨警報が18日深夜の午前0時34分に、洪水警報が0時44分に岐阜地方に発令されました。気象台のレーダー解析によれば、山県市で時間120ミリの非常に激しい大雨が観測されたところ です。

この大雨によりまして、本市では、西深瀬で現在工事中の高富インター周辺が、尾ヶ洞地区を中心に、落堀川の上下流で市管理道路や田畑が水没するほか、工事現場からの泥水により、通学路である北側ボックスカルバートの内部が水深20センチメートルまで浸水するなどの被害が発生いたしました。また、鳥羽川と椎倉川の合流点付近の伊佐美地区、赤尾地区でも県道、市道、また水田が浸水したところです。

市では、18日午前2時に消防団員に招集指令が行われ、午前2時20分に市役所に対策本部が設置されたところです。幸い当市では、18日午前6時には雨が小降りになり、大雨洪水警報も午前9時には解除され、住宅浸水などは少なく、一部地域での道路、田畑の冠水で済みました。

近年、地球温暖化の影響と言われますが、線状降水帯と呼ばれる、局所的に集中して豪雨が降り続く異常気象が多発しています。市においては、市民が安心して暮らせるよう、大雨洪水時の排水対策等にしっかり対応していただく必要がございます。特に、インター周辺工事の排水対策を他の工事に先立って行うこと、また、国道256のバイパスの北への促進、落堀川の早期改修など、早急に解決すべき課題と考えます。

そこで、副市長に、以下の4項目についてお尋ねをいたします。

1点目、今回の大雨での職員出動、招集体制、対策本部の設置、現地調査、市民への情報提供等の対応について、どのような所見をお持ちでしょうか。

2点目、インター周辺市民の不安解消のため、インター周辺排水路工事、調整池築造工事を他工事に先立って施工するよう、事業主体であります国土交通省に強く要望すべきと考えますが、それに対するお考えを伺います。

3点目、落堀川の抜本的雨水排水対策の立案及びその早急な施行が必要と考えます。それに対する所見もあわせてお伺いいたします。

最後の4点目として、落堀川のつけかえ工事も含みます国道256バイパスでございますが、用地済みの隠山橋付近以北のバイパスの工事促進がぜひとも必要と考えます。バイパスの工事促進を国、県に、今回の件も含めて強く要望するようにすべきと考えます。それに対する所見もあわせて伺います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えいたします。

1点目でございますが、0時44分の洪水警報の発令に対しまして、総務課の2名が1時10分、建設課、まちづくり・企業支援課、産業課の各1名が1時30分に登庁し、災害担当者1名を含む6名により、1時35分に災害警戒本部を設置したところでございます。

続いて、1時55分には、土砂災害警報情報が発表されたため、10分後の2時5分には防災行政無線により市民の注意喚起を行うとともに、2時20分に市の幹部による災害対策本部を設置して、情報収集や対応策の検討を行いました。その後、市内で発生した土砂の流出、道路の冠水などにつきましては、職員が直接現場に行って被害状況を確認したり、警察署、そして消防団の協力のもと、通行を規制し、市公式サイトで周知するなどの対応を行ったところでございます。

今回の大雨については、幸いにも人命にかかわるような大きな被害はなく、また、発生が深夜にもかかわらず、警察や消防団による迅速な対応もあって、市としては大きな混乱がなく対応できたと考えているところでございます。

しかしながら、今回のような局地的大雨は、近年、多発する傾向となっており、全国各地でさまざまな被害を発生させております。市としましても、今回の対応結果について、問題点の有無などを検証し、防災行政無線や防災メールの活用による積極的な情報提供など、より適切な警戒態勢のあり方や対応方針を検討してまいりたいと考えております。

2点目でございますが、先般の8月17日夜間から18日早朝にかけての豪雨の際の当該地域周辺における排水路の水位上昇及び市道の冠水などの事案につきましては、関係課より報告を受けております。

本市としても、インター建設地周辺の排水関係につきましては、以前から周辺に影響を与えない対応について申し入れを行ってまいりましたが、今後も排水路及び調整池工事の早期の施工と降雨時における対応、対策について、事業主体である岐阜国道事務所への要望を継続的に行っていきたいと考えております。

次に、3点目でございますが、落堀川は、本市の管理河川であることから、河川改修計画については、以前から検討を行ってまいりました。昨年度は、インター下流部から三田又川の合流点までの間の改修に向けた予備設計を行っております。

本年度においては、落堀川は、農業用排水路であることから、昨年度行った予備設計をもとに、農免道路の南から三田又川合流部までの間、延長約500メートルを県単かんがい排水事業としての事業採択となるよう、詳細設計業務を発注しております。

今後は、周辺河川及び市道の改良計画などの調整を図り、落堀川を含めた河川改修計画の早期策定と工事着手を図っていきたいと考えております。

最後に、4点目でございますが、256のバイパスのインター以北の事業進捗につきましては、事業主体の岐阜県により、平成28年度には概算事業費などの把握のため、構造等の検討に必要な地質調査が実施されており、本年度においても、事業実施に向けた調査

が引き続き実施されることとなっておりますが、平成31年度にインターチェンジが開通見通しとなり、256バイパスの全線開通は、本市にとっても最大級の重要性和必要性を持つインフラ整備であることを改めて強く認識した上で、地域の方々の御協力をいただきながら、岐阜県など関係機関への要望活動を推し進め、本バイパスの早期整備に向けて努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） それでは、再質問させていただきます。

1点目の大雨洪水警報下での警戒態勢については、総務課、建設課、企業支援課、産業課の6名で初動の対応をとったとの答弁でございました。

通常、大雨注意報下では、数名程度の配置で問題ないと思いますが、今回は急だったということがございますけれども、大雨洪水警報が発令された状況下で、しかも高富インターの通学路となるボックスカルバートの中で、工事現場からの泥水により水深20センチも冠水したということでございます。これは、本当に地域住民には大変な不安を与えるものでございますので、ぜひともこの体制については、今回、素早い対応を台風のときにされたように、またよろしくお願ひしたいということでございます。

だから、こういう警報下のときには、いろんな関係課にわたりますので、大雨洪水警報、また土砂災害警報が出たときには、市役所の全ての課の課長ないしは職員が待機するなり連絡をとれるように、すぐに招集できれば体制をこれからもしっかりとっていただきたいというふうに思っております。特に、総務課には危機管理監というのも創設されたということでございますので、その人にも十分、しっかりと仕事をしていただきたいというふうに思っております。

そこで、林市長に、今回の大雨洪水警報下での対応の体制についての認識を改めて伺いたいというふうに思っております。

次に、1点目の質問はそれでございますけれども、警報下での体制ということでの認識ということなんですが、2点目については、東海環状のインター整備の状況で、以前から、この周辺については、落堀川が普通河川であるということから、排水対策を十分練ってきたという、また、排水対策を国、県にも要望してきたとの答弁でございました。

私は、9月2日に東海環状の現地調査を行いました。岐阜インター、大垣神戸インター、養老インターを国土交通省の案内で調査いたしました。いずれのインターも、地元協議がしっかりとされ、排水対策で濁水処理もなされておりました。住民に被害を与えるようなことはなかったわけですが、当市の高富インターのように、現場から

泥水が直接、農業用水であり、また排水路である落堀川のところに落ちている事例は、ほかのインターではございません。

こんなようなこともございますので、市民に大きな不安を与えないように、十分対応していただきたいと思います。この点についても、林市長に、早急に排水対策を国土交通省、また県も含めまして強く迫っていただきたいと思いますというふうに思っております。やはり単なる予防ではなくて、やはりこういう事例があったということを事例に出していただきたながら、強く要望をしていただきたいと思います。林市長の認識につきまして、この点についても再度お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

大雨、暴風、そして洪水、大雪のいずれかの警報が発せられ、事態の悪化が懸念される場合には、消防長や総務課長、危機管理対策監、総務課の警報当番、防災担当によります事前配備体制に加えまして、地方創生監、建設課長、まちづくり・企業支援課長、産業課長が待機し、第一警戒態勢をとりまして、情報の収集などの対応を行っております。今回は、土砂災害警戒情報の発表を踏まえ、本庁の全課長と伊自良・美山支所長を招集し、第二警戒態勢であります災害対策本部を設置して、情報収集や対応策の検討などを行いました。これが先ほど副市長から御説明をさせていただきました2時20分ですね、その対応でございます。

また、市内におきまして、土砂の流出、道路の冠水などの被害が発生しましたが、警察署や消防団の御協力もあって、的確な情報収集や迅速な判断ができ、市民の大きな混乱を招くことなく対応できたと考えております。

しかしながら、今回の経験によりまして、短時間における局地的な大雨への対応は、的確な情報収集と迅速な判断が非常に困難であると感じたところでございます。市としましても、さまざまなタイプの災害に備えるため、より適切な警戒態勢のあり方や対応方針に向け常に見直しを行い、継続的な改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますけれども、今般の御質問を受けまして、事業主体であります岐阜国道事務所への事業実施区域からの排水、濁水に対する対策の状況について確認をいたしましたところ、この（仮称）高富インター建設の現場におきましては、事業区域内に沈砂池などを設置するなどの対応、対策が実施されていると回答を受けております。また、他のインターチェンジ建設現場における排水、濁水対策につきましても、地形などの状況によってその方法は多少異なりますが、（仮称）高富インターと同様な対

策が行われているとの解答をあわせて受けております。

しかしながら、近年頻発する異常気象により、時に予想できないような事態も引き起こしている状況を鑑みますと、インター建設の現場に限らず、その対応、対策について考慮する必要があることは、私といたしましても認識しております。

今後は、今回、インター建設現場周辺において発生をいたしましたこの事態の再発防止とともに、可能な限り周辺地域への影響が及ぶことのない、十分な排水対策の実施に向け、事業主体であります岐阜国道事務所への申し入れを行いたいと考えております。

対策本部を設置する前に、私が家を出たのが2時10分ほどでございました。そのときに、ちょうど庁舎までの間の状況を見ますと、全くまだ裏の水門は上がっておりませんでしたが、でも、それは、上がっていなくても、そんなに、普通の雨が降った状況ではとても見受けられませんでした、確認をしてまいりましたので。

そこで、そういった中で、やはり直線にしますと500メートルも離れていない、ああいったインターの工事現場でございますので、そういった雨量とは別に、やはりしっかりとした対策をとっていただけるように、先ほども申し上げましたけれども、具体的な対応をしていただくように、国土交通省のほうへも要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） しっかりした対応を国土交通省に要望するということが、非常に心強い御答弁だと思います。

いずれにしても、局所的に雨が降りますので、なかなか庁舎におっても、ちょっと違ったところでは大雨が降るという事例が出ておりますので、今後とも、またいろんな市民からの要望、また、警報が出た段階で、例えばパトロールとかということも含めまして、ああいった情報収集にも努めていただけたらと思っております。

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で14時25分。

午後2時12分休憩

午後2時25分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、本日最後となり

ますので、よろしくお願いをいたします。

通告に従い、3点質問させていただきます。

最初に、自殺対策について。

非常に残念なことに、この1年間にも自殺のニュースが大きく取り上げられたことが幾つもありました。大きな課題を改善していくために、息の長い取り組みが必要であることを痛感します。

まず、警視庁自殺統計によりますと、日本の自殺者は平成15年の3万4,427人をピークに平成27年は2万4,025人となっており、減少傾向にあるものの依然として高い数値となっております。

こうした状況を踏まえて、昨年4月に改正自殺対策基本法が施行されました。また、この後公表された平成27年の県内の自殺者数は376人となっており、本市におきましては、山県警察署で確認したところ、交通事故で亡くなられた方と比較して、平成21年から平成28年間の8年間で交通事故の死亡者数は13名に対し、同じ8年間に自殺によってとうとい生命を絶たれた方はなんと50人に達しております。一番多い平成23年は1年間で15人に上りました。

昨年4月に施行された改正自殺対策基本法の理念は、自殺対策は生きることの包括的支援、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができる。自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連携が図られ、総合的に実施されなければならないとなっております。そして、今回のポイントは、改正自殺対策計画の策定が平成30年までに義務づけられたことであります。

本市におきましても、1人の命の重さを改めて考え直し、また、過去の事例に基づきそこに至ってしまった原因や動機を検証し、市民のために対策をしっかりと講じる必要があります。

本市において、これまで、自殺対策としての取り組みもなされてきました。例えば、大切なあなたの力になりたいとの見出しで相談窓口一覧を掲載されたり、市民に身近に寄り添うゲートキーパーだとか、こころの体温計のメンタルチェックサービス、また、訪問事業など、取り組んでみえるところだと思いますが、大切なことは結果へつながっているかというところですので、確認を含め健康介護課長にお尋ねします。

1点目、平成30年までに市町村地域自殺対策計画を、現在作成してある自治体も、これは2市と聞いておりますが、改めて改正をすることとなっております。また、作成していない自治体は、新規計画を立てなければなりません、県によると、県内状況は健康増進計画に自殺対策を記載しているものを含め、現在26市町村とのことですが、そこに

本市は含まれているのかどうか。

2点目、健康介護課への悩みの解決に向けた悩み相談の件数はどれくらいだったのか。
また、こころの体温計のメンタルチェックのアクセス数とその評価はどうか。

3点目に、自殺対策としての、看護師1名とのことですが、それによる訪問事業とは、
どんな具体的効果があるのか。

4点目に、ゲートキーパーとは、厚生労働省では、自殺の危険を示すサインに気づき、
適切な対応、これは悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につな
げ、見守るということを図ることのできる人のことで、いわば命の門番とも位置づけら
れています。本市のゲートキーパーの養成方法はどのように取り組んでこられたのか。

5点目に、ゲートキーパー養成等に当たっての自殺対策強化交付金メニューは今でも
継続されていますが、チラシを配布してそれで本来のゲートキーパーとしての意識づけ
ができるのか疑問です。また、民生委員さんなど、固定した方に幾つも役を兼務させな
いよう、もっともっと広い、幅広い皆さんに理解をいただき、私がゲートキーパーだと
誇れるような養成講座などを開催し、本来の命の門番として活躍いただけるような地域
づくりが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

以上5点、お伺いします。

○議長（武藤孝成君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていま
したが、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成28年は、2万1,897人と平成6年
以来の水準となりました。

山県市の現状についてでございますが、議員御指摘のとおり、平成23年は1年間に15
人と多くの方がお亡くなりになりましたが、過去5年の自殺者数の平均は4.8人となっ
ております。

1点目の、健康増進計画に自殺対策を記載している26市町村の中に本市が含まれてい
るかについてでございますが、本市の第2次山県市健康増進計画健康山県21では、健康
寿命の延伸を目的に、健康管理、栄養と食生活、身体活動と運動、歯と口腔の健康、休
養と心の健康の5つの分野に分け、健康づくりに取り組んでおります。

休養と心の健康の分野で、心の病気へ対応するために、市民や地域、行政が取り組む
ことを記載し、それに合わせて目標数値を示していますが、具体的に、自殺対策とか自
殺者の減少に関する目標数値を記載していないので、県の調査には、自殺対策に関する
記述はないと回答いたしております。

2点目の、悩み相談の件数、心の体温計のアクセス数及び評価についてでございますが、平成28年度に健康介護課でお受けした悩み相談件数につきましては、健康に関する悩みが238件、高齢者の悩みが358件の合計596件でございました。こころの体温計のアクセス数は、9,484件となっており、こころの健康状態を気軽にチェックできるシステムで、相談先電話番号もお知らせしておりますので、不安のある方や家族の方のお役に立てていると考えております。

3点目の、看護師の訪問事業の具体的効果についてでございますが、自殺対策補助事業の中で、臨時の保健師等が、心に悩みや病気を抱えている成人や高齢者に対して訪問事業を実施しております。

訪問により本人や家族等の思いや状況を把握し、関係機関との連携を図りながら適切な医療やサービスにつなげ、生活の質の向上を図っております。

4点目の、ゲートキーパー養成の取り組みについてでございますが、ゲートキーパー研修として、民生委員、警察、市職員、保健師等専門職への研修を実施したり、鬱・自殺予防の講演会では、市民や中学生、教職員、保健医療福祉関係者等幅広く参加していただいております。

また、平成27年度からは、事業所に対して心の健康づくりについての状況調査や働く世代の心の相談会等の実施、ゲートキーパーに関するチラシの配布等、心の病気の予防や発見についての周知啓発を行っております。

5点目の、命の門番として活躍できる地域づくりについてでございますが、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、かわりを通して、孤立・孤独を防ぎ、支援することが重要です。

1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていただくことが自殺対策につながります。

今後も広報、ホームページ、講演会、自治会、事業所等あらゆる機会を通じて心の健康づくりに周知啓発を行い、市民も関係機関もみんながゲートキーパーとなり、苦しんでいる人を一人にしない、温かい地域社会の実現を目指し、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 先ほどの答弁に、過去5年間の自殺者数の平均は4.8人とのことでしたが、これは決して少ない数字ではありません。日本では15歳から39歳の死因の第1位が自殺で、人口10万人当たりの自殺死亡率は先進国で最も高く、政府がこの7月に閣

議決定した自殺総合対策大綱ではこの現状を非常事態と指摘、新たな重点施策に子供、若者の対策を掲げたところであります。本市では、命を守るための相談窓口として、心や体に不調がある人は健康介護課へ、先ほど答弁にあったように28年度1年間で596件という大変多くの悩みの相談が寄せられました。

また、借金、負債などのトラブルを抱えている人は市民環境課、いじめ、不登校などの悩みは教育センターへ、職場のこと、人間関係等で悩んでいる人は福祉課へと、各課にまたがっています。大変にシビアな心の問題の相手となる職員の人材育成について、どう取り組んでみえるのか、また、どのように取り組まれるのか、まず1点お伺いします。

2点目に、改正自殺対策基本法のポイントとして、自殺対策の現場である市町村をいかに後押しするかを上げております。具体的な取り組みとして、県では本年4月に地域自殺対策推進センターが設置をされました。これは平成30年までの策定に向け、地域診断に基づく、地域特性に合った効果的な自殺対策を持続的に推進し、効果を上げられる自殺対策計画が策定できるよう支援を行うというもので、既にスタートをしております。早い取り組みへの反応は強い対策意識への裏返しだと思いますが、現在の対策推進センターとの連携状況と自殺対策計画の進捗状況をお伺いします。

3点目に、対策推進センターでは、自殺対策推進企画研修により、策定に中心的な役割を果たす自治体職員に地域の実情に合った計画を立案、改善できるノウハウを身につけられるよう支援を行うとしています。自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施設との連携が図られ、総合的に実施されなければならないとされています。現在、相談窓口が幾つもまたがる本市では自殺対策計画策定は、まずどの課が担当するのか、また、誰が研修に参加しているのか、伺います。

各課にかかわることですので、副市長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えいたします。

自殺の危機経路は人さまざまです。鬱病となる原因は、初めはどこにでもあることから深刻な状況へと追い込まれてしまいます。病気の悩み、お金のトラブル、家族間の悩み、いじめ、育児などの理由はさまざまですが、相談窓口もそれぞれの悩みに合った担当課をお知らせしておりますが、まず1点目の人材育成の取り組みにつきましては、対応する職員の専門的知識の向上、対応時の心構え、注意点などを知るために、県主催や専門機関が行うさまざまな研修に参加させ、また、課内で情報共有などの課内学習を行っております。

2点目の、岐阜県地域自殺対策推進センターにつきましては、今年度4月1日に開設され、担当職員が2名配置されているとのことです。市町村等に対し、助言や情報提供をしていただけるとのことから、連携を密にしているところでございます。岐阜県保健所や精神保健福祉センターとともに、今後は自殺対策推進センターとも連携しながら自殺対策を進めてまいりたいと考えております。

自殺対策計画の策定につきましては、国のガイドラインを待って検討し、策定をしていきたいと思っております。

3点目の担当課でございますが、これは健康介護課でございます。研修の参加につきましては、最近では厚生労働省主催の岐阜県自殺対策トップセミナーに市長とともに担当課長と担当保健師が参加をしております。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 最後に、市長にお尋ねします。

平成28年9月より、全都道府県ごとに地域自殺対策トップセミナーが実施をされ、岐阜県においては、この9月6日に各市長を初めとしたトップセミナーが開催をされたところです。市町村ごとに地域の自殺の態様、これの山県市版が自殺総合対策推進センターから渡されていると聞いています。市町村の実態というものをしっかり把握した上で行っていくことになっていますが、それを踏まえて、どのように取り組みをしていくのか、最後に、参加をされた市長にお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

9月6日に行われました、厚生労働省主催の岐阜県自殺対策トップセミナーでは、1部と2部とございまして、1部では、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表ですとか、県の自死遺族の会という会がございまして、その代表の方、また、岐阜いのちの電話協会副理事長さん方の講演会や活動の発表、また、2部におきましては、厚生労働省大臣官房参事官や厚生労働省の自殺総合対策推進センター長の講演をお聞きしました。

1部では、事例を交えて説明がされまして、地域のつながりが命を守ることを学び、また2部におきましては、自殺対策の最近の動向、今後の自殺対策の流れについて御説明がありました。

この地域の自殺の概要、この研修を受けまして、私もそれぞれの内容を余り把握していなかったわけでございますが、少し意外な点もございましたので、紹介させていただきます。

きますと、先ほどのお話にもございましたように、県内におきましては、ピークは2003年ですね。

これが546人、また15年は376人と、1日に大体1人の方が県内では亡くなられているという、こういった1名強の方ですね、亡くなられているということを知りました。

また、そういったことを踏まえながら分析が発表されておりましたが、まず、都会と田舎の比率でございすけれども、山縣市なんかは田舎の部類でございまして、都会と田舎を比べますと、都会よりも田舎のほうが自殺する方が多いという。県内でもそうなんです。そういった統計が出ておりますし、そして2つ目でございすが、男性と女性の割合の比率でいきますと、これもびっくりしましたが、男性1人に対してこの割合は、女性は3人です。正確にいきますと県内では2.81倍ということで。男性1人に対して女性が3人ですね。

〔「逆です」と呼ぶ者あり〕

○市長（林 宏優君） 女性1人に対して男性は3人自殺される方が多いということです。これも私はちょっと意外でございました。

そして、もう一つ世代を比較しますと、これも男性と女性の違いでございすけれども、男性は40歳代と50歳代、これが本当にかかなり大きな割合を占めておりまして、その後30代と60代、まさに40代と50代の働き盛りの方が非常に多く亡くなっている。

反対に女性は固まりとしましては、60歳代の方が多いということで、50と70がピラミッドの後へ続くわけでございますけれども。

またそして、もう一つ意外だったのは、意外といいますか、職についてみえる方とついてみえない方の割合が、全く顕著にあらわれておりまして、男性の場合ですと、まず職についてみえる方の自殺者の割合は63%ですね。ない方が37%。働いている人のほうが63%と37でございす。また反対に、女性でこの割合をしますと、有職者が36%で、無職の方が64%、この違いも今回の研修によって初めてこういった状況にあるということを確認させていただいたこととございす。

そして、同居人の有無ですね。家族がある方とそれから1人住まいの方、独居と申しますか、そういった比率なんです、家族のある方が、同居人のある方が78%で、同居人のない方が22%です。20%と80%のこの差というのは、家庭の中にありまして非常にそういった状況を把握するということは、非常にこれ、現実を見ますと難しいのだなということのを特に感じたところでございす。

そうした研修によってそういった認識をしたわけでございすが、そうしたことを踏まえながら、今後におきます自殺対策の理念といたしましては、もう生きられない、死

ぬかもしれないという状況に陥っている人が、それでも生きる道を選ぶように支援をしていくこと。

そしてもう一つは、そもそも、人がそうした状況に陥ることのない地域社会をつくることだと思います。今よく働き方改革と言われますように、こうした自殺対策につきましても、個人的な問題ということではなくして、地域の社会づくりであると考えまして、今後におきましては、この後国がガイドラインが示される予定でございますので、そうしたガイドラインを踏まえまして、しっかりとした対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君、質問をかえてください。

○4番（加藤義信君） 息の長い繊細な問題だけに、行政側としても繊細な対応での取り組みをお願いしたいと思います。また、命のとうとさを尊重し合いながら自殺撲滅に向け、市長には強いリーダーシップをお願いいたしまして、次の質問へ入ります。

2点目に、ICT、情報通信技術の推進について伺いをします。

御存じのように、ICTとは情報通信技術のことで、日本では既に一般的となったITの概念をさらに一歩進め、情報技術に通信、コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術のことです。現在の学校教育ではICTツールとして利用して、学習への興味、関心を高めたり、各教科ごとの学習内容を深めたり問題解決能力の育成などに活用しているところです。

本年3月の学習指導要領の改正を受け、2020年度から小学校のプログラミング教育が必修化をされます、プログラミング教育とは、論理的思考力を育むとともにプログラミングの働きやよさ、情報社会がコンピューターを初めとする情報技術によって支えられていることに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピューターなどを上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度を育むこととしております。そんな中、必修化に向けていち早く動き出している自治体も既に多くあります。

例えば地方創生戦略、ICTでの人の流れを呼び込むまちづくりの一環として、次世代のICT人材育成を図る1つの取り組みとして、専用ソフトを使い、仕組みを理解するためのプログラミング教育に対応させようとするもの、また、ソフトバンクグループの社会貢献プログラム事業に手を挙げ、無償でペッパーを導入し、プログラミング教育に活用しようとするなど、さまざまな取り組みで必修化実施に向けて既に準備が進められています。そこで重要なのは、ICTの活用です。

文科省では小学校におけるプログラミング教育の実施に当たっては、ICT環境の整

備や指導体制の確保等の条件整備が不可欠としています。そこで現在、ICTを活用した教育の取り組みについて、学校教育課長にお伺いします。

1点目、小中学校での情報関連機器の整備状況。

2点目、小中学校での機器の活用状況及び活用頻度。

3点目、情報機器の活用によっての子供たちの姿。

以上、3点をお伺いします。

○議長（武藤孝成君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目の、小中学校での情報関連機器の整備状況についてでございますが、各学校のパソコン室については、1学級の最大人数分のパソコンが設置してございます。

市内で334台の設置となっております。

普通教室の状況ですが、現在市内普通教室89教室使用しているうちで、通常教室用パソコン62台、大型モニター58台、実物投影機56台設置し、使用できる環境となっております。また、特別教室を含め全教室、インターネットへの接続ができる環境となっております。

2点目の小中学校での機器の活用状況及び活用頻度についてでございますが、まず、小学校のパソコン教室の使用頻度ですが、機器の基本操作の習得や情報モラル学習、ワープロ機能を使った文集作成などに年間各学年五、六時間、教科や総合的な学習の時間の調べ学習などの使用は学年が上がるにつれて多くなりますが、年間5時間から15時間、算数科の単元終了後に県が作成したネット上のソフト、学習ウェブシステムを活用した個人習熟学習に10時間程度使用しております。

中学校のパソコン教室の使用状況ですが、特に技術科の授業において、情報に関する技術の単元、3年生では、18時間の指導計画で使用されております。また、小学校と同様、教科や総合的な学習の時間などの学習で使用されております。

普通教室でのICT機器による学習の状況ですが、主に大型モニターと実物投影機、そしてインターネット接続用パソコンをあわせ、学習内容に応じたデジタル教材や教師資料や児童・生徒のノート等をわかりやすく拡大して示したりといった使用が多くの教科や総合的な学習の時間でされております。

また、小学校の外国語活動5、6年生については、外国語活動教材本ハイフレンズに応じた音声と映像を伴ったデジタル教材を毎時間使用して授業を進めております。

3点目の情報機器の活用によっての子供たちの姿についてですが、全国の情報活用能力アンケート、小学校5年生抽出校の結果を見ますと、学校でインターネットで必要な

情報を探すためにコンピューターを使用する項目など、全ての項目で、全国平均より高い結果が出ております。これらのことから本市において、年々、児童・生徒はメディアに関する知識、技能と活用能力は高まっていると捉えております。

ただ、情報活用能力は、学力の一側面と捉えています。小中学校の基本の学習内容を確実に習熟し、その活用ができる思考力、判断力、表現力を高めていくための授業改善を通して、ＩＣＴ教育が生きると考えています。学校教育全体としては、学習内容と児童・生徒の発達段階等を考慮した指導方法を見きわめていく必要があると考えております。

論理的思考力を育成するプログラミング教育においても、学習内容に応じ、ＩＣＴ機器にとらわれない多様な方法が文科省のホームページにおいて例として示されています。

まず、目の前の児童・生徒の学力を高めるための授業改善を進めていく中で、つけたい力のバランスを考えた効果的なＩＣＴ教育のあり方や今後のプログラミング教育必修化の方向等を意図したＩＣＴ機器の整備が必要と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○４番（加藤義信君） 今説明をいただきまして、パソコン教室での活用状況と頻度はわかりました。そして、年々、児童・生徒はメディアに対する知識、技能は高まっているとのことでした。

そこで、設置状況について伺います。

パソコン教室は別として50インチモニターと書画カメラ、それに接続するパソコンの台数については、58セットほどということで、全普通教室に設置できていない状況にあり、各小中学校の各階に1台ずつという設置状況です。ですから、各階で使用する先生方は使用する時間帯が重複しないか、どの教室が使用されるかなど、他の教室との兼ね合いもあり、なかなか使用しづらく実際は有効的に活用されていないというふうに聞いています。また、先生方の間にも得手、不得手もあるようです。ですから、使用できる環境にはなっていますという答弁なのかなというふうに思います。

1点目、まずは今ある機器は日常的に効果的に使用できるようにすることが重要ですが、どう解消されるのか。

次に、現在のＩＣＴの活用例としては県内自治体でも電子黒板、タブレット端末、無線LANの環境、デジタル教科書の活用が既に普及し始めています。ここ数年のタブレットパソコンの進化と普及によって子供の興味関心を引き出したり、どこでも持ち運ぶができるなど、野外学習、体育館での使用など、グループ学習での学びの交流を深めた

りするのにタブレットは有効であることが認められています。また、ＩＣＴを効果的に活用するためにはタブレットと電子黒板が双方でやりとりすることが必要であり、タブレットパソコンと電子黒板の連携を視野に入れ、連携システムとの同時整備が一般的ということでもあります。

また、ＩＣＴの積極的な活用による指導方法、指導体制の工夫改善を通じた共同型、双方型の授業改革を推進することや、将来的には各教室にタブレット、デジタル教科書、無線ＬＡＮ環境、電子黒板等を整備すること等が重要であると考えられております。ただ、自治体によっては予算が出せずにＩＣＴの導入により教育の格差が生まれることも指摘をされています。

7月の新聞に掲載された、岐阜市長ら全国ＩＣＴ教育首脳協議会の役員が文科省を訪れ、ＩＣＴ教育の環境整備を求める提言書を文科大臣に提出をしました。提言では、地方自治体でのＩＣＴ機器整備がなかなか進まないのが現状で、自治体の長としても大変危惧しているなどとして、プログラミング教育の円滑な実施に向けた教材開発の促進や研修、人的支援の充実、データ活用による次世代の校務情報化の推進、また、学校ＩＣＴ環境整備のための補助金創設などを求めました。本市の教育においても重要な課題です。

そこで、2点目に、現在本市で設置されている50インチモニターや書画カメラの増設により、進化するＩＣＴ機器であるタブレットパソコン、電子黒板、デジタル教科書、無線ＬＡＮの整備等が重要と考えますが、導入についてどういう考えなのかお聞きします。

3点目に、来年度より、各小中学校においてパソコン教室のデスクトップのパソコンが順次更新を迎え、来年度は小学校5校が更新時期だと聞いております。その機会を大事に捉え、将来を見据えたタブレットパソコンに順次更新することが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目に、今後、総務省においては、全国の小中学校や市民センター、公民館など、約3万カ所に平成31年度までに公衆無線ＬＡＮ環境を整備する計画、防災等に資するＷｉ－Ｆｉ環境の整備計画を発表したところであります。また、次期学習指導要領には、日常的にＩＣＴが活用できる環境整備が不可欠であるとあり、極めて強い言葉で環境整備の重要性が指摘をされています。そういった点も踏まえ、小中学校内の無線ＬＡＮの整備はどうされるのか、以上4点、学校教育課長に再度お尋ねいたします。

○議長（武藤孝成君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

まず、先ほども述べました現在のＩＣＴ整備状況ですが、全国や岐阜県の平均と比較しますと、山口市は上回ってはいますが、文科省の示す次期学習指導要領を見据えたＩＣＴ環境整備の目標値には及んでいないことは認識しておりますし、そこに近づく整備を推進していくことが本市学校の課題とも捉えております。

１点目の、普通教室における今あるＩＣＴ機器を効果的に使用するための解消法についてでございますが、議員のおっしゃられるような課題はあると捉えています。

全ての教室に大型モニターや実物投影機、パソコンがないことで、各学校、一手間がかかりますが、工夫をして使用している実態があります。現在、取り組んでいることとして次の３つが挙げられます。

１つ目は、山口市学校情報教育推進委員会の授業実践交流とその発信です。各学校の情報教育推進員の教員やその学校が、ＩＣＴ機器を活用した効果のあった授業実践を持ち寄り、各学校に還元するという取り組みを行っております。このことは、教員にＩＣＴ機器を活用した効果的な授業づくりのヒントにもつながっております。

２つ目は、使用頻度の高い教科、学習内容、学年や学級、季節に応じ、ＩＣＴ機器を整備した教室環境を設定し、重点的に使用するという取り組みです。例えば、先ほどの小学校外国語活動の授業では、多目的教室を英語教室として、機器を常設して毎時間使用するという工夫をしております。

３つ目は、ＩＣＴ機器の活用した授業実践を推進・検証する実験校、情報教育推進校を小規模校ではありますが指定し、全普通教室にＩＣＴ機器を常設しております。全面的な解消には至りませんが、これらの工夫した取り組みを通して、ＩＣＴ機器を活用した授業実践は、確実に増加をしております。

２点目、３点目の、タブレットパソコン、電子黒板、デジタル教科書等の導入についての考えと来年度からタブレットパソコンを順次更新することについての御質問は、まとめて述べさせていただきます。

議員のおっしゃられるとおり、来年度から三、四年の計画で数年先を見据えたパソコン教室を含めた児童・生徒の学習に使用するＩＣＴ整備を全学校進めていく予定であります。

現在、学校からの要望や山口市学校情報教育推進委員会とのヒアリング、文科省の情報などをあわせて総合的に調査研究を進めているところです。もちろん、タブレットパソコンや電子黒板、デジタル教科書等の整備は、視野に入っております。できる限りの整備を進めてまいりたいと考えております。

ただ、同時に進めていかねばならないこととして、次期学習指導要領の趣旨の正しい

理解とその研修、ＩＣＴ教育にかかわる人材育成や支援体制などが挙げられます。

学校の教育課程や教育の目標等、教育の本質的なところは大きく変わりません。学習の活動内容の種類によっては、効果的な学習アイテムとしてのＩＣＴ機器であることを十分踏まえてその有効な整備とその活用が図られなくてはならないと考えております。

予算との関連もございますので、まずは、情報教育推進校を先駆けとして学習用タブレット等を導入し、その有効性などを見きわめながら、段階的・計画的に整備を進めていくことが重要と考えております。

４点目の、無線ＬＡＮの整備でございますが、現状を生かす整備としては、各教室に情報コンセントが整備されております。そこに無線のアクセスポイントの設置を行えば、無線ＬＡＮ、Ｗｉ－Ｆｉの環境を整えることができます。さらに将来の防災用の無線ＬＡＮ環境を整えば、校舎内外が網羅できるようになり、さまざまな活動において無線ＬＡＮ内臓パソコン等の用途が広がるという可能性を感じます。

この学習用無線ＬＡＮの整備におきましても先ほどのタブレット用等無線ＬＡＮ内臓パソコンの導入とかかわらせながら検討を進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 加藤義信君。

○４番（加藤義信君） 本市でも積極的に情報教育推進校として熱心な先生の指導のもとプログラミング教育に向け、取り組んでみえるのが、桜尾小学校です。学校に伺い、機器も拝見しました。各教室に５０インチモニターとパソコン、書画カメラが設置されており、パソコン教室とは別に新たに本年よりタブレット１８台、一人一人に行き渡るよう、岐阜大学の協力を得て導入され、また、無線ＬＡＮの環境も整え、授業で活用されています。

お話を伺いましたが、タブレットパソコンを活用した授業における学習者の行動を分析した結果、タブレットの操作後、共同的な場面を示すのぞき込むや、相談への遷移する行動が高い頻度で出現することがわかったとまとめてみえました。

また、論理的に考えていく力を育むための１つの体験として、スフィロという棒型、また人間型の小型ロボットとタブレットで結び、前後左右に動かすプログラミングをできれば児童とともに行いたいという話もされていました。

しかし、借りてみえる１８台のタブレットの期限も来年３月に返却ということで途切れることなく、引き続き取り組んでいけるよう、３年後の２０２０年のプログラミング教育開始に先駆け、実験的に本市のモデル校として、桜尾小学校を電子黒板、タブレット、デジタル教科書等の最新機器を導入した中で検証することが今後の各学校の全体的な取り

組みに生かされていくと思いますが、いかがでしょうか。

さらに文科省では、教員の校務事務の多忙化により、子供たちと向き合う時間が不足していることが指摘されている中で、ＩＣＴを活用した校務の効率化も求められていますとしています。その点、含めた検証にもつながると考えていますが、いかがでしょうか。

以上２点、最後に学校教育課長に伺って質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再々質問にお答えします。

１点目の、モデル校への導入とその検証から、各学校の取り組みに生かすという点についてお答えします。

議員のおっしゃられたとおり、現在桜尾小学校では、単年度の約束でタブレットパソコンをお借りし、通常の授業の中での活用や、ある面実験的な試行への活用などを実施していることは把握をしております。

その成果や課題をもとに、学識者の意見なども参考にしながら検討を行い、来年度については、まずパソコン更新時期に当たっている桜尾小学校などを情報教育推進校として、最新機器の導入を考えて進めていきたいと思っております。その機器の導入による効果的なＩＣＴ教育のあり方を検証することで、今後の山県市立学校のＩＣＴ教育全体に生かされていくものと考えております。

２点目の教職員の校務の効率化についてお答えします。

本市のＩＣＴにかかわる学校事務には、２つの大きな特徴がございます。

１つ目には、山県市には、ＩＣＴ専門事務職員が１名加配職員として配置されております。県内で２名のうちの１人です。その職員を中心に、山県市学校スリム化プロジェクトによる各種学校事務の効率化等に有効なデジタルソフト等を開発、作成し、広く学校で活用し成果を上げております。また、本年度ＩＣＴ専門事務職員を統括室長とした山県市立小中学校事務共同実施協議会を立ち上げ、さまざまな分野の教職員の事務業務を効率化できるよう動き出しております。

２つ目は、職員用パソコンにドキュ・ワークスというソフトを平成24年度から全学校に導入しております。これも県内では、２市のみと認識しております。ドキュ・ワークスとは、教職員の文書管理をデジタルで行う安価なソフトでございます。このソフトの導入により、これまで膨大な紙の文書の印刷やそれにかかわる時間、費用、セキュリティ等の問題が解決しております。

山県市には、これらＩＣＴにかかわるすぐれた人材と技術、それを組織的に生かすこ

とができる環境がございます。教職員のＩＣＴ機器などを活用した校務の効率化は、教職員のＩＣＴ活用能力の高まりと子供たちに向き合う時間の確保につながっているものと考えております。機器やソフトの導入も視野に入れ、一層ＩＣＴを活用した校務の効率化を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） これで、本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

明日20日に予定しております一般質問は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さんでございました。

午後 3 時11分散会

平成29年 9 月20日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成29年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月20日（水曜日）

○議事日程 第4号 平成29年9月20日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
7番	村 瀬 誠 三 君	8番	福 井 一 徳 君
9番	山 崎 通 君	10番	吉 田 茂 広 君
11番	上 野 欣 也 君	12番	石 神 真 君
13番	武 藤 孝 成 君	14番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君
理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君	企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君
税 務 課 長	石 神 彰 君	市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君
福 祉 課 長	桐 山 藤 夫 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
産 業 課 長	山 田 和 哉 君	建 設 課 長	長 野 裕 君
水 道 課 長	浅 野 晃 秀 君	ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君
会 計 管 理 者	大 西 英 樹 君	消 防 長	藤 根 好 君

学校教育
課 長

鬼 頭 立 城 君

生涯学習
課 長

梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長

竹 村 勇 司

書 記

棚 橋 輝 英

書 記

鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（武藤孝成君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、19日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位7番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） おはようございます。

議長より御指名をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

先日の台風18号に対する市役所の早期対応については、災害に対する心構えとして敬意をあらわすものであります。県内でもいち早く避難所の開設や広報の徹底ぶりは、結果として大きな被害がなかったにしても、大事なことだと思います。市役所の職員の皆さんには、休日にもかかわらず、それぞれの役割を担っていただき、御苦労さまでした。

さて、別の意味で、事故として、2012年12月に山梨県の笹子トンネルの天井板落下事故が記憶に新しいところでございます。そのとき、たしか9名の方が命を落とされたように思います。トンネルの開通は1977年、昭和52年になります。そのころまでは高度経済成長の勢いに合わせ、日本全国で土木系構造物がつくられてきたわけです。

我が山県市に目を移しますと、今年度第2回定例会において、山県市公共施設等総合計画が示されました。その中でも、今回は土木系公共施設について、今後の対応をお尋ねします。特にライフラインとして機能を有していることから、修繕、建てかえ、代替案等を考えていく上で、それらの経費を無視するわけにはいきません。

山県市公共施設等総合計画にも記載されているとおり、昭和50年代に多くが建てられ、今後、一斉に老朽化による修繕等が必要になってきます。先ほどの天井板が剥がれ落ちるようなことは大事故につながりますが、幸いに山県市が管理しているトンネルは1カ所のみと聞いております。橋は、トンネルのような大事故につながることはないにしても、普段の生活には影響が大きいのも事実です。

更新単価を見ますと、道路に比べ、橋梁関係は極端に更新単価が高いので、橋梁に絞って建設課長にお尋ねをいたします。

1番目、現在、市が管理している橋梁はどのくらいあるのか。昭和50年代を含め、それ以前に建設された橋梁はどのくらいあるのか。

2 番、橋梁の状況について調査を行っているとのこと、現在までの調査結果はどのような状況か。また、橋梁には耐用年数があるのか。

3 番目、これらの修繕や建てかえ等の予算は確保されているのかどうか。

あわせて、上下水道については、それほど昔から建設されたわけではありませんが、将来負担から考えて、水道課長にお尋ねします。

4 番目として、水道管の埋設工事はいつごろから始まっているのか。また、耐用年数はあるのか。

5 番目、地下に埋もれている部分があり、破損ぐあいがわかりにくいですが、定期的に点検しているか。また、電食による被害や地震等による被害は過去にあるのかどうかをお尋ねします。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

1 点目の本市が管理を行っている橋梁の総数及びそのうち、昭和50年代以前に建設された橋梁の数でございますが、現在、本市が管理している橋梁は615橋となっております。その全ての橋梁につきましては、その位置、構造、橋長などが記載された橋梁調書を作成しておりまして、台帳化による総括的なデータ管理を行っております。

また、橋梁調書には、架設の年度につきましても調査結果が記載されておりまして、橋名板などにより架設の年度が判明している橋梁数は、現在137橋となっております。うち84橋につきましてが昭和50年代以前の架設となっております。

なお、残りの478橋でございますが、小規模な橋梁などの理由から架設年度が特定できず、架設年度につきましては不明との記載になっておりますが、その多くは、その状況等から、昭和50年代以前に施工された橋梁と見受けられております。

2 点目の橋梁の調査状況及び橋梁の耐用年数についてでございますが、道路法施行規則の一部改正によりまして、平成26年7月1日からトンネル、橋等を近接目視により、5年に1回の頻度を基本に点検を実施し、その健全性を4段階に区分することとなりました。

本市といたしましても、平成26年度から5年間で全橋梁615橋の点検を計画的に実施しておりまして、現時点におきましては、平成28年度までの3年間で、328橋について点検を実施しております。その点検結果でございますが、健全とされる健全度Ⅰの判定が265橋、予防的補修が望ましい健全度Ⅱが59橋、早期に措置を講ずべき段階であるとする健全度Ⅲの橋梁が4橋との結果になっております。なお、緊急的に補修もしくは通行どめ

としなければならない健全度Ⅳの橋梁につきましては、現時点では把握しておりません。

また、橋梁の耐用年数についてでございますが、関連資料などを確認いたしましたが、現時点では橋梁の構造に係る耐用年数の基準は定められていないとの結果になっております。

3点目につきましては、修繕等に要する予算は確保されているのかという御質問でございますが、現在、本市では、主要な橋梁については、防災・安全社会資本整備交付金の活用による補修、補強工事を計画的に施工しておりまして、軽微な補修等につきましても、予算化の上、毎年実施をしております。

今後におきましても、法定点検の結果をもとに、有利な財源の活用などにより、本市における橋梁の健全化を図りたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 浅野水道課長。

○水道課長（浅野晃秀君） 水道に関しましての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、4点目の水道管の埋設工事はいつごろから始まっているのか、また、耐用年数はあるのかにつきましては、本市の水道は、それぞれの地域で独立した組合営の簡易水道が統合を繰り返し、現在の市営上水道と簡易水道になっております。古くは、昭和29年に美山地域で仲越簡易水道が、伊自良地域では昭和31年に平井簡易水道が、高富地域では昭和32年に中市場組合簡易水道が創設されておりまして、そのころから水道管の埋設工事は始まっております。

その後、近接する簡易水道等が統合され、水道管を含む施設の拡張、改良を繰り返しながら、随時布設がえを行って、現在では上水道、簡易水道合わせて簡易配水管延長は380キロメートルほどとなっております。

次に、耐用年数につきましては、法定耐用年数が40年とされております。しかし、実際には、強固な地盤に布設されている水道管や、水圧変動が少なく、安定的な水道管もございます。更新年限を法定耐用年数の1.5倍、60年以上として差し支えないと考える水道管も多くございます。

ちなみに、本市の水道管で多く使用されている強固なダクタイル鋳鉄管は、他の水道事業体で布設後60年を経過しても、いまだ使用に十分耐えるというものもございます。したがって、法定耐用年数だけにとらわれるのではなく、過去の漏水修理の実績や配水管路の重要度等を考慮し、今後も布設がえを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の埋設管の法定点検、電食や地震による被害が過去にあるのかにつきましては、まず、定期点検につきましては、担当職員が現場に出向いた際に、道路

がぬれたり、水が噴き出したりしていないかなど、埋設管の異常発生を目視により注視しておりますが、道路上へ水が漏れ出すことがない場合は、目視のみで判断できないのが現状でございます。そこで、市役所水道課の中央監視装置による配水流量の確認や、専門業者によります漏水調査もあわせて実施しております。

次に、電食や地震による被害状況についてでございますが、電食につきましては、一般的に電鉄軌道、すなわち電車でございますが、電鉄軌道からの迷走電流によるものが多くて、铸铁管など鉄製の水道管で被害を受けることがございます。ですが、軌道がない本市では、過去にそのような被害は確認できておりません。しかし、粘土層など、土質により埋設された水道管が腐食被害を受けたことが過去にはございました。

また、地震による水道管の被害につきましては、老朽化したビニール管に亀裂が入ったことはございましたが、現在ではビニール管にかわり、耐震性のある電気融着式の配水用ポリエチレン管を埋設しております。鉄製の铸铁管におきましても、耐震性継ぎ手を有する水道管を使用し、筒状のポリエチレンシートで水道管の表面を腐食性土壌から保護するなどの対策を講じて工事を行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

耐用年数は非常に難しいということは、私もいろんな資料を見て確認をさせていただきました。

橋梁に話を戻しますと、橋梁の約半分しか点検が進んでいないようですが、今の時点で健全度Ⅱと健全度Ⅲを足すと63橋あるという、今、御回答だったと思うんですけれども、私は専門的なことは十分理解できていないんですが、その中で、点検の近接目視ですか、これが何となく疑いのまなざしで見ざるを得ないんですが、点検された方を疑うような言い方になりますけれども、例えば強度計みたいな、そういうのがあるかどうかは知りませんけれども、はかるとか、電波か何かでそういう、コンクリートの強度が今はどのくらいだとかって、今はそういう時代じゃないかなというふうな勝手な想像をするわけですが、そういう科学的な診断というのが今後されるのではないかなと思うんですけれども、近接目視も正しいと言われれば、それ以上のことは申し上げるわけにはいきませんので、信用したいと思います。

確かに、橋梁の耐用年数は定められていないようなんですけれども、一般には、いろんな文書を読みますと、先ほど言いました50年、さっき水道課長は、水道管なんかは40年ぐらい、それ以上ももつんですよという話、同じことが橋梁にも書いてありまして、いい

かげんなことを言うてはいけませんので、ちょっと資料を調べてまいりました。その中の資料の1つとして、国土技術政策総合研究所というところが出ております。それによりますと、橋梁なんかでも、つくられた年数によってかなり違いまして、1941年から1950年は30年ぐらいでだめだろうと、1951年から1960年につくられたものは60年もつでしょうと、1961年から1970年につくられたものは70年もちますよって、だんだんこの橋梁の強度も多分高くなつたんでしょうね、もっていく年数がかなりになります。

ただ、逆に言いますと、私が問題にしている以前の橋梁については、30年しかもちませんよという結果も出ております。

また、東京大学の藤野教授によりますと、この資料を読みますと、寿命を決定するには3つの要素がありますよということです。それには、3つの要素というのは、物理的、機能的、経済的要素。ざっくりばらんに簡単に説明しますと、物理的要素というのは、風雨にさらされての時間とともに劣化するもの。それから、機能的要素というのは、つくられた当時は人が中心であった橋かもしれませんけれども、その後、例えば車社会になって車やトラックがどんどん通り出す、これによってまた劣化も変わってきますよと。3番目の経済的要素によっても変わります。経済的な要素というのは、簡単に言いますと、維持費がかさんで持ちこたえられなくなって、毎回毎回この橋に、毎年毎年例えば100万ずつ修繕に使っていたけれども、そこまで市の予算ないよということになると、ちょっと1回ぐらい省きましょうかということになってきたりして、十分な橋梁に係る修繕費を持つことができなくなるということだそうです。

これらを総合しますと、今後ますます橋梁に係る経費がかさんでくるのではないかなというふうに思いますが、それらを修繕し続けるのか、また新しく橋梁をつくり直すのか、また、取り壊しをするにしても、これはどれを取っても大変な経費がかかるわけですね。

そこで、副市長に改めてお尋ねをいたします。

今後の土木系公共施設の修理等には、膨大な経費が発生する可能性があると思います。それに対応をしていくためにどうしたらよいのかということで、ちょっと乱暴な言い方をすれば、例えば国や県に圧力をかけ、お金をよこせよこせという作戦に出るのか、それとも内部留保、市としてこれだけの確保をしていきますよという考えになるのか、いやいや、それほど使用頻度がないから、これは当分修繕等はやめましょうよという話になってくるのかということ。

質問1番としましては、私は、やはり来るべき事態に備えて、内部留保を図るべきだろうと思います。ただ、残念なことに、毎年、財政調整基金というのは減ってきており

ます。今後10年以内に必要であろう資金というのが山口市としてあるのかどうか、これが1番目。

2番目、土木系に限らず、公共施設全般の修理や撤去に伴う資金の確保のために、何かの基金を設立することは可能かどうか。もし可能でなければ、どういう方法が一番いいのかどうか、副市長に改めてお尋ねをいたします。

○議長（武藤孝成君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 御質問にお答えします。

まず、1点目の、今後10年以内には必要となるであろう土木公共施設の修繕等に係る資金があるのかどうかという件でございますが、本年第2回定例会において決議をいただきました山口市公共施設等総合管理計画の中で、土木系公共施設としての橋梁の更新費用が推計されておりますが、この額は、平成27年度から平成76年度までの50年間で総額100億円を超える金額となっております。

しかしながら、この金額は、橋梁を更新、つまり、架けかえを行う費用として推計された額でございます。平成30年度に本市が管理をする全ての橋梁点検が完了し、その健全度が判明いたします。その結果を受け、短期的、長期的な各橋梁の個別修繕計画等を策定し、それに伴う資金計画を構築したいと考えております。

2点目でございますが、公共施設の修繕や撤去等に係る将来的な経費について、基金を設立することは、法的には議会の決議をいただければ可能でございます。今後は、基金設立も経費確保の1つの方法として、より適切な方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございました。

基金の設立ができるのかどうか、ちょっと私も不安でしたが、可能であろうという副市長のお言葉を聞きまして、また、これは議会を含めて、みんなで協議していかなきゃいけないだろうというふうに思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、もう一点、質問を変えさせていただきまして、教員の時間外勤務と部活動のあり方についてを質問させていただきます。

きょうの、早速、中日新聞にも出ておりました。部活動で叱責されて、その男の子が自殺をしてしまったという記事が、もうきょうのタイムリー的な記事が載ってしまったんですが、そのことに鑑みて、質問をさせていただきます。

昨今、教員の時間外勤務が問題になってきております。このようなことは以前からあ

ったのではないかと推察するわけですが、地元山県市で勤務している方から過労による事件、事故がないよう、願うばかりでございます。

また、それと同時に、部活動の指導でも問題になっています。これは、問題が多岐にわたっており、一概にこれが問題だよというところがなかなか言えないところがありまして、難しい問題です。ですから、少しずつ解決していく必要があります。

部活動に費やす時間も、教員にとっては大きくのしかかる負担です。これは統計でも出ておりますが、教育の一環であるとの考え方は、多くの人が同意するところでもあります。

最近多く見られる外部コーチについては、教育の一環であるとの考え方からすると、時には逸脱することもあります。そうすると、まるっきりクラブチームのような、学校が管理しない組織へと移行することも考えに入れなければなりません。

そこで、学校教育課長にお尋ねをいたします。

1 番目、小中学校教員の時間外勤務は把握されているのかどうか。特に、中学校の部活動での遠征、引率時間など、校長や教頭に報告されているのかどうか。

2 番目、学校教育における部活動は、教育上どのような位置づけになっているのかどうか。

3 番目、部活動において、外部コーチを導入したことはあるのかどうか。あれば、具体的にどの部活動なのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1 点目の教職員の時間外勤務の把握についてでございますが、全職員の勤務状況については把握しております。出勤とか退校については、山県市スリム化プロジェクトが作成したデジタル出退勤管理システムを全学校使用して、時間外勤務もあわせて管理をしております。また、その一覧表は、毎月管理職が確認し、指導に生かしております。

学校教育課では、定期的にセコム記録とあわせてその状況を確認し、校長会等で指導、助言しております。また、岐阜教育事務所の学校職員課も定期的に学校を訪問し、確認、指導が行われております。特に岐阜県教育委員会の教職員の働き方プラン2017の時間外勤務の上限、月80時間については、こだわって対応しているところでございます。

また、中学校の部活動における校外への練習試合などの引率に伴う時間等の管理職の把握についてでございますが、これも基本的には把握できていると捉えております。それは、部活動の計画については事前に作成され、学校や家庭に提出、周知がされてお

ます。顧問が提出すべき土日の部活動手当の書類でも、管理職は確認できます。

また、中体連等の大会では、地区、県、東海大会など、さまざまところで行われておりましたが、山県市の管理職は手分けをして、ほとんどの会場に激励に行かれておりましたので、生徒や職員の状況について、直接的に把握をしておると思います。

2点目の部活動の位置づけについてですが、現行の学習指導要領では、部活動について、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることとあります。

学校教育の一環ではございますが、教育課程内の活動ではなく、保健体育の授業などの教育課程との関連を図り、生きる力が育めるよう、学校の組織全体で方針を決め、取り組んでいく活動となります。

3点目の部活動における外部コーチの導入ですが、国や県の部活動指針にもありますように、校長が承認し、委嘱した外部指導者は、部活動を指導できることとなっております。現在、部活動の数は、高富中学校20、伊自良中学校7、美山中学校8の35部活動があります。そのうち、運動系の部活動は28部活動です。その中で、外部指導者は、高富中の剣道部、柔道部を除く運動系の26部活動において、59人が指導に当たっていただいております。もちろん全ての部活動の時間に指導を行っているのではなく、学校の部活動顧問の職員と連携をして、指導に当たっていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございました。

正直言って、言葉の末尾に「だろうと思います」というのは、なかなか答弁としては非常に、そうかなという疑問を持たざるを得ないんですが、こうですと言っていたければそうかと思うんですけども。

それから、学校教育課長の言葉をなかなか素直に、正直言ってうのみにできないんですよ。課長の立場があるからそれでしょうがないんでしょうけれども、本当に教員の部活動の時間まで把握していただけるかなという、私はなかなか難しいのではないかなと。

それから、さっきおっしゃった学習指導要領というのも、私も読みました。読みましたけど、私の能力では理解することが大変で、学校教育課長がおっしゃった、追加して説明された解釈になるのかなというのは、ちょっと疑問に思います。部活動は学校教育

の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、ここはわかります。ですが、さっき補足説明された部分が本当に付随してくるのかな。ただ、最低限、学校教育の一環ですよとまでは断定してみえるようですので、それは間違いないと思います。

外部コーチにつきまして、どのような目的でなっているかどうかということなんですが、就任時にどのような目的で、あなたの外部コーチとしてこういうことをやっていただきますよということなんですけれども、お願いしているかはわかりませんが、多分、部活動が強くなることやうまくなることが目的ではないかなというふうに思います。お尋ねすれば、教育論も持ち合わせていますよという話になるだろうと思うんですけれども、そんな回答ですとわかり切っていますので、聞くつもりはございません。

ただ、例えば、先ほどから言っています学校教育の一環という考え方からすると、陸上部などの指導をされている方が、昔ちょっと話題になりましたけれども、みんな一緒に手をつないでゴールテープを切りましょうねという、ある一部で教育論もあったわけなんですけれども、そんな部活動の競技の指導なんて僕はあり得ないと思うんですよ。そうすると、学校教育の一環としてそれがわかっているのかなということになると、非常に難しいかな。

私は、以前PTAの役員もさせていただきましたので、少しは記憶に残っているところがあるんですが、学校教育課長に、その後、変わっているかもしれませんので、再度お尋ねをいたします。

1 番目、土日、祭日の部活動について、公費として時間外勤務手当や出張旅費が支給されているのかどうか。いわゆる部活動振興費なるものというのは、PTA会費とは別から徴収したものがあのように思うんですけれども、そうではなくて、正式に公費として支給されているんですよということかどうかということです。それと、公費支給でないなら、先ほど学校教育課長がおっしゃった、月80時間の上限というのは守られているか守られていないかというのは、また別問題になってくると思うんですね。そのことについて、上限が外されてしまう可能性があるのではないかという心配をしております。

2 番目、引率等で事故があった場合、いろんなところへ遠征へ行ったりしますよね。引率者は公務災害扱いになるのかどうか。いやいや、違うよと、別の保険をかけてあるから、別の保険で対応しちゃうんですよということになるのか、それは一般教員も含め、外部コーチも含め教えていただければ。

この2点を教えてください。

○議長（武藤孝成君） 鬼頭学校教育課長。

○学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えをします。

1 点目の土日の教職員の部活動勤務についてお答えをします。

まず、時間外勤務手当というのがありまして、その条件には、部活動指導業務は該当しておりません。土日の部活動指導にかかわる手当は、部活動手当という名目で、県の予算で執行されております。2 時間以上で1,500円、4 時間以上で3,000円となっております。部活動手当の支給がございますので、時間外勤務としては、先ほどの80時間の中には、土日の勤務時間はカウントされていない状況でございます。

そのことで、少し詳しく教職員の土日の部活動の指導時間の状況を申し上げますが、部活動手当の支給の提出書類等から算出しますと、本年度4月から8月までの3中学校の部活動顧問1人当たりの月平均時間は15時間36分でございます。

2 点目の教職員においては、公務災害に当たる外部指導者の事故、けが等の労働災害への対応についてお答えします。

校長が認め、委嘱した外部指導者については、全員傷害保険に加入をしております。学校支援者補償制度という種類の団体保険を全学校、市の予算で毎年更新し、部活動や学校運営協議会等、学校を支援していただく外部の方全てが加入している状況でございます。したがって、校内に限らず、練習試合等の行き帰りも含めて、労働災害等については確実に対応できる体制となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 村瀬誠三君。

○7 番（村瀬誠三君） 驚きました。やっぱり部活動の勤務時間というのは、先ほど言われた80時間には含まれていない、これは多分大変な問題ではないかな。それじゃ、部活動、どこまでやってもいいんじゃないかという話になってしまうのではないかなという危険性を感じます。

実は、本当のことを言うと、教育長の見解……。ああ、まだ時間がありますね、もう少し聞かせていただきたい、最後は教育長にちょっとお尋ねしたいんですが、私もいろんな資料を集めて調べてきました。調べている中で、いろいろ迷ったわけですが、部活動の準備を含めて、教員にはかなり負担になっているのではないかなということを思っております。また、子供にとって、8割以上の子供は部活動によって仲間であることの大切さ、汗水流す爽快感、それから勝利の感激等を味わっていると思います。

しかし、一部の子に限っては、部活動でのいじめであったり、先ほどの、きょうのニュースもそうですけれども、行き過ぎた指導の悲劇に遭ったりすることも否定できません。また、先日、岐阜県内では、新聞やテレビでも放送されましたが、部活動の指導者が行き過ぎた指導があったということを認めて、新聞やテレビに報道されたわけです。

私などは、先生を困らせる存在であったわけですが、しょっちゅうげんこつでごつん、ごりごりごりというのは、私の時代は正直言ってありました。今だと体罰に当たるかもしれない。しかし、宿題をしていかなかった私も悪いわけで、そうしたり、授業中大騒ぎして授業をかき回すということで、先生がごちん、ごりごりごりとやるのはなるほどな、痛いなと思いながら、こういう痛いことはこれからちょっと気をつけようかなということを考えて、ある程度反省をするわけですよ。ある意味納得するところがあるんですね。中には不条理にげんこつでたたかれたこともありますけれども、それは正直言って心底ずっと恨みを持っておりました。

教育長や教育関係者の方は、そういうごつん、ごりごりなんてことは認めるわけにはいかないということはわかります。あえて私が申し上げれば、そういうことも我々にとっては反省事項として意外と効果があったのかなということだけを申し上げて、ただ、それにはどうしても子供への愛というのが絶対条件であることは間違いありません。

次に話を進めますけれども、先日、一般質問を、大分前に提出をさせていただきました。この資料を事前に通知をさせていただきましてから、テレビや新聞にいっぱいその授業内容をやっております。資料も私、いっぱい調べたんですけど、あり過ぎて、それを見たり読んだりするたびに考え方が揺らいでおります。それ以来、私の頭の中、一般質問の事前告知をしてからぐるぐるぐるぐる回っておりまして、魑魅魍魎とした世界に入ってしまった、全くわからなくなってしまった。

今言いましたように、資料もいっぱい読んだんですけども、そのたびに原点に戻って、子供の教育にとって最善策は何なのかと、そこばかりいつも戻るんですね。だけど、なかなか結論が出ない。もちろん、それにあわせて、教員の負担軽減もあわせて考えなければいけないわけですけども。

今まで一般質問をするときに、私、必ずこういうのはどうでしょうかという提案をして、それに対して執行部側の意見を聞くというのが今までのずーっと私のやり方でした。ただし、今回だけは、私が提言できるものが1つもない、そのくらい難しいなというふうに思っています。

そこで、教育長にあえて投げ出して質問をします。

山県市が、例えば部活動を廃止しますよという考え方でもいいですし、部活動の教育観点はここですから、こういう目的でやりますよでも結構ですし、何でも結構です。学校教育における部活動のあり方、また、それに当たる指導者の立場について、教育長の考え方を教えていただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 再々質問にお答えをします。

今、議員御指摘のように、子供たちにとって、中学校時代の部活動というのは、大変印象に残る大切な活動である、そのことは間違いないことだと思っております。一方で、中学校では、教員の異動に当たって、専門の教科が何であるかということが第一に考えられるわけです。教員にとって、中学校においてきちんと授業ができるということが、まずもって教員に求められるということは、当然といえば当然のことであります。

このような状況の中で、部活動の種類と教員の経験が必ずしもマッチしないと、そういう現象が起きてきます。教員自身の経験と顧問となる部活動がマッチする教員とマッチしない教員が存在すると、そういう中で、中学校の部活動は成立しているわけです。

そこで、まず、これは私の考えになるわけですが、まず、自分の今勤めている学校や、今、目の前にいる生徒たちにとって、部活動というのはどうあるべきかということを、やはり校長を初め全職員で議論し合うことからスタートするべきではないかと思っています。自分が勤めていた学校でも、この議論の結果ですけれども、部活動はチャンピオンスポーツを目指すのではなく、人格形成を目指すものであるという結論が出ました。それは、練習を積み重ねていく以上、勝つことを目指すのは当然ですけれども、そのことだけにこだわってはいけないということだと考えています。練習や試合を通して、生徒たちは大きく成長します。その成長こそ大切にしていくことだというふうに思っております。

そのような学校としての議論を重ねた上での方針が打ち出されれば、ある意味でマッチしない教員、いわゆる苦手意識を持つ教員にとっても、部活動がそれほどの負担にならずに取り組めるのではないかというふうに考えております。

加えて、専門的指導力を有する外部指導者を学校として委嘱していくことも考えられます。この委嘱に当たっては、やはり先ほど言いましたように、学校として議論を積み重ねた学校としての方針、それを十分にまず理解していただくと、ここから始めるべきだと思います。それで、顧問と連携し、同じ姿勢で指導に当たっていただくということを、管理職を初め学校として働きかけていく必要があると思います。

また、教員が勤務時間外に拘束される、先ほどの80時間の話もあったんですけれども、今、先ほどの5カ月で15時間ということですので、月平均3時間ぐらいということになるかと思うんですけれども、少し調べてみますと、いわゆる上限になる、いわゆる80時間に非常に近づく教員にとって、その3時間を月の中に足していくということを考えたときに、個別に調べてまではいいいせんけれども、80時間までにはいかないのではないかなということ、また調べてお知らせしたいと思います。

そういうことで、勤務時間外に拘束される負担についても、例えば平日の部活動、これは充実させることで休みの負担をなくすという工夫も必要かと思います。ある意味、部活動を通して大きく成長しよう、一緒に頑張ろうという、そういう教員のある意味での熱意、それから1日の日課を通して見直したり、放課後の時間を確保したりして、また年間の教育課程の中で、平日の部活動の日をふやしたりするという学校の姿勢、工夫、このようなものをきちんと方針とともに生徒や保護者に伝えていくことで、学校、そして生徒たちにとって意味のある部活動になっていくのではないかと、そのように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で村瀬誠三君の一般質問を終わります。

通告順位8番 操 知子君。

○6番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、AED無料貸し出し事業に関して、一般質問をさせていただきます。

平成26年度より開始したAED無料貸し出し事業が本年8月末をもって中途廃止となりました。

ここで、4点に関してお尋ねします。

1点目、本年度の利用実績、団体種別、使用実績はどのようなのでしょうか。

2点目、初年度から廃止までの利用実績と団体種別の変化、また、使用実績はどのようなのでしょうか。

3点目、この事業の目的、事業目標、また、事業開始からの取り組み、不足点、成果はどのようなのでしょうか。

4点目、この事業に対しての予算額、また、中途廃止することによる市民、また行政として得られる成果はどのようなのでしょうか。

以上、4点に関して、消防長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 御質問にお答えします。

1点目の本年度における利用実績等につきましては、本市の関係団体に1回、一般団体に2回、計3回の利用実績がございます。使用実績といたしましては、貸し出しを開始した平成26年度から実際にAEDが使用された事例はございません。

続きまして、2点目の当初からの変化等についてお答えします。

開始当初は、本市の関係行事に7回、一般団体が行うイベント等に3回、計10回の利用がございましたが、一昨年度は8回、昨年度は6回、本年度は3回と、利用実績が年々

減少しているところでございます。団体種別の変化といたしましても、本市の関係団体、一般団体とも利用が減少しております。なお、生涯学習課の保有するAEDにつきましては、市の関係するスポーツや文化活動などで年間20回ほどの利用があることを確認しております。

続きまして、3点目の取り組み、成果等についてお答えします。

本市消防本部といたしましては、具体的な目標数値を設定しておりませんが、消防訓練、応急手当の普及啓発として、消防、救急に関する訓練、講習を年間200回ほど実施しており、そのうち普通救命講習については、年間250名ほど受講されているところでございます。

一方、市内におけるAEDの設置数といたしましては、5年ほど前に約60カ所の設置が、本年度には約100カ所の設置と、著しい増加を確認しております。

このように、地道に取り組んでまいりました救急講習の実施、応急手当の普及によりAEDの設置数が増加し、利用実績が減少したと考えられ、一定の成果が得られたものと考えております。

続きまして、4点目の事業経費等についてお答えします。

貸し出し用AEDにつきましては、賃貸借契約として月額約5,000円、年間約6万円、平成26年度からの5年契約にて予算を執行しているところでございます。

この賃貸借契約につきましては、本年8月末をもって解約したところでございますが、その経緯について御説明いたします。

さきに申し上げました利用実績の減少や、近年、一般企業のレンタル事業が充実し、手軽に利用可能となったことなどを踏まえ、利用頻度と費用対効果、公共事業として実施する妥当性等を総合的に判断し、1年7カ月の期間を残し、契約解除をしたところでございます。これにより約10万円の経費が節減できたことは、効果が得られたものと考えております。

今後におきましては、救急講習の活性化を図るとともに、さらなる応急手当の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） それでは、消防長へ再質問します。

貸し出し事業における使用実績がないとのこと、利用実績が減少しているとのこと、生涯学習課保有があるとのこと、消防、救急に関する訓練、講習回数、そのうちの普通救命講習での人数も確認しました。しかし、AED貸し出し事業は保険であり、大切な

事業であります。

ここで1点目、今後、市の関係団体以外の民間団体、特にその他多数が集まるスポーツイベントや一般イベントが行われる際のAED貸し出しは今後どのように行っていくお考えでしょうか。

そして2点目、訓練、講習における現在の参加人数を今後も維持するための対策をどうお考えでしょうか。

以上、2点に関して、消防長へお尋ねします。

○議長（武藤孝成君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 再質問にお答えします。

1点目につきましては、市関係団体以外の一般団体の皆様におかれましては、一般企業のレンタル事業を御利用いただくことが考えられます。また、先ほども申し上げました、市内約100カ所のAED設置事業所のうち、約40カ所が公共施設となっておりますので、イベント等をAEDの設置された公共施設で行うことも御検討いただく余地があると考えております。

2点目の消防、救急に関する訓練、講習につきましては、貸し出し廃止に影響することなく、今後も変わらず、活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、一般事業所のAED設置増加、レンタル事業の多様化が進み、費用対効果や公共事業としての妥当性が薄れたことにより廃止に至ったところでございますので、今後におきましても、市の消防機関として貸し出しを行う考えはございませんので、御理解いただくようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 再々質問を行います。

AEDは、中高年が多数集まるスポーツ大会、イベントでの貸し出しは重要であり、また、緊急時の活用が何よりも重要です。貸し出し事業での利用はないものの、常設としての利用があります。例えば、消防職員派遣の出前講座などがあるかと思いますが、今後も訓練、講習における参加人数の維持、向上、また、AED設置場所の周知を継続的に行うための具体的な施策はどうお考えでしょうか。

以上、消防長に1点お尋ねして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 藤根消防長。

○消防長（藤根 好君） 再々質問にお答えします。

今後もAED使用に関する応急手当普及活動を継続的、積極的に実施いたしますし、

119番入電時には、近くに設置してあるAEDの使用を口頭指導して、迅速な救命につなげてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時10分まで休憩します。10分から再開です。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 9 番 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 議長より発言のお許しを得ましたので、大きく2点、質問をします。

まず、1点目、教員の在校時間の削減と指導力の向上について。

ちょっと私がこのテーマを持ってきた背景を説明させていただきます。

ことしの3月27日、安倍政府から働き方改革実行計画という、何か野党が出してくるような表現ですごいなと思っておりまして、これは、そもそも厚労省の諮問機関が審議してきた内容ではないかというふうに私は受けとめています。

座長か、塾長であるかちょっとわかりませんが、塾長かもしれません。慶応大学の清家 篤先生が座長でございまして、この内容というのは非常に評価されております。いろんな新聞等を見ましたし、本もちょっと読みましたけれども評価が高い。大体今まで諮問するとすれば50%ぐらいの評価ですけど、60%から70%ぐらいの評価がされています。

内容的には、9分野にわたって記述がされておまして、その中の3つが非常に評価を受けていると、その1つが長時間労働の是正が緊急の課題であるということで明記されている内容です。

2つ目は、同氏の利害対立するその2つが、よく話し合って実行するよにという内容が書いてありまして、これも評価を受けております。今までなかったことです。その背後には、電通の若い女性が過労死で自殺したという事件も背景に大きくあるというふうに認識をしております。

3つ目は、きょう私が質問をする背景になっていることでございますけれども、労働力人口の減少。

今の体制のまま進んでいくと、労働力人口が非常に低下していくと、その人口に対し

て働きたい意思のある人の人口が労働力人口でございますので、このまま進んでいくと、大体今ある人口が労働力人口でございますよ、6,600万人が800万人減少するというふうに表記されておりました。したがって、産業分野だけではなくて、各分野がこの内容について十分審議し、前向きに取り組んでいかなければいけないということでございますので、私は単に教育委員会の問題というふうでここに立っているわけではございません。

人口問題は、前から私が言うておりますように、山県市にとっても避けて通れない緊急の大きな課題であると言っております。

昨日から聞いておりますと、いろいろな数字を挙げて上がっておるとか下がっておるとか言うておりますけど、私はもっと真剣に対応していかないと、そうは簡単にはいかないよということでございますので、教育委員会も挙げてやってほしいと、そういう視点でお話を聞いてみたいと思っております。

大体今までの考え方で言いますと、産業界の言う労働と教員の指導時間というのは根本的に違っております。

教員の労組は何を言うておるかと言うと、教員も労働者であると、しかし、私たちが指導を受けてきたものは、教員は労働者ではない。働いて7時間でこれだけのものを生産しました、それに対して評価をしてお金を払っていくというのは労働の基本です。中学校、高等学校できちんと、これ、指導します。

しかし、教員は違うわけですよ。これだけ働いたから、指導したから、それなら生産性がどれだけできて、そして、付加価値がどれだけついて、それに対してのお金はどれだけでしょうかという考え方は全くないわけでございますので、私は毅然として教組でも何でも対応するときは、教員は労働者ではないと言ってきました。

しかし、教員は時間が決められて、その中で仕事をし、子供たちに知、徳、体のバランスのとれた人間になっていくように、ちょうど刀を研いでつくっていく、あのようになんか陶冶していくんだということは、もう教員になるときからくどく言われてきました。

ただ、単純に労働イコール教員の仕事というふうに分けるわけにはいかないということが前提の条件でお聞きをします。

まず、1点目、所定の勤務時間と言っておきますけれども、決められた勤務時間は1週間に何時間ですか、それはどこに規定されていますか。端的でよろしいから、前置きは要らんの。

次に、その所定の時間を超えて勤務する時間、これは個人差によっても違うし、学校によっても違うし、小中学校によっても全然違ってきますので、どういうふうに把握しているのか、教育委員会は。それを2点目にお聞きします。

3点目は、先ほどから話題になっております部活動です。

部活動の所定の時間外で指導した時間数というのは、山県市の場合、どれだけかと。上のほうから下のほうまでであると思いますので、上中下の時間数で結構でございますので、お示しをいただきたい。

4点目は、こういう時代に時間外の指導というのはどうあるべきかということを今までどういうふうに学校側に指導してきたのか、指導はしてこなかったのか。指導してきたとしたら重点的な内容は何か、これもくどくど要らんので端的に教えてほしいと思います。

5点目は、部活動の問題です。

部活動というのは先ほども答弁がありましたように、大体中学校の先生というのは教科で配るんですよ、教科で。あなたは図工の先生、あなたは音楽の先生、あなたは数学の先生、こういうふうに教科で決まるんですね。あなたは非常にテニスがうまいのでテニスでって、そんな配分はしないんですよ。そういう配分をして、そして、所定の時間はテニスならテニスの指導をなささいということで、それを受け持つわけでしょう。その所定の仕事に対しての指導と、それから、所定外、時間を外れて指導している、その指導の基本的な考え方というものは、教育委員会としてはどういうふうに明確にしているのかどうか、学校側に対して。あなたは教科で決まっておりますよという人が行き届いているのかどうかというあたりをきちんと聞きたいと思います。

6点目、削減削減と言いますと何か流行語のようにやらんとせんがおくれるような感覚になっております、学校側は。

私はときどき行く学校というのは、もう6時になったら電気は消えますよ。そういう学校とでかでかについておる学校があるね。と同じように削減というと、そういう学校も同じになって削減してくるんですよ、両方とも。そうすると、本来教員である指導力はどうなっていくのと、そこまできちんと指導していかないと教育の力は落ちるんですよ。教育の力が落ちたら人は来ませんよ、若い人は、はっきり言っておきますけど。人口問題と絡んでいるんですよ、これ、重要な。ただ、そのあたりが具体的にどうなっているか。

あわせて、子供たちは物を言いませんからね。子供たちは被害者になってはいかん、絶対に。守ってやらなきゃ。そうすると、そういう子供たちへの悪いインファレンスというものはどういうふうに把握しているのか、どういうふうに指導しているのか。やってない場合に質問するんですよ、これ。やっておれば質問しませんから。具体例、ちゃんと持っていますから。

それから、あわせて保護者へも先生がそれだけ削減したときにどういう影響があるのか、きちんと説明してあるかどうか、そのあたりについて端的にお答えをいただくように質問をいたします。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 御質問にお答えします。

1点目の小中学校の所定の勤務時間は、1日7時間45分です。そこで、週は38時間45分となっております。これは県の条例で決まっております。

2点目の勤務時間外の勤務時間についてお答えをします。

この4月から1学期間の週の平日の平均時間外勤務は、常勤職員のみ全職員の結果でございますが、小学校は平均10時間10分、中学校は11時間33分でした。最も上位の職員が20時間、下位の職員が3時間という結果でございました。

この把握については、先ほどからも言っております、別の御質問でもお答えしておりますけれども、勤務時間の管理システムを導入しておりますので、勤務時間の管理システムによって把握をしております。

3点目の中学校の部活動の勤務時間外の指導ですが、平日に限定した月の結果を申し上げますと、おおよそ平日の部活動は、中学校において週2日から4日行われて、夏場は夕方5時半終了となっております。よって、月の指導時間は、1学期で考えると平均約9時間になります。ただ、冬場は生徒の下校時刻は職員の勤務時間終了時刻とほぼ同じになりますので、1年間を通じてみれば部活動に係る時間外指導の部分は半減することになるかと思えます。

4点目の教育委員会として時間外勤務について指導した内容について、指導している内容。

まず、根本的なところで、教育委員会として時間外勤務の適正化を図るということについては、目的として、教職員が元気に児童・生徒に向き合う時間を確保することが目的であるというふうに示しております。

そういう観点から指導している内容は、次の3つあります。

1つ目は、全市統一した早く帰る日の設定です。

これも市の校長会と協議をして、毎週金曜日を山県市小中学校ホームデーとして教職員の退校時刻を小学校18時、中学校19時と定め、昨年9月より実施しているところでございます。

2つ目は、先ほど申し上げましたデジタル出退勤管理システムを利用した適正化への指導でございます。

毎月セコム記録やこのシステムのデータを確認して、時間外勤務が上限につき80時間を超えない、そういう指導を行っております。

3つ目は、部活動指導のあり方の見直しについて指導をしてまいりました。

部活動指導に当たっては、各学校の実情に合わせ、指導者の指導時間、そして、もう一つ、生徒の活動時間というものも考慮に入れ、指導体制の適正化を図るよう各中学校や部活動にかかわっていただく外部指導者等に向けて、この夏に通知いたしました。

これらに加えて、勤務の適正化を図るには、大きく物理的な問題と意識にかかわる問題があるとの立場から、次のような取り組みを進めています。

まず、物理的な問題を解決する取り組みとしては、昨年度から学校スリム化プロジェクトを立ち上げ、さまざまな学校事務の効率化を図っております。例えば、教育通信のデジタル化、それから、先ほど言いました出退勤管理システム等、市内の学校が統一してできるスリム化について見直しの改善を図っております。

また、意識にかかわる問題を解決する取り組みとしては、昨年度、教職員を対象にタイムマネジメントにかかわる研修を実施しました。また、本年度は、学校運営協議会の会長さん方に学校、家庭、地域それぞれの役割を意識し、教職員の働き方についても御協議いただいたり、アドバイスをいただいたりするように依頼したところでございます。

5点目の部活動の勤務時間との関連についてでございます。

中学校における部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する大切な教育活動だと認識しております。

しかし、教育課程外の教育活動であることから、勤務時間等の関係もあり、全ての教員に強制することはできない業務であるとも認識しております。

部活動は大切な活動ではあるが、部活の指導は絶対しなくてはいけない、そういう業務であるというふうに言えないところに難しさがあるかと考えております。

このことは、県教委が行った教員の部活動に対する意識の調査で、部活動は必要であるとしていた教員が91%に対して、部活動の顧問をしたいかという問いについては52%にとどまると、そういう結果にもあらわれているかと思えます。

この現状にあって部活動を充実させていくためには、教員一人一人が自分の勤務する学校、そして、自分の目の前にいる生徒たちにとって部活動が必要であり、大切な活動であるということを納得して指導に当たる、そのことが大事かと思っております。

そのために、先ほども別の議員さんのときにもお答えしましたがけれども、各学校は自分の学校にとって部活動というのはどのようなものであるかという方針を全職員で議論を経て、

それを明確にし、保護者や地域にも理解していただく、そういう取り組みが必要かと思っております。

6点目に、時間外の指導の制限と教育の質の低下と関連について、その配慮ということについてお答えをします。

さきにも言いましたように、勤務の適正化を図る目的は、教職員が元気に児童・生徒に向き合う時間を確保することとしておりますので、児童・生徒とともに元気に活動する、児童・生徒に力がつく教材研究をする、そのための時間を確保するのが適正化の目的であります。これは、最も教員にとって必要なことであります。その本質の部分をおろそかにすることがないよう、事務の効率化や共同化、学校運営の見直し等を図り、教職員の事務負担と負担感を軽減するような適正化を進めてまいりたいと考えております。

なお、指導力の向上にかかわる取り組みとして、特徴的なものを御紹介します。

山口市では、昨年度からオール岐阜による学力向上という取り組みを進めております。これは、県の事業ではありますが、大学の教員と連携して、各市として全体的に学力向上に向けてどのような取り組みができるかということを昨年度は美山小、本年度は富岡小を中心に研究を進めております。これによって随分今までの事業研究のあり方等について改善が図られてきていると、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 再質問をいたします。

再質問に当たって、まず前提として、今おっしゃった週38時間45分、これは愛知県でも同じ条例で定めているんです、所定の在校時間というのは週38時間45分と。したがって、それは、まず、ベースとして、基準として守ることが前提条件です。

それから、これは、早稲田大学の黒田祥子先生というのはメンタルヘルスの第一人者でございまして、この人が書いています。それが政府のほうにも影響を受けておりまして、そして、週当たり50時間を超える、週ですよ、38時間45分の中で50時間を超えていくと鬱病になる発症率が非常に高いというデータを出していらっしゃる。それを大体5年から6年、ずっと続けていくということがそういうものにつながっていくということでございますので、そこを考えますと、私ら50時間以上働いても、これ、何もありませんでしたけど、体質によってはそれはなる可能性だってあるわけですから、そこはやっぱりきちんと決めてやる、50時間以内になるように。これは指導する必要があると思うんですよ、教育委員会としてきちんと。

それから、愛知県では、確か私の記憶では月に80時間を超えないと、80時間というの

は国も示しているように、過労死につながりやすいということですから、80時間を超えてはいけませんよというのが出ているわけですから、こんなものはきちんと指導してあげな、具体的に。こういう体制の中で山県市の学校はやってくださいよと、これが前提なんですよ、私に言わせると。それはきちんとしているかどうかということが既に問題。

それをまず前提にして幾つか再質問します。そのことはいいんですよ、指導してくれてのことですから、指導しないかんのですから。

部活動の問題。

部活動は、私も事例をずっと調べましたけど、東海市などは研究しておるんですよ、実践研究を。ことしまでに大体年間20日間、一般の人が指導した場合に、そこまでは市のほうで手当を出しますよと。29年が20日を5日延ばしたと書いてあったと思いますけど、一回調べてください。

将来的には、私、そういうふうにしていかないと片方で80時間を超えてはいかん、50時間を超えてはいかん、こういうふうに規定をしておいてこっちではどうするんやというとおかしくなるでしょう。混乱するだけじゃないですか。そんなもの、どうするかって言って学校で話し合いして結論を出すと言っていましたけど、ばかなことを言っておるけど。そんなもの、また話し合いしたらまとまらへんですよ、時間が延びるだけで。だったらこういうものを基準として与えて、基本的にはこういうことでどうでしょうかと、それに賛成する人もおるし、俺はやりたいという人もいますからね。その基準値をきちんと示していかなきゃいけないですか。

私は笠松町にいましたけど、あそこはバドミントンが盛んなんですよ。一回見に来いということでしたので、見に行きました。日曜日9時開始、そうすると、目いっぱい体育館に集まってくるんですよ。ネットが確か6つぐらいあったかな。そうすると、ぴーっと指令さんが笛を吹かれると社会人ですよ、そうすると皆がさーっとネットのところをこういうふうに行って練習するんですけど、それがまた見事なんです。中学生が小学生を最初に教える、そうすると後の者は一般の人でこうやってやっておるね。これで大体40分だったと思いますけど、笛が鳴ると今度は交代するんですよ。中学生が主力になって高校生が指導する、大学の人にもいましたけど。そういうのが続くと、見事に全部がこうやってローリングしながら、回転しながら指導していくんですよ、見事に午前中全部。

こういうの、どこも全国でどこかもやっていますかと言ったら、いや、これ、うちも学んできたんやとおっしゃいました。どこで学んだのと言ったら、私、記憶、はっきりしていないんだけど、池田町か神戸町かどこかがそういうことをものすごく熱心で学ん

できましたと、あそこは国体選手もおるという話でしたので、それを学んできてうちはやり始めたと、そうしたらこれだけふえましたと言ってみえましたが、私はそういうやり方でもいいんじゃないんですか、種目によってはね。市を挙げて何かのスポーツに皆が参加しながら、その中で部活動にあわせたような指導ができるという、そういうのをやっぱり研修しなあかんわ。何も研修せんで先生らで議論しようと言ったって、皆今までのままやで。

私は算数を教えたないで、本当は俺、部活に来ておるんやという人もおるんやでね。俺は柔道をやりたいで来たんやと、俺は柔道の指導が生きがいやと言っておる人もおるわけですから、そういう人を生かす場もできるわけでしょう。

だから、ぜひそういう具体策を示しながら、私は学校にはなっていくべきだと、部活動については。

それから、2つ目は指導力の問題ですけど、最近、指導力が落ちておるんですよ、もともと落ちておったのに。いいですか、山口市へ来たいという先生はほとんどおらんですよ、皆さん。私は人事をやったのでよう知っておりますけど、校長もやって。あんだ、ちょっと一回山口市、どうや3年ぐらいと言っても、まず何が返ってくるかと言うと、北へ上って行くのは何となく寂しいでやめたとかね、それは本当の理由やないんですよ。山口市へ行って何か指導力が高まるという保障がないからですよ、間違いなく。

だから、そんな何かって人口を減らすようなことは、こういうことは非常に大きいんですよ。だから指導力が高いと、そこへ行って勉強しようかというふうに出てくるんですよ。それが何をやっているかという、全国学力調査の影響をもろに受けて、さっきも言っておったでしょう、基礎、基本を重視するって。詰め込みをやっておるんですよ、ものすごくひどくなっておる、私に言わせたら。私、プロですから見たらすぐわかるわな。

ものすごい宿題も多い、先生がそれならそれだけ時間がかかっておるかと言うと、うそつけ、何も変わっておらんねん。子供に押しつけてやっておるやないか。宿題もうちで丸を打ってくるんやで、影響を受けとるやないですか。

そういうものをなくす努力をしないかんね。学力調査というのは、目的は指導力の向上と言って国は言っておるんやで。あんだ、国が好きやろう、だったら国のやつ、やらないあかんやないか、きちんと。きちっと職員に向かってこういうことが大事だよと、データを出して、何が自分たちに指導が欠けているかというのをきちんと把握するのが学力テストと言っておるやんけ。書いてあるやないか、目的に。それを詰め込みやっておる。もう恐れ入るわ。

だから余計指導力が低下していくので、私はそこにやっぱり力を注ぐべきだというのは

が2点目。部活動が1点目ですよ、指導力を注ぐというのが2点目。

3つ目、ことし、私知っておったんですけど、ある方が私のところへ見えて、上野さん、何でことしから夏休みの水泳は10日間にしたんやと、誰が決めたんじゃ、あれはと言ってみえたんです。いや、それは、教育委員会か、いや、教育委員会はそんなことは言わないと思いますよ、なら校長か教頭かと言われたんです。もうちょっと待ってりや、俺がはっきり聞いてくるで。10日間ですよ、皆さん、あの40日間暑い中。そうして、その日に確か2日か3日は雨が降りましたから、7日や。調べてみてください、8日か7日ですよ。ほんで怒って見えたんや、その人が。本当ですよ、立派な人が怒って見えたんですよ。

皆さん、ここの中でも2人、小さいころに私、プールでたわむれた子がおるんです。私たちは、いいですか、8月31日までプールを開いておった。そして、ある校長さんは毎日来て泳げない者を指導した。私ら来なんですから毎日来た。ほんでも鬱病にもならんし、過労死もしなかったんや。それは何やと皆さんはおっしゃるかもしれませんが、今、岐大の春日先生がこういうことを書いてみえますよ。今の春日先生ですよ、昔の人だったらそのぐらい言うけどね。子供の外遊び、水遊びが子供の勉強である、先生の仕事である、これをやらないと後々悪い影響ができますよと書物に書いていらっしゃる。トラッキングといって、持ち越し効果というふうに書いてありました。

夏休み、あんた、プール7日にしてどうやって水遊びするの、子供は水遊び好きやがね。それを削減といって切ってまっている。それは、教師は、お前、やめようということやろう、僕に言わせたら。そのぐらい指導しなあかんのや、そんなもの。そんなことを削減したらあかんねん、山口市の子、どうなるの将来。これは大事なことです。

私は、ずっと教えられてきたことは、教員は聖職者である、昔は師範といったらすばらしい先生が指導者で、ぴりっといいですか。聖職者というのは、外からも犯してはならない領分があるんだよ、自分たちもそれをはみ出してやってはいけないんだよという、そういう聖職の重みがあるということなんです。

それを何とか地域の人に何とかでって、軽くやっている。僕はあかんで言ったよ、市長に、そんなことでは。もっと勉強せんとやらんけ、そんなコミュニティースクールなんかといって僕は言ったんですけど、それがあるんですよ。僕たちはもう徹底にそれを教えられてきた。

もう一つ、皆さん御存じかどうか知りませんが、先ほど時間外手当の問題が出たね。部活に対しては時間外手当という形で出ておるんですけど、教員は残業手当は出ないんです。それで、時間外手当を残業手当として出るのは、あそこに事務をやっておる人、

いるでしょう、事務官。事務官は出るんですよ、教員やないんで、聖職者じゃないんで。だから、教員は本俸の４％を積み上げて調整手当というのが出ておるんですよ、そのかわりに。だから、残業をやったから残業手当をつけるとは言えないんですよ。

だから、そのところはカバーして、やっぱりこの子たちのために、山口市のこの子たちのために俺は一生懸命働くという、そういう聖職意識が薄れたらますます指導力も低下してくる。この危機的な時代ですから、私はそのことについて、そんなことを許しておったらだめやないかと言いたいんです。その先生の言われる本を一回読んで、持ち越し効果、トラッキング効果というものをきちんと勉強して、そして指導しなあかんと思います、その３点について再質問します。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） では、再質問にお答えします。

まず、最初に、それぞれの議員さんの直接の御質問ではありませんでしたが、御発言の中にありましたそれぞれの先生方、それから学校によっても向かうべき削減の方向とか内容が違わないかということについてですけれども、まず学校については、やはり中学校と小学校の違いとか、それから、それぞれの学校の実情というのも違いますので、絶えず削減の方向とか内容を決めていく際には、校長会と話し合いをして、原案を教育委員会で示して、また校長会で練っていただいて、それで決定していくというような方向でやっております。

また、一人一人によって個人差、それから、それぞれの先ほども事務官の方のお話も出ましたけれども、学級担任であることや養護教諭であること等で、さらに市費の職員の方も学校に入ってみえますので、そういう方によって業務が異なりますので、スリム化を図るという内容も随分変わってくると思います。そういう意味で、それぞれの職種の代表からプロジェクトチームのスタッフが何をすべきかということも聞き取りながら、適正化の内容については進めておるところですので、御理解いただけるとありがたいと思います。

まず、再質問の１点目の部活動の対策についてお答えをしたいと思います。

部活動の指導者については、１５年ほど前から各種、御存じかと思いますが、学校事故の補償をする日本スポーツ振興センターという保険が各学校、子供たち、先生方も入っております。

この適用が部活動の場合に、それまでは教員だけが指導者として適用されていましたが、校長が委嘱した外部指導者にも拡大されることになりました。外部指導者は、社会人のみならず保護者でも外部指導者として登録した場合にはその対象となります。これ

によってさまざまな形態が可能となりました、部活動指導において。

さらに、部活動以外でも、先ほど笠松町のお話が出たかと思いますが、恐らくたかみスポーツクラブのような総合型地域スポーツクラブでの活動ではないかと思います。このような総合型地域スポーツクラブの活動や、さらに武道にかかわる道場というような活動もあります。

学校は、それぞれその地域にあるこれらを総合的に勘案して、実情に合った部活動のあり方を検討していくということになると思います。

そのときは、教職員の部活動にかける時間という点もさることながら、さらに気を配るべきは、生徒にとって、例えば1週間に部活動として、そのような活動にどれだけ時間を割いているかと、そういう点にも十分配慮する必要があると、そのことを学校には指導しております。そのことをあわせて学校としての部活動のあり方について十分検討するようにということでの指導、さらに、方針等について生徒や保護者、地域にも理解を得るということを取り組むように指導しております。

それから、2点目の指導力の向上ということについてでございますけれども、山県市においては、山県市ならではの教育ということで、ほかの市町にできない教育を実践していただくように先生方をお願いしているところであります。

これは、議員さんの御指摘とはちょっとずれるかもわかりませんが、私の認識としては、この山県市の先生方、学校というのは、それぞれ山県市ならではの教育ということで、それぞれ指導力の向上についても努力していただいている、また、成果を少しずつ上げていただいております、そのように認識しております。

先ほど話題になりました学力調査についてでも、学力の向上への方策を探るためのものであるとおっしゃられましたが、そのとおりだと私も感じております。

そういう意味で先ほど少し御紹介しましたけれども、オール岐阜の大学教員も交えた取り組みというのが、まさに学力調査を踏まえた学力の向上のために、それぞれの学校が何を成すべきかという点も分析していただきながら一緒に進めているところでございます。

勤務時間の適正化を図るということの目的は、やはり指導を制限するとか、ある意味で時間を制限すると、そういうものではなくて、先生方が負担感を感じていることに潜む、そういう問題点を改善すると、そのことではないかと思っております。

負担感を感じていることが仮に教材研究等、教師としてあるべき本質的な部分であれば、議員御指摘のとおり、教師という職にある者としてどうあるべきかという点について、やはり指導するべきであると思います。

しかし、負担感を感じているそのことは、事務処理等、いわゆる本質的な仕事を進めていく上での環境整理にかかわるそういうものであれば、その改善をしていくというのは適正化の本来の目的ではないかと思っております。

言葉を変えれば教材研究等、教師の本質としての部分をしっかりやるために、その周辺部分の効率化を図る、これが正しい勤務の適正化のあり方だというふうに考えております。

このような視点に立って、さらに各学校では教員と管理職との面談等が行われておりますので、それぞれの教員についても面談等を通して勤務の適正化、それから教師としてのあるべき姿等について指導支援を教育委員会としては学校にしております。

3点目の勤務時間の削減とある意味、児童・生徒や保護者への影響ということについてお答えをさせていただきます。

やはり、先ほどの勤務の適正化の目的というのが、教員が児童・生徒とともに元気に活動し、児童・生徒に力がつく、そういう教材研究をしたり、そういうことの時間をつくるためのものであるということです。学校においてのさまざまな取り組みについてはこの点を逸脱しないようにと心がけております。

さらに、教育委員会や学校、それから、一人一人がそれぞれのできること、役割、それを考え合うように取り組んでいきたいと思っております。

これ、1つの例を紹介させていただきますと、学校スリム化プロジェクトで取り組んだうちの1つに……。

〔「答弁読み取れません」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤正夫君） はい。ということで、答弁を終わらせていただきます。

以上、答弁させていただきました。

○議長（武藤孝成君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 父兄や子供に負担を感じさせないような、逸脱しないようにと言っておるけど、逸脱しておるって言っておるやね、僕は。それについてはどうやって是正を図っていくかだ。僕、まだ実例を持っていますよ、幾つか、実際の、驚くべき。そんなことで削減したらだめやないかということがいっぱいあります。

ちょっと時間がないので次の2点目に移ります。

そう大した問題ではないんですけど、こういうことをほかっていくと議会軽視、議員軽視、そういうものになっていくので、私はあえて取り上げて質問いたします。

8月3日に中学生と市長が語る会がここでありました。本当にきちんと教育委員会が準備してやっておるのかなと思って私はあきれました。

まず、1点目は、議場を使うに当たって、こういうところは学校にはないんですよ。これを非日常化というので、非日常化。だから、こういうところへ入ってきたときにどういうふうにマナーとして身につけなあかんかということを含んでおるんや、初めから。全然抜けてまっておる。

2番目、議會をイメージしたら議會というのは、議長の開会宣言で始まるんやで。ああ、議會というのはこういうところやなと。そのぐらい、あんた、子供たちがわかるようにしてやらなあかんがね。

3つ目は、一応私たちは一問一答方式ですけど、厳密に言うとなっていないんですけど、1つの大きな内容について何点かに分けて質問していますけど、せっかくあの子が1人で考えてきた夢みたいなことを語るわけでしょう。そうしたら、そこへ行って市長がその子に対しての質問にきちんと誠実に答えると、ものすごく夢が膨らむわね。その子は自然に育つがね。それが教育者のプロだと思っておるの。

3つ目、やはり議場というのは臨場感を持ってやらせなあかんのですよ。こうすると、ここへ入っただけでそういう感情を持つわけですよ。それを何だ、あれをやっておるやつを見とると、専門用語で言うにごっこやとね、ごっこ。ごっこというのは、ままごとごっこ一緒なんだ。何にも感情的に高まらへんの、そんなことやったって。ああ、こういうことがて、緊張するようなやつが臨場感が出てきて、ああ、違うなと。そういうものが必要なんですよ。そういうことを総合的に生涯学習課にお願いするんやけど、私、いつも言っておるがな、これ。横でちょっと連携すればすぐわかることやないの。あれは生涯学習課のことやね、学校教育課は黙っておればいいのかと。私はそりゃいかんと思う。

だから、私がここでやることは、非常にいいことやと思っておるんや。だけど、やり方がいかにも御粗末。それで教育委員会というのはまるで緊張感のないところやと見せておるようなもんや、何を。

その辺について教育長はどう考えるか質問をいたします。

○議長（武藤孝成君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤正夫君） 御質問にお答えをします。

今、5点の御質問をいただきましたけれども、1点目から4点目までの議場の使い方に関する御指摘につきまして、その主たる要因となっておりますこの議場を使わせていただくことになった経緯について、少し御説明をさせていただきます。

当初、中学生と市長が語る会については、例年どおり中学校の会議室、もしくは図書室等を予定しておりましたが、議会特別委員会のほうから議会や議場を子供たちにより

身近にという御提案をいただき、ぜひこの観点から議場において実施させていただきたいということでお受けしたわけでございます。

さらに、中学生と市長が語る会が子ども議会等と違う内容でありますから、このような形での進行になることについては御説明を申し上げてきましたが、今御指摘のように議場を使わせていただくことの意義を体感させるという意味では十分とは言えず、改善すべきところが多々あったと考えております。

したがいまして、議会進行におけるルールに則してないとする１点目から４点目までの御指摘に対してを受けたものだと考えております。

次に、５点目の教育委員会の姿勢と意気込みについてという御指摘にお答えをしたいと思います。

中学生と市長が語る会については、中学生が直接市長と語り合うという数少ない機会を最大限に生かすという観点から、中学生が山県市の魅力や発信方法、または将来の山県市について、市の一員として提案するということを目的として改善を図ってきたところであります。

そのような中、昨年度市役所の若手職員による市魅力発信プロジェクトというのが始まりました。この中で市内の中学生と市の職員が意見を交流するという取り組みです。この取り組みで交流される内容と中学生と市長が語る会の目指すものが同じであることから、ぜひ交流を活用した提案にするという形で本年度は進めてまいりました。

その結果は、議員御指摘のとおり、生徒の頑張りという形、さらには中身のある提案、そして自由発言にもあらわれていたかと思えます。

ぜひ、このような方向でこの会の充実を図りたいと思っておりますし、さらに教育委員会としての役割、運営等については、御指摘を真摯に受けとめて改善を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○１１番（上野欣也君） 質問は終わります。

○議長（武藤孝成君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

○議長（武藤孝成君） これにて、一般質問は全て終了いたしました。

22日は、午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時57分散会

平成29年 9 月22日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

平成29年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第5号 9月22日（金曜日）

○議事日程 第5号 平成29年9月22日

日程第1 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（訂正の件）

日程第2 常任委員会委員長報告

議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について

議第50号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第52号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第53号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議第55号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第3 委員長報告に対する質疑

議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について

議第50号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）

議第52号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第53号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議第55号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について

日程第4 討 論

	議第49号	山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
	議第50号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
	認第1号	平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第51号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
	議第52号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第53号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第54号	岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
	議第55号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第5	採決	
	議第49号	山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
	議第50号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
	認第1号	平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第51号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
	議第52号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第53号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第54号	岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
	議第55号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第6	議第56号	山県市副市長の選任同意について
日程第7	質疑	
日程第8	討論	
日程第9	採決	
日程第10	発議第1号	「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について
日程第11	質疑	
日程第12	討論	
日程第13	採決	

- 日程第14 発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について
- 日程第15 質 疑
- 日程第16 討 論
- 日程第17 採 決
- 日程第18 発議第3号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める
意見書について
- 日程第19 質 疑
- 日程第20 討 論
- 日程第21 採 決
- 日程第22 議員派遣について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（訂正の
件）
- 日程第2 常任委員会委員長報告
- 議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第50号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第52号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第53号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協
約の締結に関する協議について
- 議第55号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 委員長報告に対する質疑
- 議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第50号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について

	議第51号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
	議第52号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第53号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第54号	岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
	議第55号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第4	討 論	
	議第49号	山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
	議第50号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
	認第1号	平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第51号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
	議第52号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第53号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第54号	岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
	議第55号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第5	採 決	
	議第49号	山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止について
	議第50号	山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
	認第1号	平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第51号	平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）
	議第52号	平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第53号	平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第54号	岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
	議第55号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第6	議第56号	山県市副市長の選任同意について
日程第7	質 疑	

日程第8 討 論

日程第9 採 決

日程第10 発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

日程第11 質 疑

日程第12 討 論

日程第13 採 決

日程第14 発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

日程第15 質 疑

日程第16 討 論

日程第17 採 決

日程第18 発議第3号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書について

日程第19 質 疑

日程第20 討 論

日程第21 採 決

日程第22 議員派遣について

○出席議員（14名）

1 番	寺 町 祥 江 君	2 番	加 藤 裕 章 君
3 番	古 川 雅 一 君	4 番	加 藤 義 信 君
5 番	郷 明 夫 君	6 番	操 知 子 君
7 番	村 瀬 誠 三 君	8 番	福 井 一 徳 君
9 番	山 崎 通 君	10 番	吉 田 茂 広 君
11 番	上 野 欣 也 君	12 番	石 神 真 君
13 番	武 藤 孝 成 君	14 番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長 林 宏 優 君 副市長 宇 野 邦 朗 君

教 育 長	伊 藤 正 夫 君	理 事 兼 総務課長	渡 邊 佳 宏 君
理 事 兼 地方創生監	柴 田 雅 洋 君	企 画 財 政 課 長	久 保 田 裕 司 君
税 務 課 長	石 神 彰 君	市 民 環 境 課 長	奥 田 英 彦 君
福 祉 課 長	桐 山 藤 夫 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
産 業 課 長	山 田 和 哉 君	建 設 課 長	長 野 裕 君
水 道 課 長	浅 野 晃 秀 君	まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君
会 計 管 理 者	大 西 英 樹 君	消 防 長	藤 根 好 君
学 校 教 育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生 涯 学 習 課 長	梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	棚 橋 輝 英
書 記	鷲 見 芳 文		

午前10時00分開議

○議長（武藤孝成君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（訂正の件）

○議長（武藤孝成君） 日程第1、報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（訂正の件）を議題とし、市長から訂正理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、おはようございます。

ただいま提案となりました報第6号の訂正について説明をさせていただきます。

資料ナンバー8をお願いいたします。

資料ナンバー8の1ページから7ページまでの報告案件の訂正でございますが、9月1日に報告をさせていただきました報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、岐阜県市町村職員退職手当組合から報告を受けていた平成28年度決算に基づく基金残高の額の訂正がありました。監査委員に再審査をお願いして再監査をしていただきまして、財政健全化判断比率の将来負担比率の数値について、31.9%を32.1%に訂正するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武藤孝成君） 報告の案件の訂正でございますので、御承知おきください。

日程第2 常任委員会委員長報告

○議長（武藤孝成君） 日程第2、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） それでは、総務産業建設委員会委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、9月12日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第50号、認第1号、議第51号、議第54号、議第55号の所管に属する条例案件1件、決算案件1件、補正案件1件、その他案件2件の5議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、広報やまがたの公共施設やコンビニに配布されたものの残部数について。女性のワークライフスタイル応援事業の委託業務の内容及び作成した冊子の配

置先等について。地域振興活動事業補助金により助成した高富青雲太鼓の活動実績について。シティープロモーション事業における若手職員で構成した魅力発信プロジェクトチームで実施した勉強会の内容について。観光プロモーション事業の参加者アンケートの内容について。県知事選挙の従事者を削減した影響について。農業委員会の処理状況の遊休農地が増加していることについて。学校給食地産地消推進事業のクリーン米に関する経費について。野生鳥獣捕獲檻助成金に関する維持管理を含めた設置助成の必要性について。名山めぐりマンガ作成事業で作成した漫画の公開による市ホームページの閲覧数及び実際の登山者数等の推移について。恋人の聖地事業の参画負担金及び絵馬の奉納数の状況について。普通河川しゅんせつ工事の事業費の内訳について。おおが城山公園整備事業により整備された施設の活用について。決算書の繰越事業不用額の理由について。議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）では、商工費、観光振興費、伊自良湖周辺整備工事の事業採択の経緯と具体的な事業内容についてなどの質疑がありました。

採択の結果、付託されました議第50号、認第1号、議第51号、議第54号、議第55号の議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 藤根圓六君。

○厚生文教常任委員会委員長（藤根圓六君） 議長の御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月13日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第49号、認第1号、認第2号及び議第51号から議第53号までの所管に属する条例案件1件、認定案件2件、補正予算案件3件の6議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、歳入の部における課税徴収状況として、過年度分における固定資産税の不能欠損額が大幅にふえた理由について。税負担の公平性の観点から徴収強化を図る必要があるのではないか。諸収入における雑入109万2,510円の収入未済額の内容について。歳出の部の総務費においては、通知カード・マイナンバーカード委託交付金における作成申請件数及び割合について。マイナンバーカード申請に当たり、事務手続等における苦情相談の有無について。歳出の部の民生費においては、介護予防・日常生活ニーズ調査及び在宅介護実態調査の内容について。介護保険事業計画作成に当たり、1回のニーズ調査のみで高齢者の意向を計画に反映させることができるのか、また、未回答者への対応はどのようなか。青波福祉プラザ事業における施設利用状

況及び施設廃止に伴う事務所の移転先について。生活困窮者自立支援事業の具体的な内容及び相談者数が激減している理由について。児童発達支援事業における利用者数の変化と事業費の伸びについて。放課後児童クラブ室改修工事の内容について。こどもホッとカード事業における相談実績について。生活保護の認定申請に当たり、資産保有状況による認定制限の有無について。社会福祉協議会補助金の概要及び会計監査の方法について。シルバー人材センター補助金の具体的な個々の事業成果について。シルバー人材センターの監査体制及び内部留保資金について。歳出の部の衛生費においては、健康診査・各種がん検診事業における精密検査を必要とされた方に対する再検診の実施状況について。スマートダイエット事業への参加者が低いため、業務委託先も含めた事業見直しの検討について。乳幼児健康診断事業における3・4カ月児の未受診者2名への対応について。歳出の部の教育費においては、教育相談員等の報酬に係る平成27年度決算成果説明書の平成27年度の数値と平成28年度決算成果説明書の平成27年度の数値が一致しない理由について。教育相談員と教育サポーター、教育相談員、生活相談員の業務内容の違いについて。教育関係の各種相談員によるお互いの連携や情報交換の有無について。教育嘱託員（教育センター次長）における報酬が前年度対比で大幅に減額となった理由について。読書指導員の具体的な業務内容について。英語指導助手の配置の状況について。小学校各種委託業務事業における校庭木剪定委託料の業務内容及び施設管理員の活用について。小学校一般備品購入における机、椅子の更新に当たり、清流の国ぎふ森林・環境基金関連の事業を活用することへの検討について。小中学校各種委託事業及び工事に伴う翌年度繰越事業において普通教室への空調工事関連費用が計上されているが、その後の工事進捗状況について。中学校スクールバス業務運営に当たり、通学の安全確保の観点から運航路線の変更が可能か。中学校部活動事業における専門知識のある外部指導者の資質向上について。学校コラボレーター事業への国の補助金が廃止されている現状において、市単独で事業を継続している理由について。美山中央公民館における音響設備工事1,242万円の予算執行状況及び改修に伴う全体計画について。古田紹欽記念館関連事業の予算管理について。花咲きホール事業の利用者数減少の主な要因について。花咲きホールスタッフの勤務体制について。地区体育振興会支援事業における交付団体への補助金支払い事務の効率化及び支給時期の改善について。無形民俗文化財調査研究事業における3カ年計画の初年度の取り組みについて。国民健康保険特別会計の歳出の部においては、予備費の積算根拠について。認第2号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定については、平成28年度山県市水道事業報告書の記載事項と財務諸表数値から推移される水道事業経営の見解について。建設改良工事の概況における拡張工事と設備

改良費との違いについて。拡張工事における突出した工事費の工事内容について。工事発注に伴う請負業者への施工能力の検証についてなどの質疑があり、今回の決算審査を通じて特に留意すべき事項として、決算の成果説明書は、主要な施策の成果説明及び実績が記載された決算審査書類の一部であるため、前年度対比での考査を行うに当たり、事業費における数字等の捉え方については、統一的な見解のもと、議員にわかりやすい表記の工夫をするよう多くの意見がありました。

具体的には、教育費における各種報酬において、本年度から社会保険料も含んだ金額を記載することとなった旨の表記を事前に備考欄等へ注記する配慮が必要であることを指摘しましたので、次回決算期においては反映されるよう執行部各位に申し添えておきます。

討論においては、反対討論及び賛成討論はなく、採決の結果、付託された議第49号、認第1号、認第2号及び議第51号から議第53号までの議案については、全会一致で原案のとおり認定及び可決すべきと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第3 委員長報告に対する質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第3、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第4 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第4、討論。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、認第1号及び議第54号についての反対討論を行います。

まず最初に、認第1号 平成28年度山県市一般会計予算及び特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をします。

質疑で明らかになったのは、平成28年度のマイナンバー利用開始に伴う情報セキュリティ向上のための強化対策機器購入に1,706万円余が使われていること、そして、山県市のこの間のマイナンバーにかかわるシステム費用の累計は8,210万9,000円かかっており、国からの交付金4,904万円を差し引くと、一般財源からの支出が3,306万8,000円に上っていること。つまり、山県市の税金を3,306万円つぎ込んでいるということです。

市民の中には、カードが必要なのかとの声もあって、現在、マイナンバーカード発行は、2,107枚の申し込みで1,855枚発行しただけ。市民のわずか6.6%しか発行していません。

最近の新聞報道で、20政令指定都市の2年分のマイナンバー制度に、少なくとも合計で316億円の支出をしていることもわかりました。このうち、システム改修費用の8割がマイナンバー制度の設計にかかわった大手企業4社、NEC、富士通、日立製作所、NTTデータです。この4社の幹部は、11年に政府が設けた会議、情報連携基盤技術ワーキンググループのメンバーです。国でも自治体でも、この4社がマイナンバー事業を独占している実態が浮き彫りになりました。

一方で、地方公共団体情報システム機構は、システムトラブルを繰り返すなどの問題も多く、多額の負担金を払い続けることは住民目線から見ても問題があるのではないか、こう思います。

マイナンバー法では、社会保障、地方税、防災関連の120余の事務を法定事務と規定し、個人番号の持ち主の個人情報が自動的に国に集計されます。法案当時は、マイナンバーカードが便利で必要だと宣伝しつつ、カードの発行枚数は実に全国的にも1割程度、まさにこの制度の目的は、マイナンバーカードの発行はどうしてもよくて、この制度の仕組みをつくって国が総務省による個人情報の一元管理をする、いわゆる総背番号制だったことがはっきりしてきました。

私は、2015年6月議会、山県市個人情報保護条例等の一部改正する条例が出された際に、このマイナンバー制度は今後、戸籍、パスポート、預貯金、医療、介護、病歴などの健康情報などでマイナンバーの利用範囲の拡大を打ち出し、国民を12桁のマイナンバーで情報管理する計画です、条例改正はこの流れに沿ったものです、マイナンバー制度は現住基ネットと比べても比べ物にならないほどの個人情報が収集され、これら個人や法人のプライバシーが丸裸にされる危険性があります、これらの情報が一たび流出すればはかり知れない被害を招く致命的欠陥制度です、市民にとって日常の中ではほとんど

利用機会も発生しません、改めてこのマイナンバー制度そのものの廃止を主張し、今条例の一部改正に反対するものと、反対討論をしました。

この立場から、マイナンバーシステム機器等の購入費1,706万円余を含む平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、反対を表明します。

続いて、議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、反対討論します。

全国的な人口減少の流れは、1998年から2008年の10年間に、3大都市圏では271万人増加する一方、3大都市圏以外では110万人が減少しました。年11万人が減っていましたが、2008年から2015年までの7年間で、3大都市圏は68万人増加しましたが、3大都市圏以外では165万人が減少して、年23万人と2倍減少しています。ついに3大都市圏以外では、県庁所在地でも人口減少が始まっています。

そこで、地方中心都市の人口減少対策として、総務省は地方中枢拠点都市圏構想、国土交通省は高次地方都市連合構想、経済産業省は都市雇用圏構想とそれぞれに作成して、地方創生戦略の中でこれらを整理一本化したのが連携中枢都市圏構想です。コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある地域社会を維持するための拠点を形成することとしています。

連携中枢都市は人口のダムとして位置づけられていますが、連携協定により、連携都市は、連携中枢都市である岐阜市の人口流出を食い止めるための施策を展開することになり、協力することになります。既に連携中枢都市圏構想を進めているところでも、連携中枢都市と連携市町村の温度差が問題にされています。3大都市圏に流出する人口を連携する圏域の都市から補うことになり、結果として、連携都市の人口流出につながっていきます。まさに温度差はこのような状況から生まれてきています。

どのようなまちづくりをするかという総合戦略に位置づかない連携協定の実態が背景にあると思われます。

本来は、連携中枢都市の人口減少を食い止めるための対策なのに、圏域化したことにより、何を具体的に進めるかの連携中枢都市ビジョンが策定される前に連携協約を結ぶことになり、山県市にとって、とにかく国の補助金を獲得する機会がふえるということで、連携する事業の中身や事業費は今後検討することを大前提とした連携協約は本末転倒であり、連携協約の締結をすることに反対するものです。

以上、発言を終わります。

○議長（武藤孝成君） その他、討論の通告はありませんでした。

ほかに討論はありませんか。

最初に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第5 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第5、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第49号 山県市遊水広場の設置及び管理に関する条例の廃止についてをお諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第50号 山県市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 平成28年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

認第2号 平成28年度山県市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第51号 平成29年度山県市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第52号 平成29年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第53号 平成29年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第54号 岐阜市及び山県市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第55号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

〔宇野邦朗副市長 退場〕

午前10時30分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議第56号 山県市副市長の選任同意について

○議長（武藤孝成君） 日程第6、議第56号 山県市副市長の選任同意について、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました案件を御説明させていただきます。

資料ナンバー8の8ページをお開きください。

8ページ、議第56号 山県市副市長の選任同意につきましては、本市副市長に宇野邦朗君を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

現在の副市長である宇野邦朗君には、任期の4年間にわたり、すぐれた見識と豊富な行政経験を生かし、市政推進に大いに貢献をしていただきました。今後におきましても、その手腕を市の発展のために発揮していただけるものと確信をいたしておりますので、御提案申し上げる次第でございます。

なお、任期は、本年10月1日から4年間でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第7 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第7、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第56号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議第56号は委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第8 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第8、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論をどうぞ。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、ただいま市長から提案をいただきました副市長の選任について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今御説明になりました4年間、すぐれた功績があり、これからも市の発展のために御尽力いただけるという御説明でした。

私は、より一層このまちのために御尽力いただきますことを切にお願いして、賛成討論といたしますが、強いて1つだけお願いがあるんですが、これは市長からお願いして

おいてほしいんですが、たばこの量をもうちょっと減らしていただけると本当にいい人
やなと思いますので、そんな点をお願いいたしまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いた
します。

日程第9 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第9、採決。

ただいまから、議第56号 山県市副市長の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意すること
に決定されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時35分休憩

〔宇野邦朗副市長 入場〕

午前10時35分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、ただいま副市長に選任、議会同意を得られました宇野邦朗君に挨拶をお願い
いたします。

宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 選任同意いただきまして、ありがとうございます。

引き続き林市長の補佐として、山県市の発展、そして、山県市の市民の皆さんの安心・
安全、そして、豊かに暮らせるまちづくりを微力ながら努力していきたいと思います。

と同時に、議員の皆さん方におきましても、ぜひ御指導、御鞭撻をいただいて今後や
っていききたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。どうもきょうはあ
りがとうございました。

日程第10 発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に

基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

- 議長（武藤孝成君） 日程第10、発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 石神 真君。

- 総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

道路は、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の1つであります。本市においても、東海環状自動車道などの幹線道路の早期完成が期待されており、安心・安全で円滑な交通を確保する道路整備は急務であります。

このような状況の中、道路整備事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、交付金事業の補助率等のかさ上げが平成29年度までの時限措置とされております。かさ上げ措置の期限切れは、道路整備に補助事業を活用する地域においてさらなる財政負担の増加をもたらし、道路整備の一層の遅滞を招くことになります。そのため、補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続することを強く国に求める必要があります。よって、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁への要望をするものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の趣旨説明とさせていただきます。

- 議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第11 質疑

- 議長（武藤孝成君） 日程第11、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第12 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第12、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第13 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第13、採決。

ただいまから、発議第1号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

○議長（武藤孝成君） 日程第14、発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、総務産業建設委員会委員長の趣旨説明を求めます。

総務産業建設委員会委員長 石神 真君。

○総務産業建設常任委員会委員長（石神 真君） 議長の許可をいただきましたので、「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、提案の趣旨説明をいたします。

我が国の温室効果ガス削減目標の達成のためには、森林吸収源対策の推進が不可欠となっております。しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村におきましては、森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大変不足しております。

本市におきましても、市域の約8割を森林が占め、森林環境の整備が喫緊の課題となっております。育林推進事業などを推進しているところであるこのような中、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく

負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に関し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記をされておることから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るため、全国森林環境税の早期導入を強く求める必要があります。よって、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第15 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第15、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第16 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第16、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 全国森林環境税の創設に関する意見書に対して、反対の立場として討論を行います。

森林環境の整備は、現在、人間が生きる上において大変重要な課題であります。また、この山県市においても、生命、身体、財産を侵害するおそれのある災害を初め、前議会にて一般質問においても行いましたが、近年、喫緊の課題となっている有害鳥獣被害への対策としても大変重要な課題であります。

現在、岐阜県では、平成34年まで延期となった清流の国ぎふ森林環境税があり、個人県民税均等割にて1,000円の上乗せ、法人県民税均等割にて2,000円から8万円の上乗せが行われており、清流の国ぎふ森林環境基金事業において実施された山県市における事業費のうちの50%超が森林環境税によるものです。

しかし、このたびの全国森林環境税はいかがでしょうか。山県市の皆様から1人当たり幾らの税金をいただいて、実際にこの山県市へ入るお金は幾らになりますでしょうか。まずは明確な額を御提示いただきたい。私を支持してくださった834名の市民の皆様の代表として、私は明確な額を御提示いただくまでは慎重に進めるべきだと考えます。

反対討論は以上です。

〔「休憩して」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 暫時休憩。

午前10時47分休憩

午前10時49分再開

○議長（武藤孝成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、賛成討論はありませんか。

寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長の許可をいただきましたので、賛成の立場で討論いたします。所属の委員会採決では、賛成の意を十分にあらわすことができず、反対とさせていただきました。

市民から徴収する税金の額が市民の暮らしを圧迫するような高額にならないか、税金が適正に使われるか、分配などについては今後も注視していく必要があると考えますが、国際的に環境汚染が進む中、自然と共存し、持続可能な国づくりを進めていくことは、都市部、山村地域にかかわらず、全国にわたった課題であると考え、意見書の趣旨に賛同し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。

議長から指名いただきましたので、反対討論をしたいと思います。全国の森林環境税の創設に関する意見書に対して反対討論をします。

我が党は早くから、環境にかかわる全ての分野で、大企業の製造責任、排出責任を厳しく問う環境保全のルールを確立し、汚染の原因となる物質を生産、使用している企業の責任と負担を明確にした環境対策税を創設すると、その導入の必要性和その際の考え方を明らかにしてきています。

森林環境税については、国民に等しく負担を求めるのではなく、2012年10月1日から実施されている石油温暖化対策税の拡充を図り、使途として森林吸収源対策を位置づけ

て、森林、林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を充てるように提言をしました。

したがって、今回の国民に等しく負担を求めることを基本とする意見書については、反対をいたします。

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 全国森林環境税の創設に関する意見書に賛成の立場で意見を述べます。

同僚議員と少々重なりますが、今回の意見書は必要不可欠な喫緊の課題と捉えています。森林の有する公益的機能として、地球温暖化防止機能、土砂災害防止機能、水源涵養機能を挙げておられます。どれをとっても人類の生存維持には欠かせぬ要件です。

さらには、森林資源エネルギーの活用、森林浴による身体の清浄等々と枚挙にいとまがありません。今、温暖化による現象と見られる世界の大災害は、環境問題をおろそかにした自然界からの復讐と言わざるを得ません。新たな財源の確保を最大限に活用して、国土の保全に全力で取り組み、国民の快適で安全・安心な生活環境の創出を願うものです。

以上をもって、賛成討論といたします。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 私も、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

森林環境税については、県のほうでも森林環境税は整備されておりますが、ことしの4月に起きました九州のほうでの豪雨におきまして、その一因として、森林が整備されていない、また間伐が進んでいないところが水がたまったということで崩壊が起きたということも1つの要因かと言われております。

また、山縣市においても森林が8割以上を占めておりまして、所有者がわからない森林も多くあります。そういった課題がありまして、市の財源や県の森林環境税等ではまだまだ整備が整っていないところもありますので、国の創設を求めるものでございます。

以上で賛成討論とさせていただきます。

○議長（武藤孝成君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第17 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第17、採決。

ただいまから、発議第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議がありますので、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武藤孝成君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第3号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書について

○議長（武藤孝成君） 日程第18、発議第3号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書について、厚生文教委員会委員長の趣旨説明を求めます。

厚生文教委員会委員長 藤根圓六君。

○厚生文教常任委員会委員長（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書の趣旨説明を行います。

インターネットを活用したIoTの活用分野の拡大により、近年におけるIT技術の発展は著しく、第四次産業革命とも呼ばれる大きな転換期を迎えております。このような中、義務教育課程においては、本年3月に次期学習指導要領が改正され、2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会では人材育成や指導内容等について現在独自に調査、研究がなされているが、具体的な指導内容についてまでは明確となっておりません。

そこで、子供たちが将来どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められる情報活用能力の育成や情報手段の活用を進める上において、必要となる次の3点

の支援を国へ強く求めております。

1、早期にプログラミングの指導概要について明らかにすること。

2、円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。

3、民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、議会より関係行政庁へ要望するものであります。

詳細につきましては、意見書のとおりでございますので、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武藤孝成君） 御苦労さまでした。

日程第19 質疑

○議長（武藤孝成君） 日程第19、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第20 討論

○議長（武藤孝成君） 日程第20、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 次に、賛成討論はありませんか。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） この議案については、委員会の審議の中で、具体的には、国に対する要望についてはもっともだということを思っていますが、提案されている中身について、今の現状についていろいろ考えるところがあるということで、反対をいたしました。その後、議会の一般質問等々を含めて教育の問題がいろいろ議論されましたので、

それも踏まえて、最終的に賛成をする意見を述べたいと思います。

小学校の教育課程は誰のためのものかということを私は考えています。教育は、憲法と子どもの権利条約に基づいて、子供たち一人一人の成長、発達を保障するため、権利として保障されています。教育政策というのは、この学習権を保障する観点から立案されなければなりません。産業界から、人材育成によるものではない。それは教育の大前提だと思っています。

にもかかわらず、今回、小学校におけるプログラミング必修化の検討は、第6回の産業競争力会議で民間議員と称する楽天の三木谷氏が提案した、エンジニアの質・量ともにレベルを大幅にアップするという提案がもとになっていると言われています。

グローバル化時代の競争に勝ち抜く人材の育成政策を受けて、学習指導要領が改定されました。学習指導要領の改定の基礎になっているのがグローバル人材の育成のための3本の矢、1つが英語教育、2つが理数教育、3つがICT教育。英語教育の教科化やプログラミング教育の導入がこの政策の一環として導入されようとしています。

子供たちは、その発達段階を踏まえて、科学的で系統的な教材の配置が必要です。しかし、今行われている小学校中学年からの英語活動と高学年での教科化についても、小学校段階では母語をしっかり身につけることが重要であり、外国語、英語教育のあり方も問われています。

英語の教科化により、2020年から、小学校の3、4年生に外国語活動を週1回、1時間、小学校の5、6年生から週2時間の英語が始まります。教科になる3条件、教科書の採用、免許を持った教員が教える、成績をつける。日本の小学校の現状は、英語免許を持った教員は4%、英語教育を担当する学級担任が93%です。全国2万1,000校にある小学校の学級担任は、英語教育の免許をほとんど持っていないのが状況です。

子供や地域の実態に即して教育活動を展開するためには、学校現場や教員の自主性、教育の自由が保障されなければなりません。今回の小学校におけるプログラミング必修化は、子供らしい遊びを通じての学びの育ちと自分の可能性を引き出すどころか、早期教育をあおる結果となり、さらに学習が過密となり、同僚議員の言われた詰め込み教育、子供の学習負担がふえることにつながります。2学期制の議論などはそのあらわれです。

部活動問題に象徴されるように、教員の多忙化により、子供に向き合う時間の減少や教材研究への影響など、さらに拍車をかけることにつながる危険性もあります。

このようなさまざまな問題を含んでいる小学校におけるプログラミング教育の必修化を稚拙に導入することは、かえって子供の成長を阻害するものになる可能性があります。しかし、こうした現状の幾つかの問題を抱えながら、ことし3月、学習指導要領におい

て小学校におけるプログラミング教育の必修化が決定されました。

今後は、そうした現状を踏まえ、いかに教員の負担を減らし、子供の学習負担を和らげつつ、全国同じような環境で教育が推進されるか。その推進のために、国に対する財政支援や人的支援を求める必要があります。したがって、今回提案の小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書に対し、賛成の意見を述べます。

以上です。

○議長（武藤孝成君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第21 採決

○議長（武藤孝成君） 日程第21、採決。

ただいまから、発議第3号 小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

可決されました意見書の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいます。

日程第22 議員派遣について

○議長（武藤孝成君） 日程第22、議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山県市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武藤孝成君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、お手

元に配付のとおり議員を派遣することに決定されました。

○議長（武藤孝成君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全案件につきましては、慎重に御審議、決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成29年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

午前11時05分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 武 藤 孝 成

5 番 議 員 郷 明 夫

6 番 議 員 操 知 子